

令和 8 年 第 1 回 定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 6 日 開会

令和 8 年 3 月 10 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和8年  
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月6日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○一般質問	13
6番 宮原みさ子 議員	13
5番 黒澤克久 議員	16
9番 若林想一郎 議員	26
2番 関貴志 議員	33
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
・議案第2号 横瀬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
・議案第3号 横瀬町乳児等通園支援事業に関する条例	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
・議案第4号 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
・議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例	
○延 会	48

---

3月7日(土) ○休 会

3月8日(日) ○休 会

---

3月9日(月)	○開 議	5 3
	○議事日程の報告	5 3
	○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
	・議案第7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	
	○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
	・議案第8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
	・議案第9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
	○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
	・議案第10号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例	
	○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
	・議案第11号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
	・議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例	
	○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
	・議案第13号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算(第7号)	
	○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
	・議案第14号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
	・議案第15号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
	・議案第16号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・議案第17号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算(第2号)	
○議案第18号～議案第22号の上程、説明	74
・議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算	
・議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算	
○延 会	83



3月10日(火)	○開 議	87
	○議事日程の報告	87
	○施政方針に対する質疑	87
	○議案第18号～議案第22号の説明、質疑、討論、採決	94
	・議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算	
	○町長あいさつ	119
	○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
	・議案第23号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について	
	○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
	・発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	
	○閉会中の継続審査の申出	126
	○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	126
	○閉 会	127

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第5号

令和8年第1回横瀬町議会定例会を、令和8年3月6日横瀬町役場に招集する。

令和8年2月27日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員		
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員		
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次	郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員	
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員		

不応招議員（なし）

## 令和8年第1回横瀬町議会定例会 第1日

令和8年3月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

6 番 宮 原 みさ子 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）  
の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号 横瀬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、  
討論、採決

1、議案第3号 横瀬町乳児等通園支援事業に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正  
する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、延 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員	
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計
				課	経					課	長	兼	計
				長	営					管	理	者	
関	口	和	則	町	民	加	藤	美	智	福	祉	介	護
				課	長					課	長		長
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振	興	課	長
				子	課								
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	環	境	課	長
				設	課								
小	俣	敏	孝	教	育	大	沢	賢	治	代	表	監	査
				次	長					委	員		員

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	守	屋	則	子	書	記
				局	長						

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

令和8年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○向井芳文議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○向井芳文議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。本日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので、令和7年度も残り僅かとなりました。年度末の締めくくりとして全力で町政運営に当たるとともに、新年度に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと思います。皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。国政におきましては、第2次高市内閣が発足し、新たな政権運営が稼働を始めております。先日行われた施政方針演説において、総理は、最優先課題として、「成長投資へのシフト」を明確に打ち出されました。さらに、従来の「地方創生」を一步進め、「地方を単なる支援対象ではなく、日本経済を牽引する成長エンジン（伸び代）と捉える「地域未来戦略」を掲げ、「どこに住んでいても安全に暮らし、必要な医療・福祉・教育を享受し、働く場所がある社会」の実現を目指すとしています。町としましては、こうした国の新たな施策と機敏に連動しつつ、人口減少対策をはじめとする諸課題に対し、実効性のある施策を積極的に展開していきたいと考えております。

それでは、各事業の一部について報告をさせていただきます。

まず初めに、自治体間連携の推進についてであります。埼玉県伊奈町と締結した「未来につなぐ森づくり連携協定」に基づき、2月7日に、2回目となる「森林や地域資源を活用した地域間交流イベント」を実施しました。伊奈町から15名のご家族をお迎えし、「花の郷宇根」の皆様にご協力をいただき、伊奈町の森林環境譲与税を活用して伐採した木材を材料にしたプランターづくり等を通じて、森林整備の現状や森林の重要性について学んでいただきました。また、終了後には「あしがくぼの氷柱」を見学をしていた

できました。今後も、この結びつき、交流を大切にして新たな事業展開を模索してまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。3月1日付で、井上義行さんが新たに着任しました。井上さんは、高知県四万十町のご出身です。行政経験に加え、行政書士の資格も保有されており、東京近郊での生活を希望される中で、横瀬町の取組に深く関心を持ち応募されました。前職では、人材育成や起業支援、観光・農業振興など、幅広い分野で地域活性化に携わってこられました。今後は地域商社「E N g a W A」の一員として、その豊富な経験を生かし、多方面で町に貢献をしていただくことを期待しています。

現在、21名の隊員が、空き家対策、鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及啓発など、様々な分野で活動しております。今後も、町の未来のために、「選ばれる横瀬町」として新たな担い手の確保に努めてまいります。

次に、うれしいニュースをご報告いたします。1月30日に一般社団法人文教施設協会が主催する「令和7年度優良学校施設表彰」において、横瀬小学校校舎が優秀賞を受賞いたしました。優良学校施設表彰事業は、優れた学校施設を表彰することにより、これからの学校施設整備の質的向上に資することを目的として、令和5年度から実施をされています。

今回の受賞は、地域が大切にしてきた築90年を超える貴重な木造校舎を保存しつつ、新校舎には、町有林の杉やヒノキをふんだんに活用し、温かみのある教育空間を実現したことが総合的に高く評価されたものです。

先人が残してくれた大切な財産と現在の技術が融合したこの校舎で、子供たちが豊かな感性を育めるよう、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。

次に、各種イベントについて報告をさせていただきます。今年で13年目を迎えた「あしがくぼの氷柱」についてです。1月8日から2月23日までの47日間、合計8万17人という大変多くの方にご来場をいただきました。オープン以来13年という長きにわたりこの事業を継続できているのは、観光協会氷柱部会やボランティアの皆様をはじめ、関係各位の並々ならぬ創意工夫と努力のたまものであり、深く敬意を表します。この冬の一大イベントが地域経済に及ぼす波及効果は極めて大きく、今後も町としても最大限の支援を続けてまいります。

次に、1月11日に開催しました「二十歳のつどい」についてです。今年は87名の方が二十歳の節目を迎え、そのうち72名の方が式典に出席しました。毎年有志が実行委員となり企画運営を行う手作りの式典では、中学時代の恩師やご家族、町関係者も参列する中で、参加一人一人の近況報告、力強い堂々とした誓いの言葉や答辞が述べられ、二十歳の若者たちの頼もしい成長を実感いたしました。また、今年度も当町恒例の「25歳のつどい」を今週末7日、A r e a 898にて開催する予定であります。

次に、2月14日に開催した「埼玉武蔵ヒートベアーズ少年野球教室」についてです。4回目となる今年は、プロ野球千葉ロッテマリーンズで活躍した清田監督をはじめ、選手の皆さんを指導者に迎え、町民グラウンドにおいて開催をいたしました。町内外から集まった大勢の小中学生が、プロの技術と野球の楽しさに触れる貴重な機会となりました。

次に、官民連携プラットフォーム「よこらぼ」についてです。セカンドシーズンに突入し、さらなる発展を目指し、常に進化を続ける「よこらぼ」ですが、2月14日に3回目となる交流イベント「よこらぼ大会議2026」を町民会館で開催いたしました。基調講演では、秩父市の清野市長による「荒川流域圏構想と

官民連携」と題してご講演をいただいたほか、秩父地域で活躍している方々による熱いトークセッションや高校生や大学生、町内起業家などによる発表（ショートピッチ）が行われました。全国から約180名の皆様にご参加をいただき、本町の先進的な取組が、地域の枠を超えた大きな動きとなっていることを再確認いたしました。

最後に、「日本一歩きたくなる町プロジェクト」についてです。このプロジェクトは、町民の方の健康づくり、観光客誘客、人の輪づくりという3つの促進を目指しています。この事業の一環として、3月1日に「ストロベリー&ビンゴウォーク」を開催いたしました。地域の活性化を図るため、毎年恒例となりましたハイキングイベントです。当日は約700名の方にご参加をいただき、日本一歩きたくなる町大使の「レギュラー」のお二人とともに、横瀬町産の旬のイチゴや地元グルメを楽しみながら、コース内に設置されたビンゴポイントを回り、笑顔で町内を歩いていただきました。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきました。今後も引き続き全力で各事業に取り組んでまいります。

議員の皆様には、事業が円滑に進みますよう、これまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。専決処分の承認1件、条例の制定3件、条例の一部改正8件、令和7年度一般会計・特別会計・公営企業会計補正予算5件、令和8年度一般会計・特別会計・公営企業会計予算5件、協定書の変更1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 町長の発言を終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○向井芳文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

6番 宮原みさ子 議員

7番 新井鼓次郎 議員

8番 内藤純夫 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○向井芳文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

なお、内藤純夫委員長におきましては、身体上の都合により議席での発言を許可しております。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 議長、ご配慮ありがとうございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、2月27日に開催し、議案等の提供を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、本日3月6日から10日までの5日間と決定いたしました。なお、7日、8日の土曜日、日曜日は休会といたします。

簡単明瞭な分かりやすい質問、答弁での活発な議論をお願いいたしまして、報告を終わります。

以上です。

○向井芳文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日6日から10日までの5日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○向井芳文議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和7年第6回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和7年12月、令和8年1月及び2月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指

名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

内容につきましては、令和7年12月19日、令和8年1月19日及び2月19日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和7年度一般会計、3つの特別会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和8年1月30日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は4億4,356万8,991円であることを確認いたしました。

私からは以上になります。

○向井芳文議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、各常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

7番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催は、令和8年2月17日火曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室で開催いたしました。出席者は委員5名、執行部12名、事務局2名でございます。

初めに、町長のごあいさつをいただき、次に会議録署名委員に若林想一郎委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに審査に入りました。

審査事件等は、1、所管事務調査、横瀬町民生委員・児童委員の現状について、2、教育委員会報告について、3、その他でございます。

審査経過及びまとめですが、1の所管事務調査、横瀬町民生委員・児童委員の現状については、町民課長より資料に基づき、法的根拠、選任基準、活動状況、現状の課題等の説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、地域連携の取組、情報連絡、活動費などについて質疑がありました。当委員会としましては、これらの報告について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

次に、2の教育委員会報告についてですが、教育長より資料に基づき、校長会での指示事項、児童生徒の現状、教育委員会の行事、横瀬中学校制服の新デザインの決定及び移行の期間についての報告、説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、制服の補助、取扱業者のほか、体育館エアコンについて等がありました。当委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめとしました。

次に、3のその他についてであります。執行部より3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、次に環境課長より、省エネルギー型暮らし体験住宅条例の概要について説明を受けました。当委員

会としましては、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○向井芳文議長 次に、企画財政産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、関貴志委員長。

〔関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長登壇〕

○関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長 議長より企画財政産業建設常任委員会の報告を求められましたので、報告いたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和8年2月17日午前10時より、横瀬町役場301会議室。出席者、委員4名、議長、執行部8名、事務局2名。会議録署名委員としまして内藤純夫委員、小泉初男委員を指名いたしました。

初めに、町長よりあいさつをいただき、直ちに審査事件に移りました。

(1)、所管事務調査、横瀬町における鳥獣被害の現状と対策について、(2)、その他でございます。

審査経過なのですが、1、所管事務調査、鳥獣被害の現状と対策について、振興課より資料に基づき、横瀬町内に主に生息している鳥獣の種類、鳥獣による農業への被害、現状の対策に関する説明を受けました。質疑では、適正な山の管理等がございました。まとめ、当委員会では説明を受け、質疑応答を行っているということでまとめといたしました。

2、その他、執行部から3月定例会提出案件の概要についての説明、報告を受け、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

次に、開催日時、令和8年2月27日午前10時半より、横瀬町役場301会議室及び現地視察。出席者、委員5名、議長、執行部2名、事務局2名。会議録署名員としまして森沢望美委員、黒澤克久委員にお願いいたしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、町道3307号線土砂崩れ発生状況について。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、建設課より資料に基づき、町道3307号線の土砂崩れの説明を受けました。現地では被害状況と今後の対応についての説明を受けました。まとめ、当委員会では説明を聞きおくことといたしました。

以上、報告といたします。

○向井芳文議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長より指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和8年1月13日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名でございます。会議録署名委員としまして森沢望美委員、黒澤克久委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第149号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第149号の編集について、内容等の協議検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定し、1月20日に正副委員長による最終確認をし、2月1日に発行いたしました。

開催日時、令和8年2月27日午後2時半より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして森沢望美委員、関貴志委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第150号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより150号の編集について、レイアウト等の協議検討を行いました。

以上です。

○向井芳文議長 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○黒澤克久議会改革特別委員会委員長 議長よりご指名いただきましたので、横瀬町議会議会改革特別委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年12月11日11時30分より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席委員は6名、議長、事務局2名です。会議録署名委員に関貴志委員、関根修委員をお願いし、直ちに審査事件に入りました。

今回の審査事件は、議員定数及び報酬について、そしてその他という2項目でございます。

審査の経過でございますが、議員定数及び報酬等について、各委員の考えを示していただいた。まとめとして、当委員会として平成16年の行財政改革の前の水準に戻す。町長、副町長、特別職も同様にして戻す。今後は人事院勧告に従うということで、まとめいたします。なお、議員定数については、削減に向け継続して検討していくということでまとめいたしました。

続きまして、令和8年1月22日午後2時より、横瀬町役場301会議室で委員会を行いました。出席委員は4名、議長、事務局2名。会議録署名委員に宮原みさ子委員、若林想一郎委員をお願いをいたしました。

今回の審査事件ですが、議員定数及び報酬等の答申についてということで委員会を開催いたしました。

審査経過ですが、議員定数及び報酬の答申について各委員の考えを示していただいた。まとめとして、当委員会としては、別紙に附属してあります答申を向井議長に提出することでまとめいたしました。

以上です。

○向井芳文議長 各常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 議長のご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告を行います。

全員協議会、開催日時、令和8年2月5日木曜日10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室にて行いました。出席者、議員16名、管理者、関係職員です。

議事といたしまして、1、諸報告、2、議会運営でございました。

令和8年秩父広域市町村圏組合議会2月定例会、開催日時、令和8年2月12日木曜日、開会、午前10時より、秩父市役所本庁舎4階議場にて行いました。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員。

議事日程といたしまして、第1、会議録署名議員の指名、2番、秩父市議、高野佳男議員、3番、秩父市議、坂本勝幸議員、4番、秩父市議、内田均議員にお願いいたしました。

第2、会期の決定、令和8年2月12日1日間でありました。

第3、諸報告。

第4、管理者提出議案の報告。

第5、一般質問、秩父市、本橋貢議員、秩父市、高野佳男議員が行いました。

第6、議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例及び秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例の一部を改正する条例は、総員起立、原案可決いたしました。

第7、議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、総員起立、原案可決いたしました。

第8、議案第3号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例、総員起立で原案可決いたしました。

第9、議案第4号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、総員起立で原案可決いたしました。

第10、議案第5号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）、総員起立、原案可決いたしました。

第11、議案第6号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計、総員起立、原案可決いたしました。

第12、議案第7号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、総員起立で原案可決いたしました。

以上、報告といたします。広域議会資料は控室に置いてありますので、御覧ください。内容細部につきましては、控室等での質問をお願い申し上げます。

以上です。

○向井芳文議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○向井芳文議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、横瀬町における地域公共交通施策である乗合タクシーブコーさん号についてお伺いします。

本事業は、高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の確保や日常生活の利便性向上を目的として導入され、一定の成果を上げてきたと認識をしております。一方で、利用者数の伸び悩みや運行エリア、運行時間、予約のしやすさなど、利用実態と制度設計との間に課題もあると考えます。また、運転手不足や運行経費の増加といった全国共通の問題が、今後の安定的な運営に影響を及ぼすことも考えられます。

また、燃料費や人件費の高騰、運転手不足などにより、将来的に運行コストがさらに増加する可能性も否定できません。限られた財源の中で事業を現行のまま継続することが最善の選択であるか、あるいは運行形態や制度の見直しを含めた検討が必要なのか、今後の課題になると思います。そこで3点お伺いいたします。

①、現状の利用状況・利用者の年齢層・目的別の利用実態について。

②、今後の課題として改善策や方向性の取組は考えているのか。

③、運行に伴う町の財政負担についてをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○向井芳文議長 質問1、乗合タクシーブコーさん号についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)でございますが、乗合タクシーブコーさん号の登録者数は、令和8年1月末現在で667名となっており、運行がスタートした令和3年度の登録者数441名と比較いたしますと、4割以上増加しております。

次に、利用状況でございますが、令和6年度1年間の利用者数は6,620名で、令和3年度の5,069名と比較しますと、約3割以上増加しております。令和7年度もまだ集計はできておりませんが、利用者数は順調に推移しているところでございます。

直近の令和8年1月を例にして、1か月間の利用状況を見ますと、1か月間の運行日数は23日、利用者数は447名、実利用者数は86名でございました。この実利用者のうち、1か月に2日以上利用している方は44名で、約半数の方が複数回利用されているようでございます。また、多い方で1か月に18日利用

されている方もいらっしゃいますし、お1人当たりの平均利用日数は1か月で2.9日となっております。

続いて、年齢別では、利用者のうち70歳以上の方の利用が全体の9割以上を占めております。目的別のうち、まず町外利用、これは秩父市内6か所の乗降場所での利用でございますが、利用者数は156名で、全体の約4割を占めております。乗降場所ごとの乗降の多い順は、最も多いのが秩父駅、次いでユニクス秩父、ベルク東町店、埼玉りそな銀行、秩父市立病院、J Aちちぶ本店となっております。

一方、町内利用では、利用者数は291名で、主な乗降場所として役場などの公共施設、医療機関、買物による商店等の順となっております。

続いて、要旨明細(2)でございますが、これまでの約5年間で利用者の皆様の利便性向上のため、積極的な周知はもとより、国の交付金を活用しての利用チケットの配布、お昼の時間帯の予約受付の開始、車両を機動力のある普通車2台体制に変更するといった改善を図ってまいりました。

今後も引き続き一人でも多くの町民の皆様が快適にご利用いただけるように、令和8年度当初予算で計上させていただいておりますが、国の地域未来交付金、今年度は第2世代交付金とっておりましたが、この交付金を活用した二次交通利用計画策定に伴ってアンケート調査などを実施する予定になっておりますので、より詳細な町民の皆様の声の声を把握していきたいと考えております。

要旨明細(3)でございますが、本事業は令和8年度当初予算で運行の補助金として1,935万円を計上させていただいております。この経費については、国の交付金や特別交付税を充当する予定となっており、実質的には町単独の財政負担は2割程度となる予定でございます。

引き続き、のりあいブコーさん号の利用促進を図りながら、効率的かつ効果的で持続可能な運行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。本当にこの乗合タクシーブコーさん号が始まる以前から、町の本当にそういう交通弱者の方々に対して手を幅広くやっていただいて、皆さんが助かっているというお声を聞いております。その中で、今回またアンケートを取ることですけれども、今現状ではどんな利用者からの要望があるのか、それに対して対応はどのようにしているのかをお聞きしたいと思います。

それと、改善点といたしまして、市内の設置場所を増やしていただける考えはあるのか。ある町民の方から、やはり例で言いますと、市立病院だけではなく、ほかの病院もぜひやってほしいという、例えば秩父病院、かなり横瀬町内の方も行っておられますので、秩父駅からだとちょっと遠いということもあって、秩父病院もあればいいのになということをおっしゃったので、その点を伺います。

それと、今回J Aちちぶ本店が上野町から太田のほうへ移りまして、窓口でないといけない、多分いろんなあると思うのですけれども、その点太田だとかなりちょっと遠いと思いますけれども、こちらの上野町のちちぶの本店は時間が限られた中でやっております。それなので、その時間に行けない人のことを考えると、何とか考えられるのか。ただ、今利用状況につきまして聞きましたら、ちちぶの農協はそんなに多くないみたいなのですけれども、ぜひそういうことも今後も考えていけるかと思えます。

それと、今回この質問をさせていただいた中で、本当に今現在横瀬町は負担はあまりないとは言いませんけれども、秩父市とともに、やっぱり利用者が秩父市のほうもかなり皆さん多く使っておられますので、以前も黒澤議員のほうからも質問させていただいたことがあると思うのですが、定住自立圏を使ったそういうもので運行ができるように秩父市と連携を取ることができるのか。あとは、AIデマンド交通ということで、秩父市と連携をして、秩父市から吉田町、吉田のほうでやっておるといったことなのですが、今後やっぱり小鹿野とか皆野とか長瀬のほうは、やはりまたちょっと違うのですが、秩父市、横瀬に関しては、横瀬の利用する人も多いので、まして秩父市民の方からもできれば横瀬町のような、こういう乗合タクシーみたいなものを普及してほしいということが声が上がっております。それなので、今後その方面についてどのように考えているのか、お願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきたいと思います。4点でしょうか。

ということで、まず1点目でございますが、利用者の声としてどんな要望があったのかというご質問でございます。町民の皆様からいろいろな場面で確かにいろんなお声をお聞かせいただいております。直接電話をいただいたりだったりとか、あるいは各地区を回っている町長と語る会とか、このブコーさん号のことについては、ご意見をいただくことができました。

その中で、今一番多いご要望というのは、高齢者の方が一人では乗れないので、介助者を一緒に乗せてほしいなというような声はお聞きすることがよくあります。

それと、先ほど宮原議員お話しのように、秩父市内でも乗降場所を増やしてほしいということは、今私が聞いていた中では多いなという状況でございます。

それと、2番目の市内での設置場所を増やす考えはないかということでございますが、前回のケース、3か所から3か所増やしたときというか、3年前でございますので、あと先ほども申し上げたように、アンケートを令和8年度に取りますので、そのアンケートを見て対応を考えたいと。場所、数とか、そういったものを考えていければというふうに考えております。

それと、JAの関係です。本店機能が一部太田に行ったということで、私も先日、JAさんのほうにちょっと確認をしましたが、今上野町にあるところがお金を下ろしたり積んだりというところとか、保険とか、そういったものについてはまだあるということでございましたので、機能としては普通、通常の利用される場合にはそれほど不便がないのかなというところもあります。当然本店に行かないといけないような要件もあると思いますので、この辺はまたこういった来年度のアンケートとか取った中で検討していければというふうに考えております。

そして、最後でございます。定住で取り組んでいく考えはあるのかということでございます。これも以前から黒澤議員もお話をさせていただいておりましたけれども、広域的に取り組んでいく場合の、まず私のほうでは、1市4町の担当者レベルというのですか、でディスカッションから始めていきたいということは以前から申し上げておまして、実はちょっと進展がございまして、この担当レベルで勉強会、定住のほうで勉強会などを開いたらどうかというような動きも出てきておりますので、こういった動きの中で

定住の取組というものも考えていければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ぜひぜひ様々な課題もありますけれども、皆さんがよりよく利用できるよう、またこれからどんどん高齢者も増えていきますし、車の運転ができなくなる高齢者も増えていきますので、その年代の方たちが本当に使いやすくできるような形を取っていただければと思います。

それなので、今回この定住のほうでも勉強会を持っていただけたということなので、ぜひ町長はどのようなお考えがあるのか、お聞きできればと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから答弁させていただきます。

のりあいブコーさん号を従前のブコーさん号は停留所から乗っていただく形でした。やはりこれからの高齢化の進展を考えると、ドア・ツー・ドアのサービスは必須になるだろうということで、今の形にしています。令和3年度と比べると、おかげさまで登録者も今増えて、667名まで来ました。ということで、ここまではいい形では機能してくれているかなというふうに思っています。

ただ、問題は今後だと思えます。それは、やはりさらに横瀬町の高齢化が進み、横瀬町で一番人口のボリュームゾーンとなっている団塊の世代の皆さんがこれから後期高齢者に入っていくという中で、免許返納の件数はやはり増えていくのだと思えますし、よりそののりあいブコーさん号等、こういう交通の足のニーズは増していくのだと思えますので、そこにしっかり対応していきたいというふうに思えます。

そういう中で、広域的に連携できる部分があれば積極的にしていきたいなというふうに思えます。

○向井芳文議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○向井芳文議長 次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、2項目の質問となります。大項目1、火災予防について、要旨明細(1)、林野火災対策について、(2)、火災予防の啓発について。

今年は記録的な雨不足で、空気が乾いた状態が続いています。ダムの貯水率も激減しており、飲料水や作物などに影響が出ないか心配です。これだけ乾燥が続いていると、火災が起こりやすい気象条件だと考えます。令和7年2月の岩手県大船渡市の山林火災、令和8年1月8日の山梨県上野原市の林野火災、記憶に新しい令和8年2月4日に発生した秩父市浦山の林野火災、山林を持っている自治体においては他人事ではありません。林野火災の予防対策について、火災予防の啓発についてをお伺いします。

続きまして、大項目2、花咲山について、要旨明細(1)、花咲山の現状、今後について、(2)、10周年イベントについてお伺いいたします。

早いもので、花咲山ができて10年目になります。多くのボランティアに支えられ、草刈り、枝の剪定などが行われております。花咲山の現状、今後について、また10周年イベントについてをお伺いいたします。

以上を壇上での質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○向井芳文議長 質問1、火災予防についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項1、火災予防について答弁させていただきます。

要旨明細1、林野火災対策についてですが、総務省消防庁の報告によりますと、林野火災の年間発生件数は、昭和49年の8,351件をピークに、以後減少傾向となり、近年は1,300件前後で推移している状況となっています。令和6年には出火件数が初めて1,000件を下回りました。しかしながら、昨年、令和7年には、2月に岩手県大船渡市、3月には岡山県岡山市、愛媛県今治市などで大規模な林野火災が相次いで発生しました。林野火災は年間を通じて発生しておりますが、例年2月から5月にかけて集中する傾向にあります。

今年に入り、秩父市浦山地区をはじめ、日本各地で林野火災が相次いで発生しており、自衛隊の災害派遣要請が出るなど深刻な事態となっています。その背景には、冬から春特有の乾燥と強風に加え、今年は長期間降雨がない極端な乾燥と、寒気による強い季節風が重なったことが挙げられます。一度火災が発生すれば、強風による飛び火が被害を爆発的に拡大させる極めて危険な状態にありました。

出火原因の多くはたき火、火入れ、放火等の人的要因であり、その大部分は火の取扱いに対する一人一人の注意で防ぐことが可能です。特にこの時期は、火入れや農作業のほか、山菜取りやハイキング等の入山者が増加することから、より一層の警戒が必要であります。

こうした状況を鑑み、消防庁では令和7年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえ、林野火災注意報や林野火災警報を創設し、全国の自治体に的確な発令と運用を呼びかけています。これは、自治体の火災予防条例に基づき、危険性に応じて発令するもので、本年、令和8年1月より全国の一部の自治体で運用が開始されております。

秩父消防本部においても、林野火災多発期(1月から5月)における林野火災の未然防止を目的とした

林野火災警報の運用を本年2月1日より開始しました。林野火災警報発令時には、火の使用制限が課せられます。住民の皆様への周知につきましては、防災行政無線や安心安全メール、秩父消防本部のホームページ、消防車による巡回広報、消防署掲示板への掲出等により、迅速かつ確実な情報伝達に努めてまいります。

次に、要旨明細2、火災予防の啓発についてですが、林野火災の予防には、住民の皆様の防火意識の向上が不可欠です。春の全国火災予防運動においては、山火事防止を最重点項目に掲げ、広報活動に努めています。また、観光客への啓発として、登山道やハイキング道への山火事防止の看板設置により注意喚起を呼びかけています。

秩父地域はその面積の大部分が森林あるいは森林に隣接していることから、一度火災が発生すれば甚大な被害につながるおそれがあります。今後におきましても、林野火災のみならず、火災予防全般の予防啓発として、防災行政無線による注意喚起、消防団による特別警戒、文化財防火演習などの放水訓練の周知、地域における消火訓練などを通じ、常日頃から地域全体で火災予防意識が醸成されるよう、積極的な啓発活動に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問ということで、3点再質問をさせていただきます。

最初に、(1)のほうの関係で、林野火災警報発令時には火の使用制限がかかるということですが、これは具体的にどのような制限がかかるのか、分かる範囲で教えてください。

そして、(2)の火災予防の啓発の関係ですが、まず最初にあしたまでが春の火災予防週間だと思うのですが、この春の火災予防週間とは多分一般家庭の住宅についての火災予防の啓発かと思うのですが、今後この山間、山林を持っている地域として、うまく連動させることができるような工夫ができるかどうか、また具体策があれば教えてください。

そして、(2)のこれ啓発に入るか、広域に入るか、ちょっと微妙なところなのですが、先日ちょっと別件がありまして、秩父の森林組合さんにちょっとお邪魔しました。そのときに、森林組合さんの担当された方とちょっとお話をさせてもらったときに、秩父の山林は枝打ち、要は間伐や枝打ちができていないことから、同じような火災規模が起り得る可能性が高いと。やっぱりその木本体の幹は、山火事が起こってもそうそうは燃えないのだけれども、まずは乾燥した枝から燃え移るということで、そこは本当にもっと多分関係者含め、皆さんで共有していったほうがいいのではないのかなというお話を聞きました。

当町においても町有林があったりだとか、過去にも枝打ちの話、間伐の話というのは、根古屋城址の山とか、あの辺のこととかでもお話ししたことがあるのですが、それとはまた違った意味で火災予防の観点から、その間伐、枝打ちが必要になるのではないかなと思ひまして、ちょっと聞かせていただきます。

以上、3点となります。よろしくお願ひいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再質問について答弁させていただきます。

まず、1つ目の火災予防警報が発令された場合の制限されるということですが、警報が発令されると、まず山林、原野等において火入れをしないことというのが1つと、あと屋外において花火をしないこと、それと屋外において火遊びまたはたき火をしないこと、それと屋外において燃えやすいものの付近や落ち葉などの燃えやすいものの付近で喫煙をしないこと、それと屋外においてたばこの吸い殻や取灰を捨てる際に、火が確実に消えていることを確認し処理すること、というようなことが一応条例のほうで制限される行為となっております。

それから、春の火災予防週間の啓発との関連ということですが、議員おっしゃるとおり、今現在春の火災予防週間で消防団において警戒活動を行っていただいておりますが、基本的には消防団で行っているものは、各家庭での火災の啓発、予防の啓発というふうなことで行っております。

そのほかに、この春の火災予防週間ということで、いろんなところで啓発の周知とかをしております、秩父消防署のホームページであったりとか、そういったところでは、この週間に合わせて山火事防止を積極的に啓発している状況でございます。

それから、山林の管理ということで、枝打ちや間伐をこれからしっかり管理していくかどうかということだと思うのですが、実際の山火事が発生すると、被害が急速に拡大するのも現状で分かっていることですので、それに関してなるべく火を食い止めるために山林の管理というものは必要になってくるのではないかと思います。

具体的には枝打ちしたり、間伐したりというふうなことだと思いますが、その辺も適正な管理ができるよう働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、私からは啓発活動にかかります再質問について答弁をさせていただきます。

林野火災の原因には、落雷など自然現象によるものもありますが、先ほど総務課長のほうから説明がありましたとおり、その原因のほとんどは人的要因、人間の不注意によるものでございます。林野火災を決して起こしてはいけないものですので、町としては登山者などへの注意喚起を行っていくことが重要と考えております。

これにつきまして、秩父消防本部、秩父消防署東分署と連携を取りまして、昨年10月から今年の2月にかけまして、山火事防止に係る注意看板を7か所設置いたしました。設置場所は、武甲山山頂、一ノ鳥居、妻坂峠のそれぞれ目立つ箇所に1か所、日向山に2か所で計5か所について、町の職員で設置をいたしました。そのほか、二子山の雌岳、雄岳のそれぞれの箇所に東分署の職員の方が設置をいたしました。

当該看板につきましては、宝くじの社会貢献広報活動として助成を受けて作成されたものですが、町内の登山コースを詳しく把握している町担当課のほうに東分署から依頼がありまして、設置したものでござ

います。

先月、秩父市浦山で発生した林野火災については、焼失面積143ヘクタールと相当な規模でありまして、改めて林野火災の脅威について認識したところでございます。

町としましても、たばこの投げ捨て禁止やたき火などへの注意について、ホームページ、SNSなどを通じまして登山者等へ注意喚起を図るとともに、引き続き先ほどお話がありましたが、枝打ち等の関係も重要だと考えております。それにつきましても、山の管理について森林組合と関係機関との連携を密にしまして、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。時間もありますが、なるべくコンパクトに進めようと思っていますので、まず駄弁は後に回します。

再々質問として、農家さんが、私の浅い知識でいくと、農家さんは割と畑で火をつけていろんなものを、畑を耕す上で必要なものは燃やすことができるという認識があるのですけれども、よりその農家さんたちにも乾燥しているシーズンの対応については、もっとその周知、お願いをしていったほうが良いと思うというのがまず1点と、やっぱり先ほど振興課長からハイキング客の対応というのがありましたけれども、やっぱり山に登って山頂付近で自分でお湯を作ってコーヒーを入れて飲むというのが物すごくおいしいし、景色はいいしで、何か人気があるものなのですが、ハイキング客の方が一があると、その時期によって本当に困ると思う部分があるので、これはまたそのハイキング道の整備をしっかりといただく上でも、山頂でのコーヒー、時期によってはコーヒーをお湯を沸かして入れるのはやめてくださいぐらいはつきり多分具体的に書かないと、割と火の元気をつけろよという浅い感じだけでいくと、多分やってしまう人はいるのだろうと思うので、その辺の季節に応じた周知、PRというのもまた検討していただければと思います。

それと、春の火災予防週間は、消防団で行っていただいているということで、先ほどお答えがありましたが、山間部の付近に関しては、例えばうちの町でいくと集落支援員さんとかがいらっしゃるから、乾燥しているシーズンに、車1台でもパトロールしていただくだけでも、皆さんにその意識が変わると思いますので、そういう対応が可能かということをお伺いします。

それでは、最後、これ再々質問なので、今うちの富田町長は広域の管理者でもありますので、今回の林野火災、今後の対応について、具体的に何か考え方があればお示しいただければと思います。よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

まず、農家さんの関係ですけれども、農家さんについては、畑で出たものや、庭の捨てたとか、整理して刈り入れたものがあって燃してもいいというふうなことになっております。

今回、火災警報が発令されますと、そういったものは一切制限されることとなります。その警報が発令されなくてもということですが、今現在は林野火災警報のみ消防本部のほうで対応しているわけなのですが、今後条例改正等により林野火災注意報というのも発令するようになると聞いております。その中で警報になるまでの一定条件にならなくても、注意報を発令して注意を呼びかけるというふうな方向で考えているようですので、1月から5月にかけては、非常に空気が乾燥して林野火災等発生する可能性が大きい時期でもありますので、その辺も含めて農家さん等も十分周知できるよう啓発活動に努めていければと考えております。

それから、ハイキング道、ハイカーへの注意ということで、林野火災警報の制限の中で裸火を使うことは制限されるのですが、ガスコンロ等の器具を使うことについては、直接制限はされません。ですので、その辺を注意といいますか、実際には制限はされないのですが、その辺の制限を個人で注意していただくような周知の方法も今後検討していきたいと考えています。

それから、消防団以外でも山間部でのパトロールということで、集落支援員というお話でしたが、防犯・防災の集落支援員の方も現在いらっしゃいます。パトロールも常時しておりますので、その方をお願いして、火災警報、火災予防についても周知していければと思います。今後いろんな方法を含めてこの周知の方法は検討していきたいと考えています。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、ただいまの再々質問に対して答弁させていただきます。

先ほど総務課長のほうから答弁もありましたが、農家さんの火燃しについては、基本的には野焼きは禁止なのですが、一部において認められております。農家さんで出たわら等の火燃し等は、実際に実施はされております。その際には消防署のほうに届出を出すということになっておりますが、少し勘違いされている方も多いのですが、届出をすれば火災になった場合に一部免除されるのではないということもあるのですが、届出は届出でございまして、実際に火事を起こしてしまったらその方の責任でございまして、町の振興課のほうは農家さんとのつながりも深いので、各農家の団体、寺坂棚田でありますとか、あと各水利組合等の団体等のつながりも深いところもありますので、そういったところでこういった火燃しについては十分注意するように、届出をすればいいだけではないということをしかりと説明していきたいと思っております。

また、先ほど登山客とのしっかりとした啓発活動でございしますが、やはり町だけではなかなかうまくいくものではございません。東分署の職員と一緒に連携を取りまして、例えば登山のトップシーズン等と一緒に連携をしましてチラシを配るですとか、そういった取組についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後、今後の対応とか考え方ということでご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

林野火災は大きな課題だというふうに認識しています。我々としてもやることは2つしかないと思っております。1つは予防、予防消防、いかに火の用心をしていただくかということ徹底していくということ。2つ目が消火活動を迅速にということであるかというふうに理解します。とりわけ林野火災に関しては、少なくとも冬場の林野火災はほぼ100%人の手によって原因がある、できているということだと思いますので、しっかり火の使い方あるいは火の用心というところを徹底するということは、やはり大事であろうかなというふうに思っています。

この冬は秩父管内でも林野火災が複数件発生しているのですが、横瀬町に関していうと、現在最後の林野火災から町内では4,000日以上たっていて、10年以上林野火災がないというのが町の状況ではあります。

もう一つが消火活動を迅速にということなのですが、とりわけ今回浦山のあの火災を今回は近いというふうに見ていたわけなのですから、感じましたのはやはりその連携が林野火災は非常に重要ということです。これは、今回140を超えるヘクタールが焼けるという林野火災も、消火活動においては秩父だけではなくなかなか難しいです。ですので、今回埼玉県の25の消防本部全てにご協力いただき、それから近隣県ですね、東京都や山梨や、あるいは神奈川県航空消防等にもご協力いただき、自衛隊にもご協力いただいて、何とか鎮火に至ったということなのです。

ですので、この連携体制をしっかり組むということと、それを迅速に連携するようしておくというのが非常に大事なというふうにした次第であります。幸いにも、これ日本全般なのですけれども、特に今世紀に入ってから大きな災害があって、例えば東日本大震災があって、それから能登の地震があって、この前の大船渡の大きな火災があって、このたびに連携は磨かれてきているというふう実感しているところであります。

ということでございますと、しっかり予防消防をやるということと、消火活動がより迅速にできるように、できるだけ広域で連携しながらやっていくというところは大事なというふうに認識しています。

以上です。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、花咲山についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。花咲山公園につきましては、一般社団法人横瀬町観光協会の部会組織である花咲山公園整備検討部会を中心に、地元ボランティアの方や地域貢献活動プロジェクトとして、各企業の皆様にもご協力をいただき、植栽活動、草刈り作業などを実施してまいりました。

部会の皆様の熱い思いの下、これまで10年という期間の整備・維持管理によりまして、当公園はツツジやアジサイ、コデマリ、ユキヤナギ、桜などが盛大に咲く、訪れる方の目を和ませる、心休まる公園となっております。

花咲山公園の現状でございますが、ただいま説明させていただきましたとおり、部会を中心とした皆様のご努力によりまして、公園全体を美しい花々が咲き誇る癒やしのスポットとなっている一方で、花木の

維持管理には相当な労力、時間がかかっております。草刈りや花木の剪定など、部会の皆様が中心となつて、令和7年では3月から9月にかけて日数で25日間、延べ人数348人の方に作業にご協力をいただいております。

暑い季節でも熱中症対策をしまして、休憩を多く入れながら作業に当たっておりますが、公園内には手洗いや顔を洗う水道が整備されておりました。せめて水道は設置してほしいといった要望を強くいただいておりますので、今年度中に水道については整備を行い、令和8年4月以降から利用できるように体制を整えております。

花咲山公園につきましては、町民グラウンドも隣接しております、近くには寺坂棚田もございます。町民の皆様や町を訪れる観光客の皆様が、無理なくハイキングや散策を楽しめる場所にありますので、これからも部会の皆様、観光協会事務局と連携を図りながら、整備・維持管理に努めてまいりたいと思っております。

続いて、要旨明細（2）でございます。花咲山公園につきましては、平成27年12月に第1回目となる花咲山公園整備検討部会が開催されまして、花咲山公園の整備方法などが議論されました。平成28年度から具体的な活動が開始されましたが、活動開始から令和8年で10周年を迎えることとなります。

10周年を迎えるに当たりまして、花咲山公園整備検討部会を中心に、記念イベント実施に係る会議を重ねてまいりましたが、メインとなるイベントについては、4月12日曜日に実施する予定でございます。

イベントの内容でございますが、具体的には部会員や小中学校、幼稚園などの皆様と協力しまして、約1,000個に及ぶプランターでチューリップを开花させ、公園内の通路に並べるチューリップロードの設置、式典後の来賓者による記念植樹、津軽三味線による演奏会、来園記念品となるポストカードの配布など、様々な催しを計画しております。

あわせて、当日は、今後の環境整備のための協力金といった形での募金箱の設置なども検討しております。入園料の徴収など収益化にはまだハードルは高いと思われませんが、まずはその取組の一つとして実施したいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、最初に（1）の現状、今後についてのところで質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で水道が今年の4月からは使えるというお話でした。水道は長年その関係者の皆様、やっぱり汗かいたときに、顔ぐらい洗いたい、ほこりだらけだから洗いたいよねという話はいろいろ聞いていました、一方で、もう一個私がいろいろその関係者含め、あそこを当初予定ですが、意外と山登りの時間というか、毎朝10時ぐらいに登ってくるのですけれども、子供さん連れの学校や園やその他のところの関係者がよく言われるのが、駐車場内に簡易トイレでもあると、子供たちだけでトイレに行かすことができるから、安全面を考えたら駐車場にトイレって難しいのですかという話をよくされます。

言われたときには、上のグラウンドの一番棚田側に、今公衆トイレがありますとか、1階のグラウンドの人工芝の脇にトイレがありますというご案内はするのですけれども、なかなかあそこの車の通りが思っ

ていたよりも皆さん通るのです。そうなると、子供だけで行かせるというのはやっぱりリスクが高いみたいで、なかなかそういう要望は毎年受けるので、そのトイレの設置についてどう考えるか、まずそれを教えていただきたい。

そして、観光トイレという形になると思うのですが、横瀬町内にはかなりの数の観光トイレが今までに設置されてきています。その中で正直、例えば10年、15年前に比べたら、今ここの観光トイレの利用者は明らかに落ちているよねというところがあったり、観光の動線が変わったりしている部分もありますので、その辺をいろいろ今後調査していく気持ちがあるかどうか。それによって必要なところに観光トイレの再整備という形を取ったほうがいいのかと思う部分があります。

1つは、横瀬駅での乗降者数が増えれば増えるだけ、横瀬駅内のトイレとかがやっぱりちょっと見劣りしてきたかなという部分を感じるので、その辺も踏まえて今後の花咲山の駐車場の整備について考え方を教えてください。

そして、(2)のほうとして10周年のイベントです。今回の地域の下は園児から中学生ぐらいまでを含め、地域の皆さんにご協力をいただいているという、そのチューリップのプランターを配っているのも見ていました。なので、盛大に行えたらいいなと思う反面、ここ数日、急に気温が高くなってきて、球根物は急に咲いてしまったら、まさか4月の12日に咲き終わっているとかないだろうとか、すごく心配と不安を思いながらそのイベントについて考えています。

10周年という節目です。当時の先輩方がやってきた年齢も10年たつと、10歳皆さんお年を召しているのので、今後の次世代にバトンをいかにつないでいくかというところが非常に大きい課題だなとは思っていますので、これは振興課だけというよりも、町を挙げて、町長にどういうふうにもバトンを渡していく、これは後ろ盾というか、伴走することができるのか、町としてどういうふうを考えていくのか、具体的な考え方があれば教えてください。

以上になります。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、ただいまの再質問に答弁させていただきます。

花咲山のトイレでございます。トイレの設置につきましては、公園内にトイレがあれば最適と考えますが、事業費が相当な金額となること。また、隣接する町民グラウンドの、高齢の方がゆっくりと歩いて5分程度の場所に観光トイレと町民グラウンドのトイレがあることから、現時点ではその2か所のトイレを案内し、使用いただいております。

トイレの設置につきましては、部会員の方からもお話は出ますが、現時点のトイレの設置状況から、今後についても当該トイレを使用していただくよう案内をしていきたいと思っております。

先ほどお話のございました園児の車の通行については、確かに危険なところもございますが、その辺は大人がついてしっかりと見守っていただきたいのですが、これにつきましては、トイレの設置につきましては難しい問題でございますので、今後部会の方々や観光協会事務局との情報共有を行いまして、引き続き検討してまいりたいと思います。

観光トイレの設置につきましてでございます。観光トイレにつきましては、大字横瀬地内に13か所、大字芦ヶ久保地内には7か所で、町内には20か所設置されております。全てのトイレが平成になって建築されたものですが、古い建物では平成4年度建築のものもありまして、建築後経過年数が25年を超えているトイレは13基ほどございます。中には故障などで修繕等を行ったり、今後修繕の必要性のあるものもございます。

ご質問の観光客のちょっと動きも変わってきたり、トイレを整備した当時とは変わってきているのではないかということで、設置場所の再検討の必要性があるのではないかということでございます。確かに議員ご指摘のとおり、花咲山のように、新たな観光スポットもできまして、建築当時と現在とでは観光トイレの設置場所が最適な場所とは言えないところもあるかもしれません。

ただし、これにつきましては、観光客の動きを調査したり、十分な検証を行う必要がございます。また、トイレの設置には、地権者との交渉による場所の確保や、周辺等の整備も必要となります。建築に係る財源や維持管理に係る費用もございます。こういった問題もございますが、老朽化した観光トイレを、今後建て替える必要も生じてくると思います。そういった際に、当該場所が最適かどうか、違う場所がよりよいのではないかといった検討を行いまして、他の場所が効果的ということであれば場所の移動も考えていきたいと思っております。

あと、続きまして10周年記念イベントの関係がございまして、チューリップについて、確かに今気候が暑くなってきてまして、成長も速くなっておりまして、もしかしますとイベントの当日に、咲き誇ってしまうのではないかとございまして、確かにその危惧もしておりまして、これについては致し方ないこととございまして、部会の方々と4月12日という日をイベントの日としまして十分盛り上げていく事業を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、今部会の方々、50代ということで、失礼しました、部会の方々が高齢化ということで、なかなか次の世代にバトンタッチということでございまして、やはり町のほうで活躍している方は、60代後半、70代、80代前半の方が多くのが実情でございまして、農業などについてもそうでございまして、やはり次の世代にバトンタッチしていくのが大事だと思いますが、どうしても50代、60代の方々の層が弱い面もございまして、そういった方々にもなるべく機会を通じて入ってもらって、次世代にバトンタッチできるような体制を考えていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、バトンを渡していくということ、しっかり伴走することができるかということに関して答弁をさせていただきます。

花咲山が10年になりまして、この間花咲山の整備の検討部会の皆さんには、本当にお骨折りをいただいており、もう感謝に堪えないです。

とりわけ花咲山が掲げたみんなで作る、みんなが集う、みんながつくるというところを体現していただいております、かつその自分の庭のように気持ちを入れて整備していただいているというのを、本当にありがたいなと思って拝見をしています。

これをこの後先続けていくにはどうしたらいいかということですね。私としてはもう2点かな。1つは、より多くの人に関わる機会やチャンスをつくっていくということです。検討部会の中でも私もシーズンごとにごあいさつには行くのですが、新しい方がぽつぽつ出てきてはいます。それから、若い人だったりが入ってきているということもありますので、こういう場所があって、こういう意義や取組をやっている人たちがいるということを知っていただき、参加していただくと。その機会をつくる、広げていくという努力をしていく、それをサポートするというのが大事なことのひとつ。

さらに大事なのは、やはりやっていただいている方々がやりがいを感じられるようにするというふうに尽きるかなと思います。やりがいを感じられるようにサポートできることはしているということが大事なかなというふうに思っています。

まだ花咲山は10年、成長してきた山だと思うのですが、この先がまだ山ももっと花も大きくなるでしょうし、この先の展開もあろうかと思しますので、町のほうとしてしっかりそこは熱心にサポートしていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、安心・安全なまちづくりについてでございます。

最初に、1、自然災害への備えについて質問いたします。我が国では、東日本大震災以降も熊本地震や能登半島地震などの大規模地震が続き、気候変動による豪雨災害も激甚化、頻発化しています。住民の命と財産を守り、社会の重要な機能を維持するための対策の重要性は、年々大きくなっていると思います。

昨年9月19日午後10時頃、芦ヶ久保地内の正丸食堂付近で落石があり、国道299号線を塞ぐ事故が起きました。住民からの通報をいただき、新井、阿左美両県議に連絡して対応をお願いしました。幸い迅速な対応により大きな事故にはならず、安堵したところでございます。近隣住民の話では、落下の危険のある大きな岩がまだ複数あるということでした。国道299号線は迂回路がなく、落石や倒木、看板の落下等による交通障害は、近隣住民の生活に大きな影響を及ぼすと考えられます。こうした危険性の回避のための落石防護柵や落石防護ネットの設置などの対策が必要であると感じますが、町のお考えをお聞かせください。

また、同線の芦ヶ久保地内では、暴走行為、交通違反行為とそれに伴う騒音被害が多発しております。こうした行為に対する取組についてもお聞かせください。

自然災害への備えについては、平成27年9月議会でも質問しております。その際、芦ヶ久保の土砂災害警戒区域等の未指定箇所に対しては、県は平成28年度の指定を目指す意向であると聞いており、こうした

推移を見守ると同時に防災情報の提供や警戒避難体制等の整備を含め、横瀬町地域防災計画の改定に向け、鋭意努力しているという状況にあり、土砂災害警戒区域等が点在している山間の地域においては、安全な避難場所の確保、住民が安心して暮らせるように、ハード面での事業展開等を県のほうへ要望しているとの答弁をいただいております。その後の指定の状況と実施された対策、今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、2、インフラ施設の安全対策について質問いたします。多くのインフラ施設が建設から50年以上が経過しており、今後さらにその割合は増加します。また、地震、台風、豪雨などの自然災害が頻発することで老朽化も加速します。昨年1月の八潮市の道路陥没事故では貴い人命が失われ、道路の交通規制や近隣住民の避難、工業用水供給の停止など、地域全体に広く影響を及ぼす事態になったことは、記憶に新しいところでございます。このような事故や機能停止を未然に防ぐためにも、インフラの老朽化対策は喫緊の課題です。

平成27年9月議会では、インフラ整備には巨額な費用が必要とされることから、当町にある道路橋78橋、人道橋29橋については、町民の安全を確保し、安心を持っていただくことを優先に順位づけをしていくという答弁をいただいております。橋についてはその劣化度を緊急措置段階のⅣから5年以内に整備が必要なⅢなど、4段階で判定することとされていると承知しておりますが、当町の橋はそれぞれのレベルにあるかお尋ねします。

インフラ整備につきましては道路や橋ばかりでなく、上下水道や河川のしゅんせつによる降水量の確保など多様な施設が対象となります。今整備が必要なインフラ施設の現況とその対応の状況についてお聞きします。

最後に、3、防災・防犯対策についてお尋ねします。多くの町民の方々から安心安全なまちづくりのために活動している防犯推進委員について機能していないのではないか、災害時の避難場所について周知されていないのではないか、防犯対策補助金について周知・活用されていないのではないかという声が寄せられています。周知の方法について検討する必要があるのではないかと思いますが、推進委員の活動状況や避難場所や防犯対策補助金の周知方法と申請状況についてお聞かせいただきたいと思います。

川口市では、災害時の避難場所の確保に向けて、小中学校の体育館にエアコンを設置する対策が進められていると報道されております。こうした取組に対する町の考え方を伺います。

また、各種の防災訓練については、多くの町民が参加していただけるように、実際に炊き出しなどを行う訓練を実施してはどうかと考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上です。

○向井芳文議長 ただいま9番、若林想一郎議員の一般質問中ではございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま9番、若林想一郎議員の一般質問中でございます。

それでは、継続いたします。

質問1、安心・安全なまちづくりに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

初めに、(1)、自然災害への備えについてでございます。昨年、令和7年9月、芦ヶ久保地区で発生した一般国道299号への落石については、一時片側通行規制となりましたが、道路管理者である秩父県土整備事務所や地元建設業者の迅速な対応により、早期の復旧・規制解除がされたとの報告を受けております。また、同年7月の同じく芦ヶ久保地区の川地橋付近でも落石がありましたが、こちらにおいても除去作業や大型土のうによる応急対応が行われ、今後は現地調査及び恒久対策工事の検討を進めるとのことでございます。

この一般国道299号は、当町を横断する唯一の幹線道路であり、第一次特定緊急輸送道路に指定されている大変重要な路線でございます。町としましては、道路を利用される方や町民の皆様が安心して暮らし続けられるためにも、こうした道路施設への予防対策や交通障害となり得る落下物等の発生を抑制するための啓発活動が大変重要であると考えます。

また、当該道路の芦ヶ久保地区では、暴走行為や交通違反、騒音対策等について、これまでもトンネル周辺における路面での減速措置や、道の駅あしがくぼでの夜間の進入対策やローリング防止対策、また監視カメラの設置など環境改善に向けた対策を講じてまいりました。暴走・騒音対策につきましては、今後とも秩父県土整備事務所や秩父警察署をはじめとする関係機関と緊密に連携し、指導や取締りの強化を要望してまいります。

続いて、土砂災害防止法に基づき、埼玉県が平成28年度以降に土砂災害警戒区域等を指定した状況についてでございます。平成29年4月7日告示の横瀬地区土砂災害警戒区域は42か所、そのうち土砂災害特別警戒区域が26か所、また芦ヶ久保地区の土砂災害警戒区域が2か所でございます。次に、平成31年2月8日告示の芦ヶ久保地区の土砂災害特別警戒区域が43か所。最後に、平成31年4月26日告示の横瀬地区土砂災害特別警戒区域が14か所でございます。なお、令和7年4月現在の町内全域の指定状況は、土砂災害警戒区域が100か所、そのうち土砂災害特別警戒区域が96か所でございます。

次に、埼玉県により実施された芦ヶ久保地区での主な対策事業でございますが、災害防除工事を平成28年度及び平成29年度に、また急傾斜地対策工事を令和3年度に実施し、本年度、令和7年度では芦ヶ久保地区ののり面補修設計や滝の枕の用地測量を実施していただいたほか、県道青梅秩父線の松枝地区においても、擁壁工を7月に完了しております。なお、来年度も引き続き対策事業を予定しておると聞いておりまして、町としましても継続して要望してまいります。

続きまして、要旨明細(2)、インフラ施設の安全対策についてでございます。当町が管理しております橋長2メートル以上の橋梁につきましては、おおむね5年ごとに法定定期点検を実施しております。直近では、道路橋を令和3年度と令和4年度に79橋、人道橋を令和5年度に27橋実施し、その結果等を踏ま

え、令和5年2月に橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行いました。今回の点検結果でございますが、緊急対策が必要とするⅣ判定の橋梁はございませんでしたが、修繕が必要とするⅢ判定が8橋、予防が望ましいとするⅡ判定が39橋、対策必要なしのⅠ判定が57橋でございます。

健全性、管理手法、路線特性の3つの評価から整備の優先順位を決め、Ⅲ判定の橋梁のうち、堂の下橋を含む4橋の補修が現在完了しております。また、埼玉県におきましても、現在一般国道299号に架かる花の木橋や大畑橋などの法定点検や横瀬橋の耐震化補強工事を優先的に実施していただいております。

現在建設課が管轄する施設は、今後建設から50年経過するものが増加し、老朽化する施設への対応が深刻な状況でございます。今後も点検で判明した危険箇所を優先に、予防保全型への転換によるコスト縮減と長寿命化を図り、計画的な施設整備と維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 要旨明細3、防災・防犯対策について答弁させていただきます。

初めに、防犯対策について申し上げます。防犯推進委員の活動についてですが、秩父警察署に確認したところ、現在委嘱を受けた地域防犯推進委員20名の横瀬・芦ヶ久保部会の皆様にご協力をいただいております。しかしながら、コロナ禍以降、横瀬町内においては、キャンペーン等の目立った活動は行われておらず、個別のパトロールなどの活動にとどまっているのが現状です。秩父地域全体での防犯活動としては、秩父地域振興センター主導の下、年金支給日に合わせた「特殊詐欺撲滅キャンペーン」を関係機関と連携して、武蔵野銀行秩父支店の店頭において実施しているほか、秩父郡市防犯協会による「地域安全キャンペーン」をユニクス秩父などの大型店舗等において啓発に努めております。

今後は推進委員の皆さんの積極的に参加を要請するなど、町独自の活動についても検討してまいります。そのほかに、地域の見守り活動につきましては、学校応援団の皆様による登下校の見守り活動などが行われています。町としても警察からの防犯情報を防災行政無線や安心安全メールを通じて迅速に周知しております。

また、昨年度からは警察官OBを集落支援員として配置し、町内の巡視や施設点検に加え、総合福祉センターでの「防犯よろず相談」を開始するなど、専門的知見を生かした相談体制を強化しております。

次に、本年度から開始した家庭の防犯対策費補助制度についてですが、周知に当たっては、広報紙やホームページ、チラシ配布等を行っております。1件当たり最大2万円の補助を行っており、2月末時点の実績は、申請件数44件、設置機器64台となっております。内訳は、インターホンと防犯カメラが各22件と最も多く、次いでセンサーライトが15件、補助鍵が3件、迷惑電話対策機器が2件となっております。今後もより多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

次に、災害時の避難場所の周知について申し上げます。現在町では指定避難所9か所、指定福祉避難所7か所、指定緊急避難場所26か所を指定しております。これらについては、避難場所情報を含めた災害に関する情報を1冊にまとめたハザードマップを作成して全戸配布しているほか、町ホームページでも常時公開しております。特に緊急避難場所には、災害種別、地震や土砂災害等により適否が異なるため、適切な避難行動につながるよう重ねて啓発に努めております。

最後に、防災訓練と炊き出し訓練についてです。町では毎年6月、職員の初動訓練に合わせて、各地区に訓練の実施を呼びかけております。その訓練の一環として、炊き出し訓練を赤十字奉仕団のご協力により、昨年は町民会館、一昨年は芦ヶ久保活性化センターで実施いたしました。しかしながら、参加者数の確保が課題であると認識しております。今後は訓練の必要性を積極的に発信するなど、参加促進に向け工夫を検討してまいります。

いずれにしましても、災害や犯罪から町民の命と暮らしを守るためには、行政による公助はもとより、自身の身を守る自助、地域で助け合う共助の連携が不可欠であります。今後も警察や消防、地域団体、各行政区との連携を一層深め、安全安心な横瀬町の実現に向けた施策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 私からは施設管理者の立場として、小中学校の体育館空調設置に対する取組についてお答えいたします。

令和7年9月議会定例会において、横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例を可決いただき、令和7年11月27日に1回目、令和8年1月16日に2回目の委員会を開催しております。今月24日には、3回目の委員会を予定しております。

現在委員会では、体育館の整備、空調の設置等についても検討していただいております。委員会のご意見、方向性が定まりましたら、それに沿って進めてまいりたいと考えております。

また、スポーツ交流館につきましても、委員会のご意見、方向性を踏まえ、順次同様に進める所存でございます。

それまでの間の対応として、本定例会に提案予定の令和7年度一般会計補正予算において、スポットクーラー購入の予算を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいまご答弁いただきましてありがとうございます。

1の自然災害の関係なのですが、昨年の9月15日、たまたま敬老の日だったのですが、うちへ帰りまして休んでいたところ、芦ヶ久保の方から2メートル大の石が落ちこちてきているのだと。早く措置をしろと言われまして、すぐに連絡をしましたところ、役場、県、それから地元の方ということで、すぐに大きな石を粉碎して撤去してもらったということで本当にありがたい気持ちでいっぱいでした。そういうことで、町民としては迅速な対応に対して感謝を申し上げるということでしたので、ここで改めて感謝申し上げたいと思います。

そして、昭和57年に正丸トンネルができて、あれ以来国道299号の交通量が大変増えたわけでございまして、当初暴走族とかいっぱい来て、芦ヶ久保地内でバイクによる死亡事故等も増えました。そこで、秩父警察署と連携しながらいろんな対策を取って、死亡事故等もかなり減ったと思います。そして、道の駅あしがくぼのところで暴走族が集まったりしたということも入りづらくしたり、いろいろな監視とい

うか、なるべくその人たちが集まらないような対応をしたということで、今は正丸トンネルからこちらについてはいいのではないかと思うのですが、たまたま今傍聴に飯能市の国道299号を静かにする会の大野さんが見えておりますので、こちらについては大野さんのほうに、いろいろ県警あるいは県当局とも連携しながらその騒音対策を進めてもらっておりますので、ぜひコラボして国道299号、飯能市、横瀬町、秩父市、日高市、小鹿野町等ずっと含めて長いところですから、これからこちらにも騒音対策を講じなくてはいけないようなことが生じるかもしれませんので、ぜひこの辺を考慮しながら進めていただければと思います。

こちらについては、先日議長とも一緒に交流会をしたところですが、A議員さんもいらっしゃいましたし、当初は清野市会議員もこれに絡んでおりますので、うまく連携しながら進めていけたらいいなと思います。この辺について富田町長さん、ご見解をお聞きしたいと思います。

それから、2のインフラの安全対策ですが、Ⅳレベルはなくて、Ⅲレベルについては8橋だということでございます。こちらについても、町民の一人として本当にありがたいなと思っているところでございます。

そして、これからいろんな災害がある中で、例えば川東地区ですと大入沢についてはかなりよくやってもらいました。ありがとうございます。できましたら、小河川の大崩沢とかもったか沢、あとは十二区のKさんのところは小河川もありますので、こちら辺の氾濫というか、等も考えられますので、注意いただければと思います。

あと、防犯の関係ですが、先日ある方から電話をいただきまして、十二区の方なのですが、人の交流が多くなったので、たまたま十二区の河川をちょっと知らない若い人が3人ばかりいたので、みんな何やっているのだというような話をしたら、注意をしたところ逆切れをされて怖い思いをしたと。そういう場合、どうしたらいいのだというような問題を提起されました。

もう一人の方にもそういうことを言われて、その人は警察に聞いたらしいのですね。そうしたら、すぐ110番してくれと言われたということでしたので、そういうことでよろしいのかどうか。

防犯推進委員の方も川東のほうの人は月2回ほどやっていただいているので、この辺は感謝しているところでございます。引き続きそのような状況をやって、安心安全な横瀬町を推進していただきたいなと思うところであります。

町長、一つ見解をお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 それでは、私から再質問の小河川対策について答弁させていただきます。

現在建設課のほうで管轄しております道路・橋梁以外で準用河川大堀川や砂防指定地以外の小河川、水路等がございます。この辺につきましては、もちろん現地パトロールをして現地の状況等を確認しながら、整備や補修を必要などころについては予算をお願いして修繕しているところでございます。

それから、今建設課では危機管理対応マニュアルを作成しておりますので、この辺で事前要望としてのパトロールと、あと危険箇所があった場合の橋を通行規制をかけるとか、前もって、台風等が来たときに

はそういった周知をするというところのマニュアルに基づいて補修とか注意喚起をしておるところでございます。今後も水路、小河川についてもしっかり実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの3つ目の再質問に答えさせていただきます。

河川で見知らぬ人がいて注意した、恐怖を覚えたというふうなお話でございますが、そういった場合にはすぐに警察のほうに通報して対応していただくのがよろしいかと思っております。

いずれにしても、町としても防犯推進委員の皆さんや防犯の集落支援員の方もパトロールしておりますので、そういったところも情報提供して、未然に防げるようなことが必要と考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから2つ、国道299号についてと防犯に関してどう考えるかというところを2つお答えしたいと思います。

まず、国道299号に関しましては、議員おっしゃっていただいたとおり、道路管理者であります県、それから秩父警察のほうには大変ご尽力いただいているというふうに思っています。とりわけ国道299号はスピードが出やすい道ということで心配なところがあるのですけれども、特に交通安全というところで啓発活動もしっかり力を入れていただいたりとかしていただきまして、今交通死亡事故ゼロが横瀬町内ではもう1,300日以上続いています。これを引き続き続けていきたいなというふうに思っています。

国道299号は横瀬町の大動脈ですので、非常に重要な道路です。ですので、引き続き連携が必要かなということだと思います。道路管理者の県、それから秩父警察等、それからおっしゃっていただいた沿線の自治体、飯能市さんや日高市さんや秩父市さんなども情報共有したり、連携したりというのは、しっかり進めていきたいなというふうに思っています。

それと、防犯に関しましては、今のところ埼玉県下の自治体の比較でいくと、横瀬町は犯罪発生率が極めて低いという数字は出ています。これは町民の皆さんがしっかり自助、共助という部分で見守りができているというところが大きいかなというふうに思っています。

それと、今総務課長のほうから説明ありました集落支援員、警察官のOBの集落支援員が非常に精力的に活動してくれていまして、白パトでの見回り、それから防犯啓発をチラシ等でやっていただいているのは大変心強いなというふうに思っています。

引き続き治安のいい横瀬町、犯罪があまり発生しない横瀬町というところを目指して、頑張っていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 2番、関貴志でございます。議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回の質問ですが、町民グラウンド南側の町道についてになります。

町民グラウンド南側の町道ですが、町民グラウンドの利用者はもちろんですが、県道からの抜け道としての利用や、柵田で観光で訪れた方がルートとして通行している方もおり、土日など休日では町民グラウンドでのサッカー、そして野球、また柵田のイベントがある日には、ふだんよりかなり多くの車両の通行と歩行者が利用しております。柵田から町民会館側にかけては整備が行われており、車両の通行や歩行者も比較的安全な道路になってきているように感じますが、柵田から町民グラウンド側にかけては整備が進んでいないように感じております。

令和5年6月定例会においては、黒澤議員から町民グラウンド周辺についての一般質問がありました。その際に、この町は日本一歩きたくなる町を目指していて、人に優しい道を整備していく。人に優しいというのは、小さなお子さんから、お年寄りから、体が万全でない方が歩いて大丈夫のように道づくりをしていきたいので、そういう目線でグラウンド周りを考えていきたい。また、問題意識を持って、これから先グラウンド周りを歩きやすくすること、安全に歩いていただけることを考えていきたいと答弁をいただいております。

現在もスポーツなどグラウンドを利用される方、グラウンドが空いているときに遊びに来る小学生、中学生、子供連れのご家族、またウォーキングや散歩など様々な方がグラウンドを利用しており、グラウンドの周辺を通行しております。しかし、町民グラウンド南側の町道については見通しが悪く、また幅員も狭いところでは3.8メートルぐらいですか、そしてカーブになっているという状況もあり、歩行者や自転車が車両とぶつかりそうな瞬間も実際に私も目にすることがあります。スポーツ施設周辺として、このような状況では、通行車両にとっても、歩行者においても、とても安全とは言えないのではないのでしょうか。

この町道については、歩行者と通行車両の安全のために、歩道の設置と車道の拡幅が必要と考えます。また、グラウンド下段南側においては防火水槽が設置されておりますが、幅が約1.5メートル、深さ約1.1メートルぐらいの用水路があり、この用水路があるため、防火水槽近くまで消防車両が入れず、火災等の有事には活用しづらい状況でもあります。

ここで質問になりますが、このような状況である町民グラウンド南側の町道の拡幅、また歩道設置を行う予定はあるのかをお聞きしたいと思います。

以上が、私からの質問とさせていただきます。

○向井芳文議長 質問1、町民グラウンド南側の町道についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項1、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

ご質問にある町民グラウンドの南側に位置する道路は、もともと平成16年度まで埼玉県が管理しており

ました県営林道丸山線の一部でございましたが、その後、林道周辺の環境の変化に伴い、本来の林道としての役割から、地域住民の皆様の日常生活に欠かせない生活道としての利用形態へと大きく変化していったことなどを踏まえ、県から当町へ移管され、町道に編入された道路区間でございます。

この編入された区間を含む町道9号線は、起点が一般国道299号、終点が県道熊谷小川秩父線に接続する幹線の1級町道であり、議員おっしゃるとおり、現在この路線は町民会館から寺坂棚田までの区間において、道路の利便性の向上及び歩行者の安全確保を目的とした道路整備を鋭意実施しているところでございます。

また、今回の対象となっております道路区間につきましても、町道編入以降、皆様の安全で円滑な通行を確保するため、側溝整備や一部道路の拡幅を実施してまいりました。あわせて、歩行者の安全対策といたしまして、路面の視認性を高めるグリーンベルトの設置をして路面標示を実施し、交通事故の未然防止に努めてきた経緯がございます。

しかしながら、現在のグラウンド周辺の道路利用状況は、議員ご指摘のとおり、日頃から健康づくりのためのウォーキングなどで歩行者の方が大変多く、車両との擦れ違いでは、歩行者とドライバーの双方が互いに注意を払い、安全確認をしていただきながら通行していただいている状況でございます。

ご質問の当該道路区間の今後の整備予定につきましては、現時点において町としては具体的な計画はございません。しかしながら、多くの方が集まる町民グラウンド周辺道路であるという環境や、現状の道路形態、また歩行者と車両の利用状況等を総合的に勘案いたしますと、歩行者等の安全を確保するための整備の必要性については感じておるところでございます。全体的な町道整備の優先度等も考慮しつつ、継続的な課題として捉えております。

以上、答弁といたします。

○向井芳文議長 再質問ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁いただきましてありがとうございました。歩道の設置がやっぱり必要かなというのが一番思っているところであります。

先ほど質問内容の中に用水路というお話をさせていただいているのですが、実際にこの用水路が使われているかどうかというのを、実際その大雨などで私目視で確認しに行ったことがあるのですが、どうも上流部分の集水ますで蓋をしてあって、下流部分にはもう流れないような形になっているような状況かと思えます。水量的にもほとんど流れていないようなものなので、例えばここを埋め立ててしまう。もちろん完全に埋め立ててしまうと、水路として使えなくなってしまうので、暗渠であったり、ボックスカルバートのような形で必要な水量が流れる部分を確保しつつ、そういったところを埋め立てれば歩道確保にはできるのではないかとこのところ、それと桜の木の伐採が行われています。その部分についてもやはりのり面になっているので、そういったところがグラウンド側には拡幅がしやすい状況かなというのはあるのですが、そういった形で行っていけば、そんなに難しくなく拡幅ができるのではないのかなと思うのですが、そういったところについてはいかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 再質問について答弁させていただきます。

先ほどの用水の使用状況ということからお話しさせていただきますと、こちらは用水組合があるようでございまして、担当といたしますか、関連の振興課のほうに使用者の使用状況の確認をしていただいております。町民グラウンドの下のグラウンドの西側に一面田んぼが、使用中の田んぼがあるというところがございますので、そちらには用水を引くまだ使用状況があるということなのですけれども、ご提案のとおり町民グラウンドの土手にある用水は、今は使用していないと。反対側にある水路等をルートに今引いていただいているというところの確認をしていただきましたけれども、この辺の事実確認をしっかりとしながら、今後のもし計画していく場合には、当然確認が必要だと思っております。

また、のり面の利用に関しても、管渠の水路の改修なども全て議員おっしゃるとおり、有効活用できると思いますので、道路の拡幅を計画すれば、そういった参考にさせていただければと思っております。

また、今グラウンド周辺の動きとして地籍調査をどこでもやっておりますので、また先ほどおっしゃったとおり、桜の木の伐採等々も行われておりますので、こうした状況の変化も踏まえて、今後関係各課と連携してこの件について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁いただきありがとうございます。やはり日本一歩きたくなる町として、歩きやすい町を整備していただきたいというところがあります。

ちょっと私が心配なところではあるのですが、今後兎沢町有地等を使って開発が進んでいくと、どうしても予算がそちら側に優先的に行ってしまわないのかなという心配があります。

そうなってくると、やっぱりこういったグラウンド周辺であったりとか、必要な施設周辺の歩道の確保であったりというのが少し遅れてしまうのかなってちょっと思っているのですが、そういったところについて、ちょっと町長に最後お聞きしたいと思っております。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから1点答弁させていただきます。

まず、今関議員からご指摘いただいているのは課題として認識をしています。グラウンド周辺をさらに歩きやすくするあるいは安全に歩けるように整備するというところに関して課題認識をしています。タイミングとしても、今町民グラウンドの地籍調査に入っています。これができて、さらに花咲山がこれから恐らく来る方が増える形が想定されると思うので、そういう要因だったり、それから桜の木の伐採というタイミングもあたりですので、しっかり歩きやすい道路を造っていくかというのは考えるタイミングには来ているというふうに認識をしています。

ご懸念のところは、そこは町内で限られた予算で優先順位づけをしていくということには違いないのですが、だからといって、町民グラウンド周りが今のままでいいかとは全く思っていないので、そこは課

題認識として改善を図ってまいりたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））であります。令和8年2月8日執行、衆議院議員総選挙に伴い、緊急に令和7年度横瀬町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和8年1月19日、令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ811万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,011万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時46分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第2号 横瀬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第2号 横瀬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

議案及び資料に基づき説明させていただきます。この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から新たに創出される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を町内で適切に実施するため、その運営に関する基準を定めるものでございます。

この事業は、全ての子供が健やかに成長できる環境を確保することを目指し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

12月に承認をいただいた横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例は、児童福祉法に基づく事業を行うための最低基準、認可基準を定めたもので、設備や人員など施設としての器を整えるためのルールでございます。

一方、今回の提案した条例は、子ども・子育て基本法に基づく公費給付を受け、乳児等通園支援事業を町内で適切に実施するための運営に関する基準を定めるものとなります。

令和7年11月13日に公布された内閣府令に準じて整備するものでございます。

次に、条例の内容でございます。13ページをお開きください。議案第2号資料に沿って説明させていただきます。

まず、本条例は全3章で構成しています。

1、第1章の総則でございます。条例の目的や事業運営の基本的な姿勢について定めています。

第1条では条例の趣旨について、第2条では良質な支援の提供、子供の意思・人格の尊重、地域等との

連携、虐待防止や人権擁護の体制整備等、一般原則について定めています。

2、第2章第1節では、第3条として、利用定員に関する基準を定めています。

3、第2章第2節では、運営に関する基準を定めています。第2節については、分かりやすく6つの項目に分けて説明します。

まず、①、利用手続と開始。第4条から第8条において、利用開始日前の面接及び重要事項の説明と同意の取得。利用申込みの拒否の禁止や、町からの要請に対する協力、受給資格の確認、保護者への手続の援助等について定めています。

次に、2、支援の提供・記録・緊急対応。第9条は、子供や保護者の心身の状況等の把握、第10条は、特定教育・保育施設等との密接な連携について、第11条、第14条では、保育所保育指針に準じた適切な支援の提供と支援の記録について、第16条は、子供や保護者からの相談への対応と援助等について、第17条は、緊急時の対応について定めています。

次に、③、費用・給付・通知。第12条、13条、18条では、費用や実費等の徴収に関する事、不正受給が疑われる場合の対応について定めています。

次に、④、事業所の体制・規程・記録。第19条から22条で、事業所の運営についての重要事項や勤務体制、利用定員の遵守について定めています。

第31条では、特定乳児等通園支援事業の会計を、その他の事業会計と区分すること。

第32条では、職員や設備に関する記録の整備と支援に関する記録の保存等について定めています。

次に、⑤、利用者の権利擁護・安全管理・苦情対応。第23条から25条で、差別的取扱いや子供に対する虐待等の行為の禁止と職員等の守秘義務の遵守について。

第26条から28条では、適切な事業所選択のための情報提供と利用者紹介に対する対価の授受の禁止、苦情解決窓口の設置等について。

第30条では、事故防止体制の整備と事故発生時の対応について定めています。

次に、⑥、評価と地域連携。第15条、29条で、自らによる質の評価と外部評価の受審。評価を受けての改善と公表。また、地域住民との自発的な活動との連携や交流について定めています。

続いて、4、第3章、雑則。第33条では、作成文書の電子化について、第34条では、本条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める旨規定しています。

附則は、施行規則を定めるもので、施行日は令和8年4月1日と規定するものでございます。

以上で議案第2号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。特定乳児という言葉のカテゴリーというか、そのあれを説明していただきたいのですが。

○向井芳文議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 特定というのは、市町村がこの施設の一定基準を満たしており、公費として対

象であると確認した施設ということになります。

〔「簡単に」と言う人あり〕

○平沼朋子健康子育て課長 すみません。特定乳児等通園支援事業となっているのですが、乳児等通園支援事業を実施する特定の施設ということで、特定は特定の乳児ではなく、その事業を行う場所が認定された公費が支出していいと許可を受けた施設のことを特定乳児等通園事業と思います。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 これ誰でも通園制度なので、生後6か月から満3歳未満の未就学児全てになります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。ありがとうございます。乳児全般ということでよろしいですか。どうですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 すみません。乳児の定義ということで、すみませんでした。次のところでまた説明を、議案第3号のほうで説明をさせていただきます。乳児ゼロ歳6か月から3歳未満ということでお願いします。

○向井芳文議長 再々質疑はよろしいですか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 すみません。第9条のところになるのですか、これらの子供において、保護者の心身の状況把握の方法、これをどのように進めるかということと、もうちょっと後に定員超過の際の対応について、定員オーバーになったとき次の施設を紹介するのでしょうか、そのようなところの対応について検討されているようならお知らせいただきたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 保護者の心身の状況の把握ということですが、まずその申請をする際に、役場に来ていただいて申請書を書いていただくのですが、そのときの聞き取りと、あとは実際に利用する前に、その保育所と実際に面談をしていただいて、面談を受けて、その家庭の状況とか、活動状況とか、精神の状態とかも聞き取った上でお預かりするという形になります。

それと、あとは、もし定員がいっぱいであつたらどうするかということなのですが、基本的にはその面談をしていただいた保育所と調整をいたしまして、横瀬町の場合は余裕活用型ということで、定員に空きがあつた場合にそこに入つていただくという形で、空きがあつた場合に入つていただくという形になっております。

また、初めに、いつだつたら使えますということでお話をした上で受け入れるという形になります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。すみません。もうちょっとお聞かせください。

心身の心のほう、虐待とか、支援金詐欺とか、いろいろ考えられる要素が出てくると思うのですが、こちらから面談をした後に調査をするというところまで踏み込むかどうかということが1点。

それから、定員超過の件ですが、空いているところがあれば受け入れるということで、では受け入れないでそのまま利用できないということも考えられるということですね。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 虐待を疑われる家庭とか、そういうことですね。

こちらのほうである程度把握している方が使いたいという場合には、優先的に使えるように手配したいと思っております。

空き状況というのは、ほとんど使えるようにはなると思うのですが、もしどうしても希望する日が使えないということになりましたら、制度は全国で実施をする事業になりますので、ほかの希望される方、場所で保育をしていただくということは可能になります。

以上です。

〔「虐待で調査まで踏み込むか」と言う人あり〕

○平沼朋子健康子育て課長 特に調査まではこちらの踏み込みはしないのですが、日頃の相談等でそういうことが疑われる家庭とか、そういうことがあれば優先はしますが、そのうちが虐待をしているかどうかということを立ち入って調査するということはありません。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第2号 横瀬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第7、議案第3号 横瀬町乳児等通園支援事業に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第3号 横瀬町乳児等通園支援事業に関する条例についてありますが、横瀬町保育所において乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 議案第3号の細部説明をさせていただきます。

議案に沿って説明させていただきます。本条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに創設された乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた事業を本町において実施するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例の主な内容でございます。第1条は、本条例の趣旨を、第2条は、実施保育所を横瀬町保育所とすること。

第3条、対象乳児等は、利用日時点で生後6か月から3歳未満の乳児で、次の条件を全て満たすものとなります。

- 1、認可保育所、認定こども園、地域型保育所等に通っていないこと。
- 2、企業主導型保育事業を利用していないこと。

第4条、利用料を対象児童等1人につき、1時間当たり300円と定めます。これは、乳児等通園支援事業が、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施するため、こども誰でも通園制度の公定価格で設定されたものです。

第5条、利用料の減免については、町長は保護者が規則で定める事由に該当する場合は、利用料を減額または免除できるとする規定を設けたものです。

第6条で、この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項を規則で定めると規定しています。

附則は、施行規則を定めるもので、施行日は令和8年4月1日と規定するものでございます。

以上で議案第3号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。2点お伺いいたします。

初めに、1時間300円ということですが、これは利用時間限度というのがあるのかどうか。何時間まで使えるとあってあるのかどうか。

あと、ゼロ歳から3歳までだと児童館利用をしている子供さんもいるのですけれども、児童館はそのまま継続でやるのかどうか、その2点お伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、まず利用の限度になりますが、1か月10時間以内ということになっております。

それから、児童館を利用される方が使えるかどうかということですが、児童館はそれぞれが自分の時間を使って来ていただいているということで、特に保育所等に入所していなければ利用することが可能になります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○6番 宮原みさ子議員 大丈夫です。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第3号 横瀬町乳児等通園支援事業に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第8、議案第4号 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第4号 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例についてであります。町民の住環境の意識向上及び移住・定住の促進等を図るため、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅を設置したいので、地方自治法の規定に基づき、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 議案第4号の細部説明をさせていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。7ページ、議案第4号資料（環境課）、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例の概要を御覧ください。この条例は、今年度建築をしております省エネルギー型お試し体験住宅を令和8年度から運用を開始するに当たりまして、必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、設置でございます。省エネルギー型住宅による生活の体験を通じて、町民の住環境に対する意識の向上、移住及び二地域居住の促進を図るとともに、災害時の応急活用を図り、持続可能かつ安心安全なまちづくりを推進するために設置をするものでございます。

次に、第2条、名称及び位置ですが、名称は横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅、通称はまるっと横瀬体験住宅、位置は大字横瀬1995番地1、旧役場跡地でございます。

次に、第3条、事業でございますが、主に3つの事業に分かれておりまして、1つ目は断熱体験事業で、町民の方に住宅の断熱性能の体験を目的とする事業です。2つ目は移住体験事業で、町外の移住希望者及び二地域居住希望者向けの移住体験を目的とする事業です。3つ目は災害対策事業で、災害時の応急住宅等として活用する事業でございます。

次に、第4条、管理運営ですが、体験住宅は町が管理運営を行うものでございます。

次に、第5条、休日ですが、12月29日から翌年の1月3日まででございます。

次に、第6条、利用対象者と8ページ、第10条の利用期間等、第11条の使用料等、9ページ、第20条の利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定の関係で、5ページの別表を御覧ください。5ページ別表になります。

まず、住民向けの断熱体験事業の宿泊ですが、1泊5,000円でございます。利用者は、町内に住所を有する同一世帯の4人以内の者。ただし、現に同居し、もしくは同居しようとする親族である者等、町長が特別な事情があると認めた場合ということで、同じ家に居住しているのだけれども、戸籍上は2世帯に分かれている場合や、現在は同一世帯ではないけれども、今後親子でリフォームまたは新しく家を建てて住みたいと考えているご家族などについては、対象としていくものでございます。

また、1回の利用は1泊までとし、同一年度内に2回限りでございます。

次に、住民向けの断熱体験事業の宿泊以外は無料でございます。利用者は、町内に事業及び活動の拠点を有する団体または行政区等でございます。

次に、6ページを御覧ください。町外向けの移住体験事業ですが、6泊まで4万円、7泊から20泊まで5万円、21泊から30泊が6万円でございます。利用者は、秩父圏域外に住所を有する者で同一世帯の4人まででございます。

次に、7ページ、条例の概要に戻りまして、第7条、7ページの7条を御覧ください。利用の許可です。利用の許可ですが、あらかじめ町長に申請し、許可を受ける必要がございます。

また、移住体験事業については、町民向けの断熱体験事業を優先して受け入れるほか、災害などで活用するその他の事業がない場合に利用を許可していくものでございます。

次に、第8条、利用の許可の制限ですが、違反、秩序を乱し公益を害する行為、建物、設備及び備品等の損傷、管理運営上適当でない行為するおそれがあると認められるときは、利用を許可しないものでございます。

次に、8ページ、第9条、利用の許可の取消しですが、条例または規則違反、偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた場合等は、利用の許可の取消し、利用停止、退去を命ずるなどの措置を行うものでございます。

次に、第12条、使用料の減免ですが、公益上必要と認めるときは、使用料の全部または一部を減免または免除するものでございます。

次に、第13条、使用料の不還付ですが、基本的には既納の使用料は還付しませんが、町の都合により許可を取り消したときや利用者の責任でない事由により利用ができなかったときなどは、使用料の全部または一部を還付することができるものでございます。

次に、第14条、原状回復の義務ですが、利用が終わったときなどは、直ちに原状に復し、返還していただくものでございます。

次に、第15条、損害賠償の義務ですが、故意または過失により建物、設備及び備品等を損傷または滅失したときは、修理または損害を賠償しなければならないものでございます。

次に、第16条、事故免責ですが、体験住宅が通常有すべき安全性を欠いていた場合を除いて、体験住宅内または体験住宅に関係する敷地内で発生した事故に対して、町はその責任を負わない旨を規定しているものでございます。

次の17条から第23条までは、指定管理者に関する規定を定めているものでございます。第17条、指定管理者による管理ですが、法人その他の団体であって、町長が指定するものに、指定管理者として体験住宅の管理を行わせることができるものでございます。

次に、第18条、指定管理者の指定ですが、平等な利用の確保、設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるなどの基準を満たす者のうち、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものでございます。

次に、8ページから9ページにかけて、第19条、管理の基準及び協定の締結ですが、法令、条例及び規則の遵守、体験住宅の適切な維持管理、個人情報の適切な取扱い等、指定管理者が業務を行うに当たり必要な基準について規定をするものです。

また、町長は、基準、実施に関し必要な事項、事業報告等に関する事項について指定管理者と協定を締結するものです。

次に、第20条、利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定ですが、利用料金は指定管理者の収入として収受させることができるものでございます。

また、利用料金の額は、指定管理者が別表の範囲内で定めることができます。ただし、あらかじめ町長の承認を受ける必要がございます。

第22条、利用料金の減免と第23条、利用料金の不還付は、指定管理者に係る利用料金を収入する場合等の規定でございますが、基本的には、先ほどご説明させていただきました第11条、第12条の当町が直接管理する場合と同様の内容でございます。

次に、第24条、委任ですが、この条例に基づきまして、必要な事項は、町長が規則で定めるものでございます。

次に、附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第4号 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第9、議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするために改正するものです。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を御覧ください。2ページから3ページとなります。改正の内容ですが、第8条において、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について定めていますが、その中の選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を「7円73銭」から「8円38銭」に改めるものです。

次に、第11条において、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について定めていますが、その中の選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」に改めるものです。

以上が改正の内容になります。

施行期日は令和8年4月1日となります。

以上で議案第5号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第5号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第10、議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。行政組織の改編等に伴う職員配置の異動に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

今回の条例改正は、これまでに行われてきた行政組織の改編等に伴う職員配置人数等について、規定の整理をするために改正するものです。

事前にお配りしました資料1、新旧対照表3ページから4ページを御覧ください。改正の内容ですが、現状と乖離していた各事務部局の定数を整理するとともに、字句の整理を行うものです。

第1条では定義を定めていますが、字句の整理を行うものです。

次に、第2条第1項では、各事務部局の定数を定めていますが、事務部局の整理を行うとともに、定数も整理いたしました。具体的には、9か所に分かれていた事務部局を6か所に整理し、町長の事務部局を86人に、教育委員会の事務部局を15人に改めるものです。なお、全体の職員定数は104人で変更はありません。

次に、第3項を加え、第1項に定める定数のほか、各号において各種派遣職員、休職・休業中の職員の定数は任命権者が必要と認める範囲以内に定めることができるものとするものです。

最後に、第3条ですが、字句の整理を行うとともに、兼務職員の定義を追加するものです。

参考に、資料2、職員数一覧表を5ページに添付しましたので、御覧ください。

改正後の条例定数は、町長の事務部局が86人、議会の事務部局が2人、農業委員会の事務部局が1人、教育委員会の事務部局が15人、合計で104人となっております。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は公布の日からとなります。

以上で議案第6号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 数の変更はないということですが、教育委員会の新規の対象を見ると、22から15になっていますけれども、これを今まで22人でやっていたのが15になるのか、あるいはほかの部署に振り分けているのか、その辺の内容を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの関根議員さんからの質問にお答えします。

教育委員会の事務部局が22から15に変わっておりますが、こちら改正前の定数が大分以前のままになっておりまして、今回改めて整理するもので、当時は町民会館ですとか、資料館、学校等に職員を散らして、この人数になっておりましたけれども、今回整理してその部分が大分少なくなっていくということで、ほかの部局に振り分けた形になっております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第6号 横瀬町職員定数条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〔「休憩」と言う人あり〕

○向井芳文議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

○向井芳文議長 再開いたします。

---

◇

◎延会の宣告

○向井芳文議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでございました。

延会 午後 2時46分

## 令和8年第1回横瀬町議会定例会 第4日

令和8年3月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

- 1、議案第 7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第 8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第 9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第10号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第11号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第13号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第14号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第15号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第16号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第17号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
  - 1、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算の上程、説明
- #### 1、延 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員	
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計
				課	管					課	長	兼	計
					長					管	理	者	
関	口	和	則	町	民	加	藤	美	智	子	福	祉	介
				課	長						課	長	護
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振	興	課	長
				子	課								
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	環	境	課	長
小	俣	敏	孝	教	育								
				次	長								

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	守	屋	則	子	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

なお、内藤純夫議員におかれましては、身体上の都合により自席での発言を許可しております。



◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第1、議案第7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定等に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、国家公務員の給与改定等に準じて、任期付職員の給料について改正するものです。

資料、新旧対照表2ページから3ページを御覧ください。改正の内容ですが、第6条で給料表等を定めていますが、表中の給料月額を、1級職は「17万1,700円」から「22万5,600円」に、2級職は「18万8,700円」から「23万7,600円」に、3級職は「20万1,200円」から「24万5,800円」に改正するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は令和8年4月1日となります。

以上で議案第7号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。ちょっと質問しますけれども、なぜ横瀬町の給料を国家公務員の給与改定に合わせていけないのかをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

横瀬町の職員給料につきましては、今まで人事院勧告に従いまして国家公務員の給料が改定されたことに伴いまして、町の職員の給料もそのように改定しております。

なぜかと、国家公務員の給料が全体で示されておりまして、それに倣った形で今までもそのようになっているというふうなことでご理解いただければと思います。お願いします。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、考え方として、私のほうで補足をさせていただきます。

公務員の給与は、民間の給与体系と違って、会社ごとにとか、機能的にというところがなかなか難しい性質のものだと思っています。ですので、物価水準とか、あるいはインフレ率とか、あるいは他業種との比較等々において、公務員の適正水準というものを合わせて世の中の流れや周辺状況を見まして、動かしていくという性質のものだと思っていますので、こういう形になっておるかなというふうに思っています。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。これを見ると、ちょっと民間から比べると、地方の中小企業が東京の一流企業に合わせているような感じなのですね。私の考えとしましては、秩父管内のハローワークの企業の平均年収より10パーから20%ぐらいの上の間に公務員はいればよいと思っていますけれども、毎回毎回人事院勧告に合わせることはないと思うのです。その点どうですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 その辺が難しいところでして、やっぱりその民間の給与水準は、景気の変動をより強く受けます。インフレとかデフレの動向もより敏感に反映しているというのが民間の給与の水準だと思うのですけれども、公務員はなかなかそういうわけにはいかないところが難しいところで、インフレ下でもデフレ下でも、公務員が適正な報酬を得ることがあってしかるべきなのだろうなというふうに思っています。

なので、もちろん国家公務員と比べて同じ水準かというと同じ水準ではないのですが、動かせ方としては、やっぱり公務員は一律であっていいのかなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。だから、横瀬町は横瀬町の給与体系をちゃんと確立していただければ、

人事院勧告に一回一回合わせなくてもいいような気がするのですが、上げるのを悪いと言っているわけではないのです。上げていいのですけれども、ただ単に毎回毎回人事院勧告がこうですからこうしますというのは、ちょっとまずいのではないかと考えているのですけれども、その点。だから、地方の役場なので、ちょっと毎回国家公務員に合わせる必要はないと考えているのですが、その点は。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 まず、数字でいうと、全国1,700余りの基礎自治体があるわけですが、まず正常な財政運営がされているかそうではないかでは違うと思います。例えば財政再建が必要な団体というのが幾つかあるわけですから、そこでは独自のが必要になるかと思えます。

あとは、もしも横瀬町が通常の運営ではない運営が必要な状況になれば、それは考えるということだと思えるのですが、とりわけ今のようなもうインフレが顕在化している状況ですと、恐らく毎年見直しは必要なのだろうというふうに思っています。その水準を横瀬町が毎年例えば報酬等審議会で決められる労力が割けるかという、それはなかなか難しいところです。

ですので、これは何というのでしょうか、力のかけどころというか、限られたこの役場職員でやっていくことを考えると、やはり国に準じてやっていくというのが一番スムーズであり、あるいはその妥当性を担保できる、各自に担保できる方法だというふうに思っています。

○向井芳文議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第7号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第2、議案第8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定等に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料2、条例の概要により説明をいたします。39ページを御覧ください。今回の条例改正は、令和7年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて給与条例の一部改正をするものです。

初めに、第1条関係の①ですが、第9条の3第2項第2号で通勤手当を定めていますが、現行の5キロメートル単位で分けられている距離区分に応じて引き上げるもので、今回は10キロメートル以上の区分が対象となっております。上げ幅は200円から7,100円までとなっております。距離区分ごとに決められていて、一律とはなっておりません。

次に、②ですが、第16条で宿日直手当を定めていますが、日直手当を現行の「4,400円」から「4,700円」に、宿直手当を現行の「6,600円」を「7,050円」に引き上げるものです。

次に、③ですが、第16条の4第2項及び第3項で期末手当を、第16条の7第2項で勤勉手当を定めていますが、6月、12月に支給される期末勤勉手当について、正規職員、再任用職員及び任期付職員ともに、基準日ごとの加算率につきまして、現行からそれぞれ0.025月分、年間0.05月分引き上げるものです。

40ページを御覧ください。次に、④、別表第1で給料表を定めていますが、国家公務員の俸給表に準じて改正するものです。なお、平均改定率は3.3%増となっております。

次に、第2条関係の⑤ですが、第9条の3第2項第2号で通勤手当の上限を定めていますが、自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、上限を「3万8,700円」から「6万6,400円」とし、現行の距離区分の上限を「60km以上」を「100km以上」とするものです。また、第5項で、一月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日ですが、第1条関係、①から④については、公布の日から施行し、第2条関係、⑤については、令和8年4月1日から施行するものです。

また、第1条関係、①から④については、令和7年4月1日から適用するものです。なお、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなします。そのほか、この条例に関し必要な事項は、町規則で定めるものです。

以上で議案第8号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 上げるのが駄目と言っているのではないですからね。よくその点は考えてください。

これまた先ほどは任期付で、今度は職員なのですが、これもなぜ国家公務員に準じなければいけないのかというのと、なぜ1年遡って施行するのかということです。お聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

先ほどの条例と同じですけれども、人事院勧告に基づきまして国家公務員の給与改定等が行われております。それに準じた形で町も行っておりますので、令和7年の4月1日から適用されるのもあるというふうなことであります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 では、1年遡るのも人事院勧告の中に入っているということで、よろしいということですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 はい、そうです。国家公務員の給与に準じて行っています。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 先ほどの続きみたいになりますけれども、結局今の状況だと、恐らく毎年見直さなければいけないわけだと思うのですね。その中で、この小さな自治体が一番合理的にかつ妥当に水準を決めていくのが、やっぱりこのやり方なのかなと思うのです。

例えば今私も内藤議員の質問を受けてからちょっと考えていたのですけれども、違うやり方ができるかということ、毎年何を基準に変えて、毎年何を基準につくっていくかというところに多分相当労力を割かなければいけないのだと思うのですよね。だから、基準をつくる、妥当な水準を定めるところが、実はなかなか手間なのかなというふうに思っておりまして、それがうちもそうですけれども、この規模のそれぞれの自治体がそれぞれでできるかということ、やっぱり毎年それをやっていくというのはあんまり現実的ではないかなというふうに思います。

例外があるとすると、その特殊事情がある自治体で財政再建中だとか、あるいはあと特別な何か力点を置きたい部分があって、その水準をいじりたいとかいうのがあれば、あるのだと思うのですけれども、一般的にはやはり我が国の基礎自治体の運営の仕方としては、その水準を示してもらっているということで、大分合理化はできているのかというふうに、効率化はできているのかなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 国家公務員に必ずいつも準じているというのがちょっと面白くないところでありまして、ただやるほうとしても、ハローワークも今の平均月収とかというのは調べていないのですよね。それで、その差がどのくらいかというのも、私もここちょっと最近ハローワーク行っていないのですけれども、ほとんど初任給は18万円とか、そんなのばかりなのです。

だから、どうしてもちょっと民間のギャップが大きくなるのではないかという懸念があるのですが、その点はどうですか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 国家公務員と絶対水準が同じということではなくて、その上がったたり下がったりする率をそろえているというイメージだと思うのですよね。

民間はやっぱりもっと景気感応度が、あるいはインフレ感応度が高いので、上がるときは上がるし、下がる時は下がる、これは業種によっても違う。だから、一概にはやっぱりなかなか民間と比べて、その年その年というのはあまり現実的ではないかなというふうに思っています。

公務員の働き方は、国家公務員、地方公務員、基本的には同じ。同じフレームでやっていて、仕事の内容も同じカテゴリーの仕事と同じ働き方であるという中で、上げ下げがあっているということは不自然ではないかなというふうに思っています。

ただ、絶対水準が同じとは思っていませんし、地域格差はある話だと思うし、ただそれはそれで別の方法で、裁定が働くようになっているところもありますので、今回の上げ下げの水準の定め方に関しては、国に準じていくというのは極めて妥当かなというふうに思います。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第8号 横瀬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第3、議案第9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定等に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正ですが、令和7年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて会計年度任用職員の給料表について改正するものです。

各号給の給料月額をそれぞれ改正するもので、1万400円から1万2,300円の幅で増額となっております。平均改定率は約5.6%増となっております。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。ただし、任用期間が3か月以下の会計年度任用職員及び1週間当たりの勤務日数が2日未満の会計年度任用職員には適用されません。

また、改正後の給与条例の規定を適用する場合において、改正前のこの条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなします。そのほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定めるものとするものです。

以上で議案第9号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 内容はちょっと同じになるのだけれども、先ほど7号の任期付職員と会計年度職員の違いを教えてくださいたいのですが、あとこの任期付、会計年度の職員は今役割、何年というか、教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

任期付職員と会計年度任用職員の違いというふうなことでありますが、任期付職員につきましては、役場の正職員と同じような任用になります。ただし、決められた事務とか、期間がある事務等における採用になりまして、任期を定めて採用しているというふうな職員であります。現状今この任期付職員という職員は、実際には採用されておられません。

会計年度任用職員につきましては、会計年度ということで、1年間の任用ということで毎年採用をさせていただいておる方になります。こちらにつきましても、フルタイムとパートタイムとあるのですけれども、ほとんどがパートタイムの任用となっております。

人数ですが、現状ですとかなり採用で入れ替わりもあるのですけれども、およそ70名ほどの職員がいると思います。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

補足があるということなので。

町長。

○富田能成町長 すみません。70人ってとても多いと感じられたかもしれませんが、保育所とか、児童館の先生方も入っていますので、それら全部含めてという数字になっています。

○向井芳文議長 他に質疑はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第9号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第4、議案第10号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第10号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についてであります。ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に係る寄附金の一体的な管理及び運用の効率化を図るため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第10号の細部説明をさせていただきます。

今回の企業版ふるさと納税基金条例の一部改正は、これまでの企業版ふるさと納税に加えまして、いわゆる個人版のふるさと納税による寄附金につきましても、この基金の中で一体的に管理運営を行うことで、事務の効率化を図ろうとするものでございます。

まず、題名でございますが、「横瀬町ふるさと応援基金条例」に改めるものでございます。

続きまして、第1条におきまして、地方税法に基づくふるさと納税と、地域再生法に基づく企業版ふるさと納税、この両方の寄附金を対象とし、改めて横瀬町ふるさと応援基金として設置する旨規定しております。

次の第6条の処分でございますが、第1号では個人版ふるさと納税、第2号では企業版ふるさと納税、それぞれの寄附金の使途事業の財源に充てることを規定しております。

なお、附則におきまして、第1項では、施行日を公布の日に、第2項では、現在設置されております横瀬町企業版ふるさと納税基金は、本条例による横瀬町ふるさと応援基金とみなして引き継ぐ旨、規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

質疑いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第10号 横瀬町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第11号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第11号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の一部改正及び埼玉県国民健康保険運営方針に基づく保険税水準の統一に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料としまして、資料1、新旧対照表が5ページから22ページまで、資料2としまして、改正の概要が一番最後のページ、23ページになります。

それでは、23ページの改正の概要を基にご説明申し上げます。最後の23ページをお願いいたします。では、今回主な改正点は2点になります。

1つ目としまして、国による子ども・子育て支援金制度が始まり、財源の確保としまして地方税法の一部改正が行われることによるものです。

2つ目としまして、埼玉県が示す国民健康保険の運営方針に基づきまして、それに合わせる税率に合わせていくため、令和7年度から段階的に税率の改正を行っておりますが、今回は令和8年度で課税する税率を設定したのになります。

まず、第2条、課税額でございますが、第1項第1号、第1項第4号、第5項で、新しく始まる子ども・子育て支援金制度の規定と定義、算定方法を記述したのになります。子ども・子育て支援金制度につきましては、国による子育て世帯への経済的支援の強化などを目的に創設され、その財源の規定となるものでございます。

次の第3条、基礎課税額の所得割額と、その下、第5条、基礎課税額の均等割でございますが、埼玉県が示す税率に合わせていくため、令和8年度で課税する基礎課税額の所得割の税率と均等割額の額を改めるのになります。

続きまして、次の第9条の2、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、その下、第9条の3、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額でございますが、所得割額は税率100分の0.26、均等割額は

1,570円としたいものになります。

次の第9条の4、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上均等割額についてでございますが、先ほどの第9条の3で示しました1,570円に、18歳以上の方につきましては100円を加えて1,670円としたものになります。

次の第21条、国保税の減額でございます。第1項第1号、その下、第1項第2号、その下、第1項第3号につきましては、所得の状況により保険税の軽減の判定となる基準額を上げることによりまして、軽減の該当となる方の範囲を拡大したいものであります。

次の第2項第1号と、その下、第2項第3号は、未就学児がいる家庭への均等割額の軽減の基準額を上げることによりまして、子育て世帯への税の軽減を拡大するものであります。

次の第3項と、その下、第3項第7号から9号まででございますが、出産の産前産後の期間におきまして、税の軽減の規定を設けるものであります。

次の第4項ですが、子ども・子育て支援金制度におきまして、18歳未満の被保険者の均等割額の減額規定になります。先ほど第9条の4で、18歳以上の均等割額は100円を加えて1,670円にしたいということに申し上げましたが、逆に18歳未満の方につきましては、均等割が生じないように規定して、保険税として未就学児、産前産後の軽減と併せまして、子育て世帯への軽減を講じるものになります。

次の附則になりますが、規定の整備となります。

最後に、この改正は令和8年4月1日からの施行を予定しております。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第11号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例についてありますが、標準下水道条例の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 議案第12号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、国土交通省が定めております標準下水道条例の一部が改正されたことによるものでございます。令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備が破損したことに加え、排水設備指定工事店も罹災したことにより、工事を行うことのできる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れたことを踏まえての改正でございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。第6条第1項第1号については、現行条例の第1項の一部を号立てしたものでございます。

次の第2項についてが、今回新たに追加される条文でありまして、通常時の場合には、当町に登録されている指定工事店でない排水設備の工事はできませんが、災害その他非常時の場合で、町長が必要と認めるときは、他の自治体で登録されている指定工事店であっても排水設備の工事を行うことができるように改正するものでございます。

以上で議案第12号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 この指定工事店というのは現在横瀬町に何店舗あるのかと、あと軽微な工事といったところ、軽微というのはどの程度を示すものなのかを教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 2番議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の指定工事店の登録数でございますが、現在2月末現在で50店、そのうち町内業者が7店、郡市内業者が40店、郡市外業者が3店となっております。

続きまして、軽微な工事がどのようなものが軽微な工事に該当するのかというご質問でございますが、こちらについては下水道の施行規則の中で定めておりまして……お待たせして申し訳ありません。軽微な工事なのですけれども、屋内の排水管に固着する洗面器または水洗便所等のタンクもしくは便所の構造、位置等の変更工事、防臭その他排水設備等の附帯装置における修繕工事、この辺の工事が軽微な工事とい

うことで定められております。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 この指定業者ですけれども、これ県をまたいでも構わないということですか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 県をまたいでも問題ないということでございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第12号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時01分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第7、議案第13号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第13号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,566万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,578万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時41分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 32ページの管外保育等運営支援事業の中の管外保育所運営費委託料なのですが、設備の詳細ですとか、作業の詳細等分かりましたら教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 管外保育等運営支援事業になりますが、こちらは横瀬町横瀬保育所以外の保育所、幼稚園、認定こども園等に横瀬町の子供を預けたときの運営費の委託料として交付しているものです。以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ページ数示せないなので、申し訳ありません。教育費です。

スポットクーラーの導入について、補正で出されておりましたが、考え方について教えてください。スポットクーラーの使う場所、主に体育館だと推定されますが、もしそのほかで使う用途があまりないのであれば、この予算内で大型設置機を入れてしまって、全体的なことをしつつ、スポットはあくまで4台、5台の話ですから、分けられないとは思いますが、そういう考えはなかったのかというのが1点。

それから、スポットの排熱をどう処理するか。同じ空間内でまいてしまうのか、屋外排気まで考えるか、その2点を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、スポットクーラーにつきましては、実は現状もう1台中学校で買ってありまして、それについては小学校の第1校舎がやはり空調関係が今年の夏などもあまり環境がよろしくないので、小学校の廊下等で利用しているという実績も実はございます。

今回小学校で1台、中学校で4台急遽買わせていただく方向になったのですが、初日の一般質問の際でもお答え申し上げましたが、現在中学校の施設整備に関しては、委員会のほうで皆さんにご議論いただいているところですので、基本その中での方向性が出た段階で、早めに着手するというのを前提にしておりまして、今回実はご存じのように、中学校の体育館で利用の場合、卓球場がフロアが別になっていて、大分暑うございます。とはいえ、やはり球が軽いものですから窓も開けられない。既に導入しているミスト扇風機もやはりなかなか使いづらいというような声もありますので、フロアの中で分けて適宜使っていければとは思っています。

これが全てではないというのは十分理解をしておるのですが、現状何もしないとすると、やはり生徒等に対しても健康上もよろしくないということもありますので、その排熱に関しては、確かにご指摘のとおりなのですが、ちょっとここも運用してみないと正直分からない部分はあるのですけれども、その辺も購入して入れっ放しということではなくて、利用状況等もよく踏まえながら、検討は続けていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。排熱に関して、特に注意をお願いしたいのですが、器具によっては蛇腹のような配管で、簡易的に排出できる機種も存在します。そういうのをよく見ていただいて、熱効率のほうを十分考えていただくわけにはいかないでしょうか。ここをもう一点お願いします。

それから、要望になってしまうのですが、ちょっとこれ体育館暑いというのが前から指摘されていることなのですが、断熱を踏まえた改修まで進んでいただいて、できればスポットではなくて、固定の大型機を入れて安定した冷却ができれば理想的なのですが、その辺の見解がもしありましたらお伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 まず、その排熱に関しましてはご指摘のとおり検討して、導入してまいりたいと思います。ありがとうございます。

それとあと、断熱についてなのですが、実は教育施設の改修にかかりましては、文科省のほうからも体育館の改修に対しては、断熱がセットになって空調を入れるというのが実は前提になっております。当然ご指摘のように今の体育館、どちらも排熱になっていないので、そのまま機械を入れたからといって冷暖房効率というのは当然広さですから、十分な機能は発揮しないというのは十分理解をしているつもりですので、今回先ほどの繰り返しになるのですが、委員会の中でもその辺を含めた上で、方向性を示していただいてというふうには考えておりますので、そこも十分考えて対応したいと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ページ数、20ページの地域おこし協力隊推進事業、それとその後、下がっていただいて集落支援員設置事業、ページ飛んで21ページですか、外部人材活用事業なのですが、ちょっと不用額が大きいかと思うのですが、実績に応じてというお話が先ほど出ていました。具体的にその実績というのが一体何なのかというところと、なぜこれだけ不用額が出たのかというのをいただければと思います。

それと、ページ飛んで22ページ、移住・定住推進事業の中のお仕事付きお試し移住事業、どのぐらいの方が来て、どういった形で実績ができたのかというのを教えていただければと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、協力隊から申し上げたいと思います。協力隊は予算取りの関係上、毎年一年丸々の人数分、12ヶ月分の何人というような取り方をしていなくて、10か月で何人分とか、やっぱり採用時期によって、採用時期がずれるものですから、そういった取り方をしているということが現状でございます。

令和7年度については、実はそういう予算の取り方をしていたのですが、4月、5月の採用が非常に多くて、このままいってしまうと予算が不足するというようなこともありまして、補正予算で増額をしていたということがございます。その結果、その後行ってみましたら、落ち着いた採用であるとか、応募もありましたので、結果としては幾分予算が余ってしまったというところでの減額になります。

それと、結果としては、ということです。

新規9名ぐらいの採用をいただいているところでございます。

それと、集落支援員でございますけれども、当初8名を予算化させていただいているというところで、人数的には8名でそのままだったのですが、この集落支援員の制度そのものが専任型ということで、フルに1か月また活動していただける方と、あと兼任型ということで、1年間で40万円しか活動できないという2パターンありまして、8人いますけれども、そのうちの3人が兼任型ということで、その分が予算的には余ってしまうというところでの減額でございます。

それと、地域活性化起業人でございますが、現在は7名活動していただいております。こちらについても企業派遣型ということで、企業のほうから来ていただいて、月のうちの半分以上働いていただけるという方と、あともう一つ、副業型ということで、月のうちの4日間かつ20時間活動していただいて、そのうち1日は横瀬町に来て活動するといった活動の方法があるわけですが、そのうちの7名活動していただいている中の2名が副業型ということで、これについてもその分が余ってしまうというか、ということで、この分が減額をさせていただいているということでございます。

それと、お試し移住の事業でございますけれども、これは観光協会に委託をしている事業でございますが、これについては当初、これは結果的には契約差金が出ている、契約の段階で金額が少なく契約を結んだということの含めのものでございますが、実績といたしましては、都内とか県南のほうから大学生、社

会人、共に5名ずつぐらい来ていただいて、横瀬町で仕事をしながら過ごしていただいたということで、中には広告関係の仕事をやっている、横瀬町が気になったので来てみましたという方もいらっしゃいますし、大学生も東洋大学の方とか、いろいろな方がいらっしゃって、大分横瀬町についての認識を深めていただいて、今後の関係人口に役立っていったのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 それでは、34ページです。飼い主のいない猫の不妊・去勢の手術推進事業について少し確認させてください。

実績に応じて今回減額ということですが、大体の去勢手術のめどが立ったということで減額ということによろしいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 今現在申請がありまして、捕獲中で定まっていない部分もあるのですが、マックスで今11頭見ておりまして、それを見込んだ上での減額にさせていただきます。

○向井芳文議長 再質疑はございますか。

他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ページ数、21ページなのですが、交通政策推進事業の中で二次交通利用計画策定業務委託料マイナス500万円であるのですが、これはなぜこの不用になったのか、ちょっと教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

この二次交通の利用計画の策定業務につきましては、12月補正で債務負担行為ということで2か年にわたって事業をやっていきましょうということで変更させていただいて、その分が500万円の減額というのは、令和8年度の予算として計上させていただいて、そこで継続して事業を実施していくという予定となっております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第13号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで本休憩といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第8、議案第14号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第14号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万6,000円を追加、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,158万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時04分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第14号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第9、議案第15号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第15号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,230万1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,763万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時13分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第15号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第10、議案第16号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第16号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,415万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第16号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第11、議案第17号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第17号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、第3条では、収益的収入及び支出についての補正を行うものです。収入については1,209万2,000円を減額し、予定を3億5,056万2,000円、支出については1,515万4,000円を減額し、予定を3億4,412万9,000円とするものです。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について補正を行うものです。収入については2,562万2,000円を減額し、予定を2億4,130万6,000円、支出については1,968万8,000円を減額し、予定を3億2,514万6,000円とするものです。

したがって、不足する額8,384万円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額917万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29万4,000円、引継ぎ金79万1,000円、過年度分損益勘定留保資金7,357万8,000円で補填するように改めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時28分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、収益的収支、資本的収支全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第17号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号～議案第22号の上程、説明

○向井芳文議長 ここでお諮りいたします。

日程第12、議案第18号から日程第16、議案第22号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算、日程第13、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第14、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第15、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算、以上の5議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本日、一括上程されました令和8年度一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を

賜りたく存じます。

基本方針。

現在、私たちの横瀬町、そして日本は、極めて不透明で混沌とした国際情勢の中にあります。遠く離れた地で続く紛争や地政学的な緊張は、決して対岸の火事ではありません。グローバル化が進展した現代社会においては、世界のどこかで生じた動揺が、瞬時にしてサプライチェーンの混乱やエネルギー供給の不安定化を招き、私たちの日常生活を直撃します。

とりわけ、長引く円高基調とエネルギー価格の高騰を背景としたインフレの進行は、一過性の現象にとどまることなく、恒常的な物価上昇として町民生活に重くのしかかっています。日々の食卓に並ぶ食品の値上げ、冬場の暖房費や電気代の負担増、そして物流コストの上昇に伴うあらゆる物資への価格転嫁、これらは、町民の皆様の家計をダイレクトに圧迫し、特に将来への不安を抱える現役世代や、限られた所得の中で生活をやりくりされている高齢者世帯にとって、深刻な問題となっています。

「今日よりも明日が豊かになる」と当たり前のように信じていた時代はとうの昔に終わり、私たちは今、「チャレンジ（挑戦）をしなければ今日よりも明日が厳しくなり続ける」という、危機感の中で町政運営を担っています。だからこそ、この激動の時代の中でも町民の皆様の暮らしが「安全」で「安心」であること、お一人お一人が、ウェルビーイング（幸福）を感じられるよう、行政はこれまで以上に敏感に社会の動向を捉え、迅速かつきめ細やかな支援を講じていかねばなりません。

令和7年度は、合併70周年町制施行40周年という大きな歴史の節目を越えて、新たな歩みを始めた一年でした。ここまで、第6次横瀬町総合振興計画が掲げる「7つの柱」に基づく施策を粘り強く継続してきた結果、厳しい状況下でも確かな成果が表れています。

人口ビジョンを作成し、人口減少を抑制すること、人口減少に備えることを組織的に対応し始めてから10年が経過します。この間、切れ目ない子育て支援や、移住促進策などをはじめとする施策を打ち出し続けた結果、当町の人口は、令和8年1月1日現在、10年前に想定した趨勢人口、これは自然体の人口です、7,012人に対して、住民基本台帳ベースで、予測を490人上回る7,502人、県推計ベースでも342人上回る7,354人という当時の予想を上回る結果になっています。さらに、令和7年度は、2月末までの11か月で、転入超過が40人になっており、この10年間で初めて、年度の社会増減が「転入超過」に転じる可能性が高くなりました。とりわけ、中学生以下の若年人口に絞ると、実は、令和3年度以降ずっと転入超過が継続をしています。これは、若い世帯の転入超過が続いているということです。大規模な住宅開発などがない中で、当町の人口動態に確かな変化が生じてきています。また、昨年9月、民間の住宅情報ランキングにおいて、「住み続けたい街（埼玉県内）」1位という評価をいただきました。こうして、複数のメディアのランキング等で評価されるようになってきたのは、私たちが町民の皆様と進めてきたまちづくりが町内外に認知され浸透してきたということと理解しますが、何よりも、町民の皆様が守り、つなげてきた「共助」を支える地域コミュニティがしっかり機能していること、加えて、この10年余りの間に、関係人口や移住者が関わり形成されてきた新しいコミュニティが広がり続けていること、それらが徐々に交わり始めて横瀬町ならではの新たなコミュニティ（人の輪）の形ができてきていること、まちづくりが「官」主導にとどまらず、「民」の自発的自立的な活動が広がってきていることなどが大きく影響していると考えます。

令和7年9月の西武鉄道株式会社とのまちづくりに関する包括連携協定の締結をはじめとする民間企業

との連携、そして自治体間での連携は、ますます深化してきており、外部の人材やノウハウが町に集まる状況、活用しやすい状況がつくりだされています。これらの連携は、二地域居住先導的プロジェクトの実装事業やグリーンインフラの実装事業、省エネルギー型暮らし体験住宅設置など様々な分野にも効果的に生かされています。令和8年度は、これまでに築いてきた多様な共創パートナーとの連携をより一層、住民福祉の向上につなげていきます。第6次横瀬町総合振興計画で掲げた、「人づくり」「健康づくり」「安全安心づくり」「産業づくり雇用づくり」「賑わいづくり中心地づくり」「景観環境づくり」「人の輪づくり」という7つの柱に込められた各施策をバランスよく展開し、町民の皆様の幸せ（ウェルビーイング）のために全力で邁進をしていきます。

令和8年度の町政運営に当たり、4つの重点テーマを挙げます。まず1つ目は、現在の厳しい経済状況や社会情勢の急激な変化を踏まえると、「生活者支援」、「町民の生活に寄り添うこと」になります。これまで以上に町民の皆様の声に耳をそばだて、対話を通じて信頼関係を深め、各課所連携して対応していきます。とりわけ、町民課、健康子育て課、福祉介護課の「福祉3課」の連携をさらに深めます。どの窓口を入り口としても、インフレ下の生活支援や複雑化する困り事に迅速かつ丁寧に対応し、町民に徹底して寄り添う福祉を実践します。また、第2の柱「健康づくり」にかかる大きな課題でもある町民の健康寿命延伸を図るための取組を福祉3課連携の下、「よこぜ健康ひろば」事業などにより展開をしていきます。これらを通じて、多世代が共に学び、体験し、交流する場を積極的に創出し、「健康づくり」と「人の輪づくり」につなげていきます。

2つ目は、「中心地づくり」です。10年前に立ち上げた、官民連携プラットフォーム「よこらぼ」が今日までよく機能し、多様な人材やアイデアが町に流入し、町にあった既存の資源と交わり、その中から様々な展開が生まれてきました。平成31年（2019年）4月にArea898がオープンし、これが起点となり、ここから、Lab横瀬や民営のNAZELABなどが集積し、町民会館なども含めて、町民、来街者、小さな子供たちから高齢者まで多世代の多様な人々が集う、横瀬町の新たな中心地の形成が始まりました。今月末には、旧役場跡地に、省エネルギー型暮らし体験住宅が完成予定で、中心地に新たな機能が加わります。「人々が集い、交流する場所をまちなかにつくること」「ヘソがない町にヘソをつくること」を目指し、始めた「中心地づくり」が具体的に形になってきました。令和8年度は、この「中心地づくり」を一步進めて、より多くの町民に活用され、交流を促す、中心地（まちなか）の公園機能の形成に着手をしていきます。

町民アンケートによると、「自然を身近に感じられること」を町民の皆様が重視していること、実際に「子どもが安心して遊べる場所がまちなかに欲しい」という声が多かったこと、などに町として対応していきます。国や県の補助金等を活用しながら、ウォーターパーク・シラヤマの整備を令和8年度も継続するとともに、兎沢町有地の有効活用に向けた整備に着手します。兎沢町有地は、町民の皆様とともに「（仮称）まちなか原っぱ公園」を目指し整備を進めていき、県が進める中郷交差点改良事業とも連携し、中心地エリアの回遊性、安全性を高めていきます。まちなかの公園機能の形成は、中心地に集まる人の層を広げ、より多くの町民、来街者が、より頻繁に中心地を訪れることにつながることになります。子供たちが安心して遊べる場をつくり、多様な世代が自然と集う空間を創出することで、歩いて楽しい、にぎわいのある中心地エリアの形成を図っていきます。これは、第5の柱「賑わいづくり中心地づくり」を進展させ

ることはもちろん、将来、「人づくり」「健康づくり」「安全安心づくり」「景観環境づくり」「人の輪づくり」にもつながることが期待されます。

3つ目の重点テーマは、「担い手不足」への対応です。少子高齢化が進み、コミュニティのつながりが希薄化しつつある現状、様々な分野での「担い手不足」は、一過性の問題ではなく、中長期的な視点での対策が不可欠な構造的課題です。これまで当町は、地域おこし協力隊、集落支援員、地域活性化起業人などに代表される外部人材や移住人材の力を借りて、まちづくりに生かしてきました。その中で、農林業分野の推進、地域コミュニティ活動や伝統文化の継承まで様々な場面で、担い手不足の解消につながるケースが出てきました。また、多様な人材が集まることで、中心地エリアを拠点に、属性にとらわれない新たな人的ネットワーク、新しいコミュニティ（人の輪）が形成されてきました。令和8年度は、既述の福祉分野を含めた一層の連携、中心地エリアの機能拡充などを契機として、これまで社会参画の機会が限られていた町民の皆様の新たな活躍の場、交流の場を広げ、新たな人の輪づくりを続けることで、地域コミュニティの維持・強化、担い手不足の解消につなげていきます。

最後の4つ目は、令和8年度は、改めて、「行政運営の最適化」を大きなテーマに掲げます。役場の「仕事の中身」や「進め方」や、しばらく固定化している報酬等の妥当性を改めて検証することを進めていきます。令和8年度予算は、物価や人件費の上昇のあおりを受け、財政的には非常に厳しい前提で予算編成を行いました。全課に経費削減目標を課し、未来へ向けた重要な事業は優先順位をつけ継続しつつも、無駄をそぎ落とした引き締まった予算編成としました。町の財政状況が厳しさを増す中、持続可能な行政運営のために、令和8年度は、改めて、一層の効率化を図るべく、地域活性化起業人など専門家の知見もいただき、役場の業務プロセスそのものを再構築するBPR（業務プロセス再構築）の推進に着手をします。さらに、変化し続ける経済状況の中で必要な報酬の見直し等も進めていきます。また、ここへ来て進化が著しい生成AIについては、よく学び、現場での活用を一步進め、安全に適切に住民サービスの向上に役立てていきたいと考えます。公共交通については、「乗り合いブコーさん号」や民間バス路線の在り方なども含めて、改めて検証し、最適化を図るための調査検討を始めていきます。

これまでに粘り強く継続してきたことが、相互につながり、点が線になり面になり、町内外で認知され始め、町のブランド力になり、ここへ来て人口動態にも変化の兆しが見えてきました。遠い目標だった、「この町の未来を変える」ことが現実的にもう少力で手が届くところまで来た、という確かな手応えを感じています。一段と高いレベルのチャレンジが可能になるところまで、私たちは登ってきました。一人一人の多様な幸せが花開く「カラフルタウン」の実現に向け、その先にある「日本一住みよい町、日本一誇れる町」の実現に向け、職員とともに、全力で町政運営に当たり、この町の新しい未来を切り開いていきます。

続きまして、令和8年度重点施策。

続きまして、新年度の重点施策について説明をさせていただきます。第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた7つの柱ごとに、重点施策を申し上げます。

1の柱、切れ目ない子育て支援と教育の連携を目指す「人づくり」です。

初めに、これまで継続してきた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の取組は、人口動態により影響を及ぼし、令和3年度以降、中学生以下の若年人口の転入超過が続いています。引き続き、「結婚新生

活にかかる支援」、「出産・子育て応援事業」、「小学校、中学校入学時での祝い金」、中学校の卒業時の「巣立ち応援金」、そして小・中学校の給食費の無償化などを強力に推進していきます。

加えて、子供に対する地域の支援体制を強化するため、地域にある様々な場所を活用し、安全安心で気軽に立ち寄ることのできる「こどもの居場所」づくりを積極的に進めていきます。

また、国際的視野を持つ人材を育成するため、中学生の国際交流事業として、令和7年度から国内で海外の異文化を体験するプログラムや従来の国内事業を引き続き進めていきます。

保育所では、継続的に施設・設備の改修に取り組み、保育環境が充実してきています。引き続き、保育業務支援システムの導入などにより、保育サービスのさらなる向上を図っていきます。

次に、2の柱、全ての町民が健康に暮らせることを目指す「健康づくり」です。

まず、町民課、健康子育て課、福祉介護課の「福祉3課」の連携により、令和7年度から「健康寿命延伸プロジェクト」を立ち上げました。令和8年度は、新たに「7つのととのう」を実現する「よこぜ健幸ひろば」に重点的に取り組んでいきます。

これまでの積み上げにより、町民の歩きたくなる意識を醸成してきた「日本一歩きたくなる町プロジェクト」ですが、引き続き、各種ウォーキング事業や保育所児童を対象にしたウォーキング指導に積極的に取り組むとともに、新たに、秩父札所午歳総開帳に合わせた札所を巡るウォーキング事業にも取り組みます。

町民の皆様大変好評をいただいている「移動スーパー参入促進事業」ですが、引き続き、移動スーパーの事業者と連携して、販売場所の見直しを行いながら、買物の機会や町民同士の交流の機会を確保するとともに、高齢者等の見守り活動をしていきます。

新しい認知症観と地域共生社会の推進を地域に浸透させていくため、認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花、マリーゴールドを育てる活動、オレンジガーデンプロジェクトを推進していきます。

さらに、地域福祉、障がい福祉及び高齢者福祉関連の諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地域福祉計画」、「障害福祉計画」及び「介護保険事業計画」等を策定していきます。

次に、3の柱、防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、全ての町民が安全で安心して生活できる環境づくりを目指す「安全安心づくり」です。

まず、防災対策として、自主防災組織を強化するため、リーダーの育成や防災訓練を促進するとともに、防災講演会や広報活動による啓発活動を推進します。災害時に使用する物資・資材等の災害用備蓄品を引き続き整備し、万一の災害時に備えます。

防犯対策では、引き続き、世帯等での防犯カメラ設置への補助や、集落支援員などの外部人材と連携・協力した青色防犯パトロール活動などにより、犯罪抑止力の向上を図ります。

町民の生活基盤である町道については、町道5号線、118号線、3175号線等の道路整備を引き続き、鋭意進めます。また、一般国道299号では、中郷交差点の改良が目に見える形で進んでいます。主要地方道熊谷小川秩父線と併せて、引き続き、交差点改良及び歩道整備を積極的に促進し、利用者の安全性・利便性の向上、渋滞の解消を図ります。

町民の足である地域公共交通ですが、引き続き、予約型乗合タクシー“乗り合いブコーさん号”の運行と路線バスの確保に取り組み、町民にとって利便性の高い公共交通を目指します。加えて、持続可能で利

便性の高い二次交通サービスを構築するため、二次交通利用計画を策定し、あわせて、地域公共交通の見直し等の検討を進めます。

次に、4の柱、多様な働き方や生き方が実現できる環境を目指す「産業づくり雇用づくり」です。

まずは、今や町のブランドとなった「日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町」を象徴する官民連携プラットフォーム「よこらぼ」ですが、令和7年度からは創業等の支援補助制度を加え、第2期がスタートしました。令和8年度は、「よこらぼ」がスタートして10周年を迎えることから、記念事業を開催し、この節目をきっかけとして、より一層「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れを促進し、町内の活性化、住民福祉の向上につなげていきます。

「道の駅果樹公園あしがくぼ」や「キッチンENg a WA」、「ENg a WA駅前食堂」などの指定管理を行っている、有限会社果樹公園あしがくぼ、その100%出資の子会社である地域商社「株式会社ENg a WA」は、地場産品を活用した商品開発などに積極的に取り組んでいます。これらの取組が、町内の新たな経済循環や雇用創出につながるよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの外部人材を活用しながら、引き続き、連携・協力して取り組んでいきます。

さらに、二地域居住をはじめとする新たなライフスタイルに対応するため、L a b横瀬や舎場シンワ、省エネルギー暮らし体験住宅などの移住体験施設を積極的に整備・活用しながら、地域おこし協力隊や集落支援員などの外部人材と連携・協力して、町での暮らし体験などの体験機会を創出していきます。

U I Jターンを促進するため、東京圏から移住してきた起業家へ、支援金等を交付する「移住就業等支援金」や、秩父地域外から移住した企業就職者への支援となる「定住就職促進奨励金」などに引き続き取り組んでいきます。

次に、5の柱、観光などで訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる、地域外の関係人口の増加を図り、にぎわいを目指す「賑わいづくり中心地づくり」です。

中心地づくりが進捗しています。町民会館やA r e a 898、899などの公営施設とL a b横瀬、タテラボ、N A Z E L A Bなどの民営施設が集積し、このエリアを活用して町民の皆様が様々なイベントを開催するなど、この周辺エリアが横瀬ならではの中心地を形成してきました。

このエリアにあるウォーターパーク・シラヤマは、令和6年度から、駐車場の拡張や遊具の設置などに取り組んできましたが、引き続き、歩行者用つり橋や右岸の公園などを整備するとともに、様々な地域・年代の方々、誰もが気軽に立ち寄り、集まり、交流し、活動することのできる中心地づくりを進めます。

さらに、横瀬駅・兎沢町有地周辺のエリアについては、これまでに兎沢町有地周辺の現況調査や概略設計、そして土地所有者等の皆様への説明会やフィールドワークなどを実施してきました。次のステップとして、土地所有者等の皆様からのご理解・ご協力をいただきながら、詳細設計や進入路の整備を進めます。

「日本一歩きたくなる町プロジェクト」では、関係機関との連携により、里山まるマルシェなどのイベントの開催や、ウォーキングコースの整備などに取り組み、引き続きウォーキング文化の醸成、歩きたくなる町としての取組を積極的に進めていきます。

多くの観光客を誘致するため、開設10周年を迎える花咲山公園などの観光資源を活用したイベントの開催、スムーズな移動と周遊性を高めるための観光案内板・道標の設置に取り組んでいきます。

地籍調査では、第12区の一部、ウォーターパーク・シラヤマ、そして町民会館周辺を対象として、一筆

ごとの土地の確認など現地調査を進めていきます。

次に、6の柱、自然を大切に、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしを目指す「景観環境づくり」です。

まず、省エネルギー対策として、令和7年度完成予定の「省エネルギー型暮らし体験住宅」を活用し、住環境に対する意識向上等を図っていきます。また、既存住宅のリフォームや省エネルギー改修、省エネ家電製品買換えに対する補助を引き続き行い、居住環境の向上やクリーンエネルギーの普及、空き家の有効活用の促進を図ります。

空き家対策は、空家対策計画による空き家の適正な管理を推進するとともに、引き続き、老朽空き家の除却補助、危険なブロック塀の撤去補助も行います。

また、空き家等の追跡調査とともに、空き家活用の掘り起こしに取り組み、空き家バンクや補助制度を活用しながら、空き家の有効活用を目指します。

森林整備では、令和6年3月に、埼玉県伊奈町と「未来につなぐ森づくり連携協定」を締結し、伊奈町と横瀬町が共同で、横瀬町の森林整備を行っていますが、引き続き、持続可能な森林整備体制の充実とともに、森林や地域資源を活用した、地域間交流の活性化を図ります。

下水道事業は、引き続き、公営企業会計として経営の効率化・健全化を図るため、下水道ストックマネジメント計画策定や自家発電設備の設置などにより、将来にわたる持続可能な経営に向けて取り組んでいきます。

次に、7の柱、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町を目指す「人の輪づくり」です。

町の二大イベントである「町民体育祭」と「よこぜまつり」をはじめ、「日本一步きたくなる町プロジェクト」や「みんなで作る日本一幸せな町横瀬」などのイベントや事業を通じて、引き続き、内容等に工夫を凝らし、人の輪づくりにつなげていきます。

地域おこし協力隊や集落支援員の制度を、引き続き積極的に有効活用していきます。地域コミュニティ活動をはじめ、林業分野、有害鳥獣対策を含む農業分野、観光分野、子育て支援分野、そして、地域商社である株式会社E N g a W Aでの活動など、行政課題に対応した地域活性化に意欲ある地域内外の人材を積極的に募集していきます。

町の文化財では、その保護、保存、活用とともに、伝統文化の継承のため、引き続き、「地域文化財活用推進実行委員会」に対し、国の補助制度を活用しながら、町内の文化財にかかる用具の修理や後継者養成等を支援していきます。

最後に、7つの柱を支える土台についてです。

まず、「日本一相談しやすい町」を目指して、なんでも相談室での「オンラインカウンセリング」、「町政懇談会 町民と語る会」や「地域版町政懇談会 町長と語る会」などに引き続き取り組むとともに、新たに、多世代が交流しながら、健康について気軽に相談できる「よこぜ健幸ひろば」を開催し、対話を通じて相談しやすい雰囲気を作り一層醸成していきます。

町の広報活動をより積極的に展開していくため、町の取組やイベント等を発信すべく、引き続き、秩父地域の地元メディアである「ちちぶFM」の番組を活用していきます。

財政状況の厳しさが増す中、持続可能な行政運営のために、地域活性化起業人などの専門家の知見をいただきながら、役場の業務プロセスそのものを再構築するBPR（業務プロセス再構築）の推進に着手し、一層の効率化を図ります。

秩父地域の広域連携については、全国モデルになるような連携が進められていると考えます。令和8年度は、この連携をより一層密にし、医療をはじめとする地域課題に鋭意対応していきます。

広域連携に加えて、本町と連携協定を締結している、福島県磐梯町、島根県海士町、そして鳥取県北栄町はもちろんのこと、先進的な取組を行う全国の自治体に連携の輪を広げ、それぞれの資源や特徴を生かしながら、幅広い分野で地域を超えた柔軟な自治体連携を展開していきます。

地域活性化起業人制度や企業版ふるさと納税制度などを、引き続き有効に活用し、民間企業等のノウハウや知見を生かし、町の活性化や住民福祉の向上につなげていきます。

以上、令和8年度における第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた、重点施策を申し上げました。

続きまして、令和8年度予算概要です。議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算の概要を申し上げます。

令和8年度は、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画に基づき、多様な幸せが花開くカラフルタウン実現に向け、町民の皆様との「対話」と「連携」を大切にしながら、事業を全力で進めていきます。

事業実施に向けて、限られた財源を適切に配分しつつ、積極的に事業を進めていく予算を編成しました。その概要を申し上げます。

令和8年度の予算額は、一般会計47億4,800万円、特別会計3会計合計20億3,785万2,000円、公営企業会計7億5,155万5,000円、全体で総額は、75億3,740万7,000円となります。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。

まず、一般会計ですが、歳入歳出予算総額は47億4,800万円で、対前年度0.15%、700万円の減額となります。

歳入予算の柱である町税は、11億4,747万9,000円で、全体の24.2%を占め、対前年度0.4%、1,669万3,000円の減額となります。このうち、個人町民税では、給与所得者の税収が増加傾向にあるものの、個人事業主等においては物価高騰の影響から経費がかさみ、所得の伸び悩みが見られること等を勘案し、前年度より1,510万3,000円の減額を見込んでいます。

地方交付税は、前年度の交付実績及び国の令和8年度地方財政計画に基づき、普通交付税14億3,000万円、特別交付税3億3,600万円を計上し、全体の37.2%を占め、対前年度9.1%、1億4,740万円の増額となります。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費国庫負担金9,445万6,000円、社会資本整備総合交付金8,801万2,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金6,696万7,000円などを見込んでおりますが、地域未来交付金9,085万円の皆増などにより、前年度比19.0%増の5億4,378万9,000円を計上しました。

県支出金は、障害者自立支援給付費県負担金4,722万8,000円、子どものための教育・保育給付費県負担

金2,894万2,000円、小学校給食費負担軽減交付金1,761万7,000円などを見込み、対前年度19.6%減の2億5,529万6,000円を計上しました。

町債は、町道改良事業債3,260万円のほか、保育所の施設改修に対するものとして、子ども・子育て支援事業債1,830万円などを見込んでいますが、秩父広域市町村圏組合の水道事業に対する出資債の皆減などにより、対前年度75.7%減の5,090万円を計上しました。

続きまして、歳出について性質別に主な内容をご説明申し上げます。

人件費は、9億5,234万4,000円で、全体の20.1%を占めており、対前年度1.5%、1,440万5,000円の増額となります。

物件費は8億6,709万円で、全体の18.3%を占め、対前年度9.2%、8,809万2,000円の減額となります。主な事業としては、地域おこし協力隊や集落支援員の活動業務委託料、学校給食にかかる材料費及び調理等業務委託料や、地籍調査業務委託料などがあります。

扶助費は、5億9,311万2,000円で、全体の12.5%を占め、対前年度1.6%、915万1,000円の増額ですが、このうち最も多くを占めるのが障害福祉サービス費等負担金であります。

補助費等は、9億2,214万6,000円で、全体の19.4%を占め、対前年度2.5%、2,250万円の増額ですが、このうち最も多くを占めるのが秩父広域市町村圏組合への負担金であります。

普通建設事業費は、5億4,748万7,000円で、全体の11.5%を占め、対前年度46.7%、1億7,431万8,000円の増額となります。主な事業としては、都市公園整備事業、ウォーターパーク・シラヤマ施設整備事業、社会資本整備総合交付金町道整備事業などがあります。

公債費は、4億2,494万1,000円を計上しました。対前年度13.6%、5,100万3,000円の増額となっています。

続きまして、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は、平成30年度から埼玉県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などの業務を行っています。

予算総額は、10億1,155万6,000円で、対前年度1.2%、1,208万8,000円の増額となります。

歳入では、主に国民健康保険税1億8,487万8,000円、県支出金7億5,901万5,000円を計上しました。

歳出では、保険給付費が7億4,117万4,000円で、全体の73.3%を占めており、前年度に比べて391万9,000円の減額となります。

続いて、介護保険特別会計ですが、予算総額は、8億6,271万6,000円で、対前年度4.1%、3,715万3,000円の減額となります。

歳入では、主に保険料1億9,476万9,000円、支払基金交付金2億1,758万7,000円、県支出金1億1,991万9,000円を計上しました。

歳出では、保険給付費が7億7,442万8,000円、地域支援事業費が5,412万9,000円で、全体の96.0%を占めています。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療制度は、町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営をしています。

予算総額は、1億6,358万円で、対前年度19.1%、2,617万7,000円の増額となります。

歳入では、保険料と一般会計からの繰入金で総額の99.9%を占め、歳出では、広域連合への負担金が総額の97.6%を占めています。

続きまして、下水道事業会計ですが、令和5年度から地方公営企業法の財務適用を受け、公営企業会計として運営をしています。

まず、収益的収入は、3億8,153万5,000円、収益的支出は、3億7,650万7,000円を計上しました。

また、資本的収入は、2億8,018万2,000円、収益的支出は、3億7,504万8,000円を計上しました。

このうち、資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,486万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36万6,000円、過年度分損益勘定留保資金6,423万円、当年度分損益勘定留保資金2,464万3,000円で補填するものであります。

以上、「施政方針」及び「令和8年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、行政運営により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○向井芳文議長 以上で町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました令和8年度予算5議案の提案理由の説明を終わります。



◎延会の宣告

○向井芳文議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時08分

## 令和8年第1回横瀬町議会定例会 第5日

令和8年3月10日（火曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員	
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計
				課	長					課	長	兼	計
										管	理	者	
関	口	和	則	町	民	加	藤	美	智	福	祉	介	護
				課	長					課	長		長
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振	興	課	長
				子	長								
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	環	境	課	長
小	俣	敏	孝	教	育								
				次	長								

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	守	屋	則	子	書	記
				局	長						

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

なお、内藤純夫議員におかれましては、身体上の都合により自席での発言を許可しております。



◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎施政方針に対する質疑

○向井芳文議長 日程第1、議案第18号から日程第5、議案第22号までの5議案を議題といたします。

一括上程した5議案につきましては、町政に対する町長の施政方針並びに提案理由の説明が終了したところです。

ここで、町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別の時間を設けておりますので、その際をお願いいたします。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 1点だけお伺いいたします。

ページ数が3ページのよこぜ健幸ひろば事業を展開とあるのですけれども、この具体的な町長の構想と  
いうのがありましたら教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

よこぜ健幸ひろばプロジェクトは、これは福祉3課が今連携していて、いろんな計画をつくって、ボトムアップで上がってきたプロジェクトです。令和7年度に健康寿命の延伸を図るということを考えて健康寿命延伸プロジェクトチームを福祉3課連携で立ち上げてまして、そこで様々検討してもらっていて、そこから現場からこれをやりましょうということで出てきたのが、よこぜ健幸ひろばプロジェクトです。

7つの整うというのを目指してまして、7つの整うというのがありまして、運動、栄養、あと歯と口腔機能、脳の健康、生活、心の健康、休養と睡眠の7項目なのですが、これを場をつくって町民の皆さんに学んでもらったりとか体験してもらったりとか、交流してもらったりとかというのをやっていくという

のを進めるプロジェクトです。ですので、直接的には健康づくりなのですけども、続けていくとそれが人の輪づくりにつながったりとか、あるいは人づくりにつながったりとかというところまでを期待しているというところでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 6ページにあります安全安心で気軽に立ち寄ることのできるこどもの居場所づくりを積極的に進めていくとありますが、町内で何か所ぐらいを計画する予定なのでしょうか。また、計画に対し、今年度、令和8年度では計画までの段階なのか、実施まで進めるのかをお教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 こどもの居場所づくりに関しては、今現在想定しているのは3か所想定をしています。これも、人づくり、人の輪づくりというところでも、人の輪をたくさんつくるところを目指していき、それと絡めて、こどもの居場所も、もちろん増やしていきたいというふうに思っています。

ただ、これはハードとソフトが必要で、こどもの居場所をつくってくれる人たちを、官がというよりも、民間ベースでつくっていただくというところを想定しています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 人の人材活用について、それは町内の町民の方のみで賄うというか、ずっと定住されている方なのか、それとも地域おこし協力隊ですとかの外部人材に関わっていただく予定なのか、お考えがありましたらお教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これはどちらかということではなくて、両方あり得るということだと思います。主になるのは町の人たち、あるいは地域なのですけども、そこに、現在でも、例えば集落支援員の人に関与してもらっていますし、そこは横瀬町らしくというか、両方混ぜて広げていくというような形で考えていきたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質疑はございますか。よろしいですか。

なお、今計画というところだったのですが、計画に関しては同時進行という、1個目の質問、どこまで今年度の計画というか、進めるかというところだったのですが、この3団体、既存団体ですよ。その支援をしていくということだと思のですが、結局、その居場所づくりの計画をつくっている、計画というのは、すみません、1つ目のほうで私が配慮がなかったのですけれども。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 手を上げていただければですね。だから、こちらはこどもの居場所づくりのサポートする。私たちが主体ではないですので、手を上げていただけたところがあれば支援していくということかなというふうに理解しています。

○向井芳文議長 この件に関しては再質疑は大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 それでは、方針の7ページのところにある地域公共交通についてお伺いしたいと思います。

路線バスの確保に取り組むということと二次交通利用計画を策定するというので、地域公共交通の見直し等の検討を進めるということなのですが、もう少し具体的に、どのような方向になるのかというのをお示しいただければ大変ありがたい。特に路線バスに関しましては、補助も含めて大分負担も重いという割には、利用のほうも芳しくないというようなこともありますので、見直し等についてお考えがありましたらお伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 見直しの方針等についてということでお答えします。

まず、のりあいブコーさん号については、今、登録者が600人を超えていて、比較的良く使っていただけて機能しているということだと思いますので、一つは柱にはなり得るかなと思っています。

一方、路線バスはおっしゃるとおりで、利用度が路線によってかなり差があったり、あまり使われなかったりという状況があるので、少し、もっと効率的に、あるいはもっといい形でできないかというところは思っています。まずは入り口で利用者の皆さん等にアンケートを取らせていただいて、あるいは利用者の数も改めて確認をした上で次を考えていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ページ数4ページの3つ目の重点テーマは「担い手不足」への対応ですというところなのですが、今年度、高校の進学が秩父管内が軒並み倍率1切っています。調べてみますと恐らくこの秩父管内にいる児童の50%程度が秩父の進学になっているかというところになります。この担い手不足というところの中で、中身としては、もう既に町民でどうかするという内容ではなくて、最初からの外部人材に頼ってどうかしますという内容になっていると思うのですけれども、町民にやってもらうとか、どうかしてもらえませんかとかという形というのはないのかなというところ、そういった若い世代がこの地元に残るというところ、それは何かないのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 担い手不足というのは、非常にここで構造的な問題と言っているのですが、一朝一夕にはなかなか何とかならない問題だなと思っています。あらゆる分野で、これから担い手不足になっていくという想定です。民間分野もそうですし、公務員の分野もそうですし、それから地域の担い手もそうですし、伝統文化とかもそうですしという中で、そこをできるだけ手当てしていくということで、外部人材だけということではもちろんないです。横瀬町で言うと、例えば農業分野で耕作放棄地が解消されるのか、あるいは獣害対策の分野で外部人材が来てくれているというのはあるのですが、外部人材の中でも、地域おこし協力隊でいうと、彼ら彼女らは定住をしてくれるわけです。だから、入り口の外部人材ですけども、結果的には町の人になっていく。これ結構大きいかなというふうに思っています。

特に、例えば獣害分野でいくと、かなり猟友会の皆さんの高齢化が進んでいるという中で、外から来た人たちが刺激になって新しい世代がちゃんとできてきている。来年も獣害分野は地域おこし協力隊の応募がちゃんとありまして、3名、今のところ新しいメンバーが来てくれる想定なのです。そういう人たちはもちろん移住してきますので、そのまま転出するかどうかということはもちろんあるのですが、今まででいくと、高い確率で定住してくれているのが横瀬町だと思っています。

なので、その部分、外に限らず、あるいは外から来て中の人になるという人たちの力をももちろん期待すると、あと大事なものは、やっぱり町民の皆さんの社会参画を進めていく、広げていくということだと思います。ここは令和8年度に頑張りたいところでして、だから中心地の機能を広げる、中心地に集まる人を増やすということで、人の接点を増やす、交流を増やす。それで、今まで社会参画していなかった人にしてもらって、担い手を広げるということはやっていきたいところだというふうに今は考えています。

あとは、若い世代に関しては、高校ももちろん地元の高校に行っていただきたいという思いがある反面、一方で学びは多様な選択肢があってもいいとも思います。ただ、やっぱり横瀬町は高校のない町ですから、高校は秩父市とかいろいろなところへ出ていくけれども、最後帰ってきたくなる町をつくるというところは、引き続き力点を置いていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ありがとうございます。

その中で、町民という言い方を先ほどおっしゃっていますけれども、例えば自分の家にお子さんがいらっしゃるのか、そういった場合に、やっぱり一番はそのお子さんが引き継いでいくというのが一番すごく理想なのかなと思うのですが、ただこの中身だと、もう最初からそこではなくて、外部人材に頼ってしまいますみたいなふうに見えるのですが、そういったところで、例えば外に出てしまったお子さんが戻ってきて、農業など、例えば週に1回やってもらうとか、そういったところに対して、何か町としてやっていくというのはないのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、外部人材に頼るという考え方はないですね。外部人材というのはいろいろあって、例えばそれは触媒機能だったり、刺激だったり、最後はやっぱり地域なのだと思います。外部人材は、さっき言ったように入り口は外部人材だけれども、結果的に横瀬の人になる人もいるわけですから、それはそういうことだとして、教育の話と絡むのだと思います。

去年、例えば横瀬中学校では、横瀬町の地元にもっと目を向けてほしいということで、教育長が考えてくださって、中学生版よこらぼというのやったのです。そんなことだったり、我々自身が横瀬の子供たちと接点増やすだったりということで、この町を好きになってもらうとか、思い入れを持ってもらうということがやっぱり大事ななと思っています。

そういう中では、中心地の中心づくりを始めて、今、エリア898、L a b横瀬には、放課後、小中学生がたくさん来るようになったのです。子供たちが大きくなると、やっぱり横瀬への帰属意識、あるいは横瀬が好きで帰りたいと思ってくれる子が増えてくるのではないかなという期待感を持っています。なので、私もこの町で生まれて、一旦外へ出て帰ってきた身からすると、言い方難しいですけども、強制して残ってくれはなかなか難しいのだと思うのです。でも、残りたい、あるいは帰ってきたいと思わせるというふうにやっていくというのですか、そこはすごく大事ななというふうに思っていて、この町の小学生、中学生、高校生等の接点をまず増やして、関わりを増やして、相互に影響し合うというのですか、つくっていくというのも大事でしょうし、それから、さっきの健幸ひろばなんかだと、これやっぱり多世代型というのが一つポイントになっていまして、高齢者の人も若い町の人と交流することで利益になると思いますし、町の子供たちや若い人たちも町の高齢者に触れるということは意義があるし、そういう循環をつくっていくというのが大事ななというふうに思っています。決して外部人材で何とかしようということは思っていない。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 個別的には、総じて一生懸命考えてつくられている。この施策をつくるに当たって、7つの柱ということが基礎の骨組みにあると思うのですけれども、町長の任期はあと1年、達成度、各柱の達成度というのはどういう評価をしながらこれをつくったのでしょうか。

実は抽象的なことも結構文言にあるわけですけども、常々感じているのは、政策はすごく考えていいことやっているということなのですけども、いいと思ってやるということは当たり前だと思うのです。それを進めていく。でも、その達成度がどれぐらいなのかというのが見づらいというか、住民に説明しづらいということがあります。

例えば中心地づくりの漠然としたものはあるでしょうけれども、どういうものを具体的にやっているのかというのが、いまいち、後追いで、できてからみんなに説明するということが結構多いと思うのです。中心地は地元なので、地元で何なのかという、あれは何なのかいとか質問が多いものですから、できれば、7つの柱のうちで、7つがうまく調和して住民のウェルビーイングにつながるというのですけれども、そのウェルビーイングについても、どういう住民が、個々が幸せを要求しているのかというのがいま

いち見えにくいので、ぜひ達成度ですね。十分達成したとか、半ばだとかあると思うのですけれども、その辺の町長の所感を聞かせてもらいたい。

それともう一つは、4つ目の行政運営の適正化という部分ですけれども、そこにちょっと勉強不足であるのですけれども、BPR、業務プロセス再構築の推進に着手しますというのですけれども、具体的にどうしたことなのでしょう。よろしくお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず最初に、7つの柱の今どういう進捗の所感かというところ、お答えします。

まず、人づくりから始まって人の輪づくりで終わるという7つの柱を2019年に考えて、今回、カラフルタウンの柱にしています。ですので、施策に落としてやり出して今6年たっているのですけれども、私はこの7つの柱は非常に座りがよかったなというふうにまず思っています。ということと、それとここに来て、やっぱり継続してきましたので、7つの柱が相互に関連するというのですか、ような状況になってきているかなと思います。

例えば今回のでいくと、先ほどの福祉3課の健幸ひろばでやるわけですけれども、健幸ひろばというのは健康づくりがまずは目指すところなのですけれども、でも最終的にはそれは人の輪づくりにつながるだろうということで、この7つの柱が連携して回り出すというのですか、そういうイメージを持つようになりました。これはやっぱり継続してきたことの意味があるかなと思っています。

一方、7つの柱ごとに、住民の皆さんからしたときの実感に温度差があるだろうなということと、あと、そもそも短期的に目に見える指標と、そうではないやつがあります。今ぱっと見て、7つの柱を比べてみて、例えばこの中では産業づくり、雇用づくりというのはなかなか一朝一夕にはいかないです。小さなよこらぼとかがありますので、企業支援などはできてきていると思います。これはそこそこ力を入れてきたし、できてきているのですが、それがマクロの町の大きな経済指標に影響するまでというのは、まだなかなか見えないと思います。これは町の産業構造にインパクトを与えていくというのはやっぱりかなり難しいのだなというのを思うのが1点です。

一方、安全安心づくりとかは、例えば防災のときの考え方だったり、リスクマネジメントだったりというのは、それなりに磨かれてきているというか、というところだったり、それから、さっきの時間がかかる、やっぱり人づくりあるいは人の輪づくりというのは時間がかかる項目です。ですから、これはもう粘り強く続けていく必要があるとか、そういうことを今思っています。

総じて言うと、7つの柱で進めてきた展開には、自信を持って積み上がってきていると言えるかなというふうに思います。ただし、町民の皆様からそれがどう見えているか、あるいは伝わっているかに関しては、まだまだこれから頑張っていかなければいけないなというふうに思います。

それと、2つ目のBPRというのは、ビジネスプロセス・リエンジニアリングということなのですけれども、今期、行政運営の最適化というのをあえてテーマにしています。これは、今、後期の基本計画の次が3年目です。3年目だからこそというところもあります。ここでもう一度、今の変わってきた状況や社会の状況に合わせて、私たちの仕事自体、あるいは特別職の講習なんかもそうなのですけれども、もう一

回チューニングするということですか、それをこの4年の中の3年目でやりたいということですか。

特に業務のプロセス、再構築というのは、一つは当町は人に優しいテクノロジーというのをうたって、業務プロセスの中にテクノロジーやICT活用を結構入れてきています。これが、これでもっとカバーできることがあるのではないかとか、あるいは令和7年からAIをかなり現場で使うようになりました。これは職員が草の根的にみんなよく使ってくれていまして、公務員の仕事は生成AIとはかなり相性がいい部分が多いです。定型のものが多い、答えが決まっているものが多いですから、それで今まで人手をかけていたところをAIにやってもらうとか、その空いた時間でよりよいサービスをするとか、そういうことをこのタイミングでやりたいということですか。

今、地域活性化起業人でこの辺の知見がある人に関わってもらっていますので、そういう知見を入れながら業務プロセスを今よりもっと効率的に、あるいはもっとよい住民サービスにつなげていくみたいなところを業務プロセスの見直し、やり方の見直しということからつくっていきたいということですか。ちなみに言うと長瀬町もやっぱり令和8年度でやるように聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 町長が進めてきた、そういう基本理念をいろいろ良くしていくということですから、相乗効果があるということと推進しているということとで理解しました。

実は中心地づくりということなのですけども、これ細かいことなのですけども、僕がまさに中心地のほう、エリア898とか、この周辺、役場周辺とかを見ているのですけども、どこで言っているかわからないので、ここでちょっとあえて言いますけれども、細かいことなのですけども、エリア898のおもて面がやっぱりあまりきれいではないですね。窓とか、経年しているものですから、それがあそこを視察が来たりいろいろするのですから、なかなか農協の所有、経済連の所有物ですから、公的資金をどうふうにするかというのは難しいかもしれないですけども、そこを補助をしてでも、その理解度だとか、窓をきれいにするだとか、そういうことをやっぱりきめ細かくやるということ。

それと、いつも気になるのは、小学校の橋がありますよね。歩道橋の両面が、小学校側は芝が埋まったりして、すごくきれいなのです。でも、役場側はいつも草がぼうぼうなのです、時期に。これは県の管理なのですけども、やはり昔では、お城の城壁とか、そういう部分に当たる。やっぱり連携している部分だと思えるのです。ですから、高齢者事業団を使ったり、年に複数回きれいにする。やはり中央歩くところは、何だと思える人もいると思うのです。ですから、そういう本当に細かいところまで配慮していかないと、来た人に印象がよくない。来てもらうということだと思えるのです。

それと、これは前に副町長に言ったことがありますけれども、エリアの隣の畑、一帯ありますよね。ああいうのを有効利用する。あそこも見頃でいっぱい植わっていてきれいです。そういう基礎インフラだけではなくて、景観形成も入っていますから、きめ細かく職員も意識してやってもらいたいかなと思います。

大まかに言えば全部含まれているのだけれども、具体的にどういう細かいことをやっていくかというのが実は大事なことで私は考えています。本当に小さいことなのだけれども、やっぱり外出て毎朝見るので、ああと思うこともあるのです。人のにぎわいはあります。

それと、民間企業のタテラボ、NAZELABとか、民間企業ですけれども、特にNAZELABのほうは先行きの利用度というのはかなりある、利用というか必要性かなりあると僕は考えているので、ぜひ支援していただきたいなと思います。これは物的支援だとか、人的支援だとか、特に人的支援、できれば地域協力隊の人が関わっているのかな、関わって、その専門性のあるような人に住んでもらうとか、そういうことが大事なのかなと思います。

それと、もう一つ、この行政改革、行政分野の適正化というのですけれども、町長になられてから、私企業とか外部団体ありますよね、国際協力隊だとか、そういういろんな団体との付き合いがあります。行政のここに課長さんたち見ると、県に出向した方もいらっしゃるけれども、県の前でいうと市町村課とか地方課にやっぱりまた派遣するようなことも世代的に必要なのではないかな。各世代にポツンポツンとあれば、それがやっぱり県とアポが取れたり、県と一緒に働いた同僚にアドバイスを受れたりとかというのはできると思うのです。余裕も出てきたのでしょうから、ここで行政運営の一環として県とのパイプづくりというのを事務レベルでつくっていくのがよろしいのではないかなと思いますが、ぜひその辺を意見というところ、提言、今言ったのは町長のほうにも、副町長、執行部、考えていただけたらなと思います。その辺は聞かないといけないので、どうでしょう。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今幾つかご提案をいただいて、エリア898の前面、あるいは役場側の草が生えているところをきれいに、そのとおりでらうというふうに思いますので、来ていただいた方々にきれいだなと思ってもらえるような形はつくりたいなと思います。これはご提案ありがとうございます。

それと、あとタテラボ、NAZELAB。NAZELABの機能、おっしゃるとおりすごく重要だと思いますので、しっかりサポートしていきたいと思います。

それから、行政運営の適正化、県とのパイプ、そのとおりでらうというふうに思っています。横瀬町は数が少ないので、誰を行かせるかということですね。なかなか職員の仕事のタイミングというところと、各論で合わせなければいけないというところあるのですが、必要性は認識してしまして、タイミングがあえば、そろそろ出したいなというふうに思っていて、おっしゃるとおり世代ごとに途切れないように続いていくというのが必要だろうなというふうに思いますので、そこは意識してやっていきたいなと思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。



◎議案第18号～議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 ここで前例に倣い休憩をして、各担当課長に令和8年度予算5議案の細部説明を求めます。

初めに、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前11時49分

○向井芳文議長 再開いたします。

議案第18号の細部説明が終わりました。  
ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き休憩をして、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時06分

○向井芳文議長 再開いたします。

議案第19号の細部説明が終わりました。  
引き続き休憩をして、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時13分

○向井芳文議長 再開いたします。

議案第20号の細部説明が終わりました。  
引き続き休憩をして、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時17分

○向井芳文議長 再開いたします。

議案第21号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時32分

○向井芳文議長 再開いたします。

一括上程中の5議案の細部説明が終了しました。

質疑を行います。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行います。

初めに、日程第1、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

便宜上、歳出から各款ごとに行います。

質疑の際はページ数をお示しください。

第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第2款総務費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 1点お伺いいたします。

42ページ、防犯カメラ等購入補助金の中で等とある中に、留守番電話等、防犯のための留守番電話等の機能等の購入は入っているのかどうか、お聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 防犯カメラ等購入費補助金でございますが、主に防犯カメラのほうをいっていますが、内容的には防犯機器の補助金になりまして、迷惑電話防止機能付きの電話等、こういった機器も購入の対象になります。なお、防犯カメラやモニター付きのインターホン、センサーライト、そういった防犯対策の機器が対象となります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

よく電話詐欺がかなりやはり多く起こっているの、防犯等に周知のほうはどのようにされているのか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 この補助金につきましては、チラシ等を作成しております、その中に対象となる防犯対策例ということで、迷惑電話防止機能付きの電話というふうな文言も入っています。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑はございますか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 41ページの自転車用ヘルメット購入補助金なのですが、前年度、おとし20万円の予算で、今は5万円ということなのですが、これは着用率が上がったからこの金額が下がったという認識でいいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 このヘルメット補助金につきましては、何年かやっているわけなのですが、浸透率が行き届いたかという、そうではないような気もしております。実際の補助の申請件数が減少傾向になっているのは事実です。その原因については、そこまで詳しくは調べていない状況です。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 今のお話しですと浸透していないから補助金を申請しないみたいな話に聞こえてしまったのですが、となると、安全面、子供たちの安全をもちろん守るところでは、こういった事業についてはしっかりと広報活動を行って購入してもらうように、機運もありますので、そういった形で行っていったほうがいいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 議員おっしゃるとおり、広報活動についてはこれからも周知をしていきたいと考えております。ただ、1回この補助金を受けてしまうと同じ人はできませんので、その点について広く周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 39ページの地域おこし協力隊と集落支援員、これは先ほどの説明だと40名があるのですが、どのような管理体制ができていているということと、あと一般の方も、何をやっているか分からないという意見がありますので、どのようなことをして、どのような成果が出たという発表の場というか、その報告ができないのかをお聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきたいと思います。

まず、管理体制につきましては、今、外部人材の移住コーディネーターさんが1人いまして、その人がヒアリングをしたとか、いろいろな悩み事とかも寄り添いながら相談を受けたり、あるいは指導したりということをやっておりますし、町の職員であっても、そういった窓口はありまして、あとは毎月の報告書がありますので、その辺を見ながら随時管理というか、様子を見ながら活動していただいているという状況でございます。

もう一つの何をやっているか分からないということでございますけれども、まず活動の内容については、ホームページのところで、集落支援員や地域おこし協力隊については、個々の活動の内容をお知らせするようにということで指導しておりますので、そこを見ていただくということと、それに伴ってLINE等でもそういったものが見られますということでも周知をしているところでございます。

そして、こういったものを今年度もお世話になりましたけれども、発表会というところで、来年度も、一堂に会して活動が皆さんにお伝えできるような形を取っていければなというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ホームページとLINEということで、ただ年寄り見ないのです。だから、年に1回ぐらい、こういう冊子ではないけれども、「広報よこぜ」あたりに1枚の紙で、ちゃんとこういうことをしていますよというのを町民へ示していただきたいのですが、その点はどうですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 議員おっしゃるとおりだと思いますので、その辺については皆さんにご理解いただけるように努力していきたいと思っております。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第3款民生費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 72ページなのですが、保育所管理運営事業の中で、保育システム導入委託

料とありますけれども、この詳細を教えてくださいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、来年度導入予定の保育システムについて説明させていただきます。

この保育システムは、保護者と保育士の負担を軽減するため、地域未来交付金を活用して保育システムを導入する予定です。

保護者の負担軽減としては、欠席や遅刻をする際、これまでは保育所の開所時間中に電話で連絡をしておりましたが、保育所は電話回線が1本のため、朝の連絡に電話が殺到し、つながりにくいこともありました。また、夜間に発熱し欠席をする場合であっても、朝電話をするのを忘れてしまうなど、保護者にとって負担が大きいものでした。これがシステムを入れることにより、夜間でも早朝でもスマホアプリから入力できるようになります。

また、連絡帳の電子化により、スマホから連絡事項を伝えられるようになったり、登所降所の連絡が、送迎していないからほかの保護者宛てにも連絡することができます。また、保育所での様子を写真で保護者に送ることができたり、急な連絡もお知らせができるようになります。

また、保育士の負担軽減としては、これまで全て手書きで作成しておりました子供の記録とか、月案、週案等もタブレットを使い簡単に作成することができます。これにより保育士はこれまで以上に子供たちの保育に時間がかけられるようになるということで導入を決めております。各クラスにタブレットを配置しまして、タブレットを使って登所降所の管理等を行っていきます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 69ページになります。出産祝い金なのですが、こちらも前年度よりも金額が下がっているかと思えます。今年度の予定人数を教えてくださいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 今年度の出産祝い金は23名を予定しております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 23名ということだと思うのですが、こちらは逆に出産祝い金を使わなかったものをもう少し増やしてしまおうとか、そういった考えにはならなかったのか、お聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 今年度の算定するに当たりまして、近隣の状況等も確認をしておりますが、今年度については今までどおりの金額で計上するということになりました。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 この金額については、庁内でも継続的に議論しているところでございます。当町としては、切れ目ない子育て支援をつくるということで、その中でめり張りをつける、どこに重点を置くかというところを考えながらトータルで考えています。言えるのは、出生のところが増していけばいいのですが、一方、ゼロ歳から6歳の転入が今増えてきています。今年度は、お出しした2月まで、40名転入超過のうちの20名がゼロ歳、6歳なのです。ですので、ここは切れ目ない子育て支援というのをトータルで考えて、当然ここは町の将来にとっては非常に大事なところですので、それなりの資源を投入していきたい。その中で、どこに重点を置くかというのは考えていきたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 67ページ、労働対策事業の秩父地区メーデー助成金ですが、これ4万円、まるっきり使っているのですが、これは誰に払って、町にどんなメリットがあるのか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 この後、また少しあったら休憩があると思いますので、またちょっと相談していただいて。

○向井芳文議長 休憩後ということ。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 すみません。失礼いたしました。

こちらのほう、資料のほう持ち合わせておりませんので、後刻回答させていただきます。

○向井芳文議長 では、続きはこの後ということで、他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 61ページ、老人福祉団体助成事業で、老人クラブ連合会補助金というのが91万円あるのですけれども、これは、いわゆる老人クラブに寄附しているお金でよろしいのでしょうか。もしそうならば、これを各団体に配分するわけですよね。その配分について、どのように配分されているのでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○加藤美智子福祉介護課長 ただいまの質問に答弁をさせていただきます。

毎年老人クラブの単位クラブに活動費として、均等割として1クラブ6万円、7団体ありますので、42万円を補助金として交付しています。まず補助金額なのですが、56万円を老人クラブの単位クラブへの補助金とさせていただいています。そのうちの42万円が均等割です。残りの14万円を会員割として、会員の総数を各単位クラブの会員の人数で割って、それを会員割として補助金として交付しています。会員が多い

ところと少ないところの差があるのですが、この補助金の歳出については、毎年、老人クラブ連合会の会長会議において取決めを交わしまして、交付決定、金額を決めているというところであります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 説明で、均等割が6万円、会員割が56万円のうち14万円を人数割で返す。これちょっと僕もシニアクラブの理事をやっていたりしているのですけれども、当事者、各団体でいろいろあると思うのですけれども、実は会員が多いところが結構活動も盛んなのですけれども、活動が盛んだと、この14万円、人数割でいくと、実は結構足りないのですよね。前に課長に個人的に聞いたことありますけれども、結構みんな真面目なので、会計報告すると余りを出すような形なのだけれども、結構自己負担しているのです。いろいろ聞きますと、少人数のところは、要するに6万円。例えば10人しかいないとなると、かなり使ってしまうわけです。それで賄えてしまって余るというような説もあります。中郷の場合は六十何人いますので、これ実情でいくと結構大変みたいなのです。昔は、みんなで会費制で旅行に行くと補助が出たりしていたのですけれども、今それもできないということなのです。これ団体の補助にしては、年寄りの人数多いわけですから、56万円という金額がちょっと少ないのではないかなという気がします。ですから、均等割というところをもうちょっと見直して、会員割を増やすと。会員数の割合を増やすほうが、活動の援助としてはよろしいのではないかなと思うのです。だから、その辺をまた検討していただけたらと思うのですが、いかがですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○加藤美智子福祉介護課長 ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

毎年老人クラブの連合会の皆様には、社会福祉協議会のほうに実績報告として、実績をいただいて報告をいただいています。その中で、やはり団体によっては残金とか余剰金がかかなりあるところもあったり、特に中郷地区については会員で活発、盛んというところで、そこで余剰金というのが少ないというのは、私も認識はしております。

ただいまの質問に対しても、やはり地区で活発な活動をしている団体については、参加費を取ってやっただけでいいところもあります。今後、会長会議だけではなく、役員が集まる会議もありますので、そこで、議員がおっしゃったことを提言しまして、より活動が有意義な活動になるように、私のほうも提案しながら取組ができたらと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 年配者の人というのは謙虚ですから、案外会議で思っても言わないことが多いので、むしろこっちはアウトリーチというか、いろいろ実情を調査して、ちゃんと、ある意味で不公平がないように、ここでどここの地区は余るのだよねなんて言えませんので、その辺をやっぱり調査をして、今課長が言ったような方向で検討していただきたいと思います。これは要望です。

○向井芳文議長 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 87ページの省エネルギー型お試し体験住宅の施設設備等整備工事の金額なのですが、先ほど説明の際に防犯カメラというお話をいただきましたが、ちょっと金額的に多めの金額なので、何台設置するのですとか、詳細が分かるようでしたら教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 防犯カメラ3台と、あとWi-Fiの設置ということで、総額90万円という形になっております。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 結構高いものというか、感度のいいものというか、単価的にそんなにするのかというのがちょっと疑問なのですが、モニターとかそういうのも込みでというイメージなのでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 内容につきましては、法人用ルーター、法人用無線LAN親機、ネットワークカメラとして3台、またレコーダー、その他消耗品、あと工事費込みということになっております。

防犯カメラにつきましては、簡易宿泊施設を営業するに当たりまして、単体の平家の建物になっている関係から、いわゆるフロントが、離れているところにフロントを置く関係、どうしてもこれを設置しないと簡易宿泊業の許可が下りないということで、その辺も含めてこれを設置したいものでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ページ数が79ページの、妊婦RSウイルスワクチン予防接種委託料なのですが、多分来年度からになると思うのですが、対象人数と、どのような周知をしているのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 妊婦RSウイルスワクチンの委託については、人数が25名を予定しております。

母子手帳を交付時にお知らせをして周知しております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤です。81ページに健康増進事業で、先ほどの説明の中で、札所総開帳に伴いイベントを実施するというお話がありましたが、その対象者、対象年齢、またPR方法等、今現在決まっていることがあれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、ただいまのご質問に答弁させていただきます。

対象年齢は、子供から大人までどなたでも、町民、観光客を問わず誰でも参加できる事業となります。また、この事業につきましては、移住・定住・交流推進支援事業助成金を申請しておりまして、その申請の決定のほうは3月末になりますので、それが決定しましたら広報活動をするということになりますので、早くて5月の公募になります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 86ページで不法投棄防止事業についてなのですが、こちらも予算は多分半分ぐらいになっているかなと思うのですが、これは不法投棄そのものが減ったからこの金額になったのかというところをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 不法投棄防止事業の、特に委託料の金額で削減をしております。不法投棄ありますと、職員が回収に向かいまして、町民会館の奥にありますストックヤードにためておいて、そこからまた産廃で処理する場合ですとか、あるいは環境衛生センター、またクリーンセンター等に持っていく形を取っておるのですが、そこの毎年取っている予算の中で若干委託料余っておりますので、今回役場の中の全体の事業費を見直す中で、そこの予算を削減しております。

不法投棄自体は、10年前、20年前に比べますと今は若干減っているかなということはあるのですが、それでもクリーンパトロール員さん等がパトロールしていただいている中で、特に本年度につきましても丸山林道沿い等でごみ不法投棄があるということで職員が回収に行くと、2週間後にまた捨てられていたというようなことで、日々の活動の中で回収はしているのですが、全体的に大きく減ったからこの予算を減らしているということではないということでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 このパトロールの委託料は、果たしてこれはかなり減っていると思っているのですが、横瀬町はかなり山があり、やはり不法投棄されてしまうと困るという状況があります。この委託料が減っているイコール何かパトロールの回数が減ってしまうのかなとか、そういったところで少し心配があるのですが、そういうところはないでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 このパトロールの費用の中で、回収等の、これはシルバーさんの委託なのですが、この費用は減っているのですが、先ほども申し上げたとおり、昨年あるいは一昨年の実際の支払い実績を見ましても賄えております。また、これプラスボランティアのクリーンパトロールさん常時見守っていただきまして、またごみが捨てられた場合に、さらに職員が回収に行っておりますので、令和8年度になって、ここの事業が令和7年度と比較してちょっと滞ってしまうとか、そういうことはないというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ただいま第4款衛生費の質疑中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時17分

○向井芳文議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま第4款衛生費の質疑中ではございますので、引き続き質疑を続けます。

なお、先ほどの内藤議員の質疑に対する答弁がございましたので、答弁のほうをお願いいたします。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 それでは、先ほどの答弁漏れについて答弁させていただきます。

労働対策事業の秩父地区メーデー助成金でございますが、当該助成金につきましては、秩父地区メーデー実行委員会に支出をしているものでございます。メーデーにつきましては、5月1日全国で実施をされておりますが、秩父地域でもやっております。場所は、秩父市民会館のけやきフォーラムで実施をしております。

当該事業につきましては、労働者の労働の環境整備ということで実施しているものでございまして、労働者の権利の主張のために町のほうでもその趣旨にのっとって助成しているものでございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 秩父地区は5月1日にできないで、幾日か前にやっていると思うのですが、これ今

は全国で労働組合員の加入が16%を切ったというような話がありますので、これ横瀬町も切ってしまってもいいのではないですか。どうですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

当該助成金につきましては、秩父市、横瀬町だけではなくて、秩父郡内の皆野町、長瀬町のほうも支出をしているものでございます。秩父市につきましては、こちらのほうの実行委員会ではなくて、組合のほうに助成金を支出しているものでございます。こちらのほう、町のほうとしましても、すぐその助成金をなくすというわけにはいきませんので、近隣の市町村のほうとまた調整をしまして検討させていただきます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質疑、8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 今日、都合もいいことに皆野町の四方田議員と一緒に来ていますので、ぜひとも皆野町と横瀬町一緒になってやめるということで、お願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 状況に応じて費用対効果をしっかり検証するというプロセスは踏みたいと思います。ただ一方で、率は少ないとはいえ町の組合員の方はまだたくさんいらっしゃって、その方々の働きやすい環境をつくっていくところのサポートは必要だと思っています。なので、もちろん検討はしていきますけれども、だから率が下がったから切るというのは少し性急かなという気はします。

以上です。

○向井芳文議長 それでは、第4款衛生費に戻ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、次に第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤です。ページでいくと98ページです。観光施設維持管理事業の中から土地購入費というのが計上されていますが、その土地購入費はどの辺の土地を購入する予定になっているのか、詳細が分かれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 それでは、答弁をさせていただきます。

観光施設維持管理事業における土地購入費でございます。こちらのほうでございますが、今回、道の駅加工場の奥側、芦ヶ久保の氷柱発券所として毎年土地所有者からお借りしている土地について購入するための予算を計上させていただいたものでございます。

地目でございますが雑種地でございます。土地は二筆に分かれておりまして、面積280平方メートルと300平方メートルで計580平方メートルになります。芦ヶ久保の氷柱は、今や横瀬町だけではなくて秩父地域を代表する観光事業となっております。これからも横瀬町にとってなくてはならない事業ですので、恒久的に実施する事業として見込みまして今回計上させていただきました。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 というと、私が言っている場所と同じであれば、川が流れている脇のところの林道というか、駅から降りてきて左に行つての場所ですか。発券所があるところのあそこの、なかなか奥のほうまで土地があるという認識でよろしいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

場所につきましては、今議員のおっしゃるとおりでございます。発券所から奥の部分でございます。これにつきましては二筆に分かれております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 98ページから99ページにかけての観光施設整備事業についての質問なのですが、ハイキング道等整備工事の中にハイキング道の中にあるベンチとかを製作するですとか、そういった内容も含まれておりますでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 観光施設整備事業内のハイキング道等整備工事でございます。こちらのほうにつきましては、老朽化したハイキング道等の歩行に対しては、例えば木で階段等があった部分とか多々ありますので、そういった部分が崩れる危険度がございますので、そういった部分を修繕したりとか整備するものでございます。ですので、椅子とかベンチを整備する直接のものではございません。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 100ページ、101ページの道路維持管理と社会資本の町道整備、これ合わせて1億円の、昨年から比べると減なのですが、これは何か大型事業がなくなったとかいう話を一応説明では聞きましたけれども、この1億円減で維持ができるのかというのをお聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 ただいまの維持と社会資本に関しての1億円ほどの減という中身につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、まず維持のほうですけれども、道路側溝整備とか、地区で要望されている排水路等々のかなり要望があったところについて、近年、大分整備が進んだというところで維持費は落ちております。

ただ、もちろん舗装費は上げてさせていただいたり、この後も交通安全対策としてやらなければいけないところ等々を計画的に、先延ばしするわけではなくて、そういったふうに予算上の中でしっかりとした何年計画として立てられるようになったので、修繕もそうしているところでございます。

それから、社会資本の町道整備事業、改良事業についても、大きな2つの道路事業が完了したというお話をさせていただきましたけれども、もちろんこれについては、先ほどと一緒に、今回用地測量とか物件補償はしっかりと令和8年度で確保して、その後、工事費を挙げさせていただこうというところで、一旦、今までは工事費まで、工事をやりたいというところまで予算計上していた、例年そういったところもあるのですけれども、そういった見直しをして、事業をおろそかにするわけではなく、しっかりとステップを踏んで予算取りをするというところで減額になっております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑よろしいですか。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 105ページ、都市公園整備事業についてお伺いします。

金額的に1億8,900万円、すごい金額です。そして、この中で土地購入費は1億5,000万円あります。この土地についての地目、面積、所有者、人数、平米単価を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和8年度で予定しております用地購入費1億5,000万円の内訳ですが、土地の地権者としては6名、26筆、8,891平方メートル、農地分けとしまして畑が6,386平方メートル、田が1,508平方メートル、原野が800平方メートル、宅地が197平方メートルであります。単価ですけれども、1億5,000万円をこの8,891平方メートルで割りますと、失礼しました。平方メートルでいきますと1万7,000円弱ぐらい、平米単価として1万6,850円ぐらいになろうかと思えます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま平米単価、坪単価というか、教えていただきました。ありがとうございます。

筆数が26筆あると。これは地目別にみんな単価は同じなのでしょうか。例えば宅地と原野と、あと田んぼと畑、これ全部地目によってはかなり高いのではないかと思うのですが、あとは町長にお聞きしたいのですが、日本一歩きたくなる町というのを標榜しまして、いろいろ毎年観光客というか、交流人口が増えているのだと思いますが、そもそもここに、まちなか原っぱ公園という発想についてはどういうあれなのでしょうか。

職員の中でスーパー公務員という方もおたと。このような人が提案したのかどうか。できましたら、広いところですので、今後横瀬町にとって未利用地ですばらしい、駅に近いところですし、国道にも接していますし、簡単にまちなか原っぱ公園にしてしまっているものかどうか。それとも、もう少し町民の総意というか、あれがあっていいのではないかなというような気がします。その辺をちょっと教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 地目ごとに単価が違うのではないかというご質問に対して答弁させていただきます。

おっしゃるとおり地目ごとに違うと思います。来年度、土地の鑑定評価をさせていただいて、実際にその地目ごとの単価が出ると思います。

今回の1億5,000万円という算出はということでは、近くの路線価格等を参考にこの辺の概算を出させてさせていただいておまして、不動産の鑑定士さんにも、この辺の価格ぐらいが妥当だということで、今回計上させていただきましたが、土地の鑑定評価をもって正式単価とさせていただきます。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、その原っぱ公園、仮称ということで、誰か単独の意見を受けてそうなったわけではありません。基本は、町民の皆さんの声がありまして、一つは、まずは横瀬町は町なかに公園が少ないということです。これは前の計画をつくったときに専門家からも指摘を受けたところがあります。1,000人アンケートを取ったときに町民の皆さんからは、自然を身近に感じるということに非常に価値を受けるということが一つ。それと、町なかに子供を安心して遊ばせる場所が欲しいという声もあります。それらを含めてということと、それから従前から言っていますけれども、未来永劫原っぱ公園かどうかは分かりません。

今も兎沢町有地に関しては、少なくとも私たちは草刈りをする等コストをかけて整備をしているのです。今使っていないのに整備をしているという状況です。それらのことを全て勘案して計画しようと思うと、まずは原っぱ公園というはあるかなど。あとは、これ原っぱなのですけれども、町の中心です。町の中心で中心地づくりをしていくという中でのあそこだと思うのです。その周りにはぎわいをつくるエリアです。それで、あの兎沢町有地は中に入ると分かるのですけれども、まず高低差があって、意外と国道の音

が気にならない。それから、武甲山のほうを見ると、人工物が入らずに武甲山に向き合えるところなのです。ですので、そうした景観や自然の状況をそのまま活用して、できるだけ横瀬町の身の丈に合ったものと考え、まずは原っぱ公園で整備をしていきたいということです。

繰り返しますが、これが未来永劫そうかどうかは分かりません。横瀬町の状況は、今すごく動的にも動いていますし、中心地エリアがなかった時と今でも違いますし、これからも変わっていきます。また、例えば横瀬駅の周辺で新たな機能をつくるとか、分かりませんが、町なかエリアでもまだ動きが出ると思いますので、その中でまた考えていきたいという思いであります。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 建設課長、ありがとうございます。土地をまとめて購入するというのは、1億5,000万円、大変だと思います。ぜひ頑張っていただいて、いい用地を取得してください。ぜひ租税特別措置法の税金の関係の手続きもしていただきたいと思います。地主さんに配慮していただきたいと思います。

町長に大変申し上げづらいのですが、以前、兎沢の左岸、あれより北側に交通公園というのがありました。ご存じでしょうか、町長。あそこに交通公園があったのです。何年もしないうちによして、今、更地になってしまって、あとは地主さん返したり、町有地にしたり、そういう経緯がありますので、発想はいいのですが、これが将来ずっと続くような形で、すばらしい、調査費もとっているようですので、町民が、これは日本一の横瀬町だと言われるような、町長いい仕事したよというようなことをぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。経験に学ぶということで、例えば町長のお考えをお願ひします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 横瀬町としては、やはり結果及びプロセス双方を大事にしていきたいと思っています。公園であればみんなでつくる、そしてみんなが使える、集えるというところを大事にしていきたいと思っています。

まだ、地権者さんや周辺関係者の皆さんとの話もこれからです。しっかり多くの方の意見を聞いて、町が独断ということではなくて、みんなでつくるというところを大切にいいものをつくっていききたいというふうに思います。今日の話は参考にさせていただければと思います。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、次に第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。112ページの育英奨学金、今回の議会、補正で60万円下げて、前年度から比べて73万円下がっているの、ほぼ令和7年度と同じ予算を取ったということなのですが、これ毎年毎年下がってくるのですが、これは横瀬町の進学者。子供が少なくなっているのは確かなのですが、大学への進学者数が減っているということで、ただ借りないということなのか。そこら辺、分かりましたらお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

すみません。人数の統計自体はちょっと取っていないのですが、申込みの件数そのものが若干減っている雰囲気はあります。それに合わせた予算取りをさせていただいています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤です。ページでいくと122ページと117ページ、学校ICT整備運営事業ということで、両方ともLAN工事等請負というものが記載されているのですが、私の考え方というか、LANの工事を過去にやっているの、終わっているのではないかなと思う部分で、この工事費の内訳とか、何を目指して400万円計上しているのか教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

令和8年度に予定していますLANの工事につきましては、アクセスポイントの設置工事を予定しております。今年度、令和7年度に実施したLAN工事につきましては、実は学校内、小中学校の回線が1ギガ対応という形だったものを、令和7年度につきましては10ギガ対応のLANを張り替えました。さらに接続環境をよくするために、令和8年度はアクセスポイントの設置工事を予定しております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、第10款災害復旧費から第12款予備費までの質疑を行います。

質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ歳入に移ります。

歳入につきましては全般で行います。

質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがございましたらお受けいたします。

質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 出てこなかったもので、やむを得ずやります。

P46、二地域居住コーディネーター委託料500万円、これの委託形態。常勤であるとか、どのようなことをするのか。相当高額なので、議員よりはるかに高い。どれだけやるのだ。何をするのかを教えてください。

それから、P97、商工費になるかと思いますが、観光物品作成業務委託料、これ50万円計上になっていますが、そもそも旧給食センター跡地に開発場をつくって、何やら商品を開発して、特産品に人を当てたりというようなことから、今は売店に化けてしまったというような経緯がある中で、観光物品作成業務委託。業務委託するわけです。何をつくったり、どういうふうにしたい、もくろみを教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、二地域居住のコーディネーターについての答弁をさせていただきたいと思えます。

今年度、二地域居住の関係の制度的なプロジェクト実装事業ということで、試験的にお世話になっておりました。その中で横瀬町に来ていただける方々が、この中で4分類に分けて受入れをしたわけなのですが、例えば社会人とフリーランスの方々の一つ、あとスタートアップ企業の方々、これは2つ目、学生が3つ目、4つ目のファミリー層、これ4つ受け入れたわけなのですが、受入をして対応していたわけなのですが、この中でファミリー層が一番多かったというところがあります。

これが7組25名の方々に来ていただいたというような実績がございまして、その中で、そのファミリー層の方々の参加者の感触もよかったというところで、今後、横瀬町が進めようとする二地域居住に当たっては、まず始めるに当たってはファミリー層をターゲットにしていったらいいのではないかとこのところでのスタート時点でございまして、この二地域居住のコーディネーターというのは、地域の方々とうような移住を希望される方々の仲介役というような役割であります。

例えばファミリー層であると、お子さんがいらっしゃいますので、そういうお子さんが保育園に行きたいとか、あるいは家族で自動車はどうしたらいいのだろうかというような、そういったコーディネートをする場面があります。これは来てからもそうですし、来る前からも相談に乗りながら、保育所に相談をしながら仲介をして、その間1か月とか何週間とかというところを保育所に預けるみたいなところをコーディネートするというので、そういう役割を担っていただければなというふうに思っております。

契約形態は委託ということになっておりますので、そういった受入れに当たってやっていただければなというところがありまして、これ500万円と言っておりますが、上限で、国の制度でございまして、特別交付税の措置等あるものでございまして、この契約の内容によって金額は幾分変わってくるかなと思っておりますので、これについてはしっかり精査しながら契約を結んでいければというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

○浅見 聡振興課長 それでは答弁をさせていただきます。

観光物品作成業務委託でございます。令和8年は札所の午歳総開帳であることから、大勢の巡礼者が訪れます。町内には6か所の札所があることから、巡礼者を観光客としてリピートさせるためにも、例えばでございますけれども、札所に絡めてブコーさんをあしらった魅力的なグッズを作成するとか、観光に係るものでございます。観光に係るグッズづくりはこれまであまり手がけていませんでしたが、今回、12年に1度といった機会を逃さず、魅力的な商品づくりを手がけるものでございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 すみません。答弁漏れであります。この二地域居住コーディネーターについては、法人を予定しております。個人ではなく法人を予定しております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 委託は法人を予定していると答弁されていますが、横瀬町の点在する物件に対して、それを理解している法人というのは具体的にどんな団体なのでしょう。

自分が聞きたかったのは、手を上げた方、個人で、何人で1回幾らというようなイメージだったのですが、法人となると、また組織団体で適当にやってしまうのではないかと、疑問が湧くのです。法人というのはどんな企業、会社、団体を想定しているのか、教えてください。

それから、グッズをつくって、午歳総開帳に充てると。もう始まってしまっているのに、今から委託してグッズつくって、11月過ぎてしまう。もう遅いのではないかと思うのですが、今の進捗状況いかがですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再度の質問にお答えさせていただきます。

どういうイメージを持った法人なのかということなのですが、先ほどちょっと申し上げましたように、事前に希望されている方々の意見を聞いてというところもありますので、例えばその中で一番多いのは、お子さんの保育所とかそういったところをどうするのかというような相談が結構多いというところなんです。そういったコーディネートができる業者さんを選定していければなというふうに思っております。あとは、当然町もそこに関わっていきますので、そういった形でのイメージを持っています。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

○浅見 聡振興課長 それでは、ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

グッズづくりにつきましては、秩父市のほうではアルフィーに絡めたトートバッグなどを既に作成しております。町のほうにも打診があったのですが、町のほうにアルフィーと言われましてもなかなかピンときませんので、町のほうは町のほうで独自に考えるといったことで取り組んでおります。札所の総開帳

のほうはもう既に始まっておりますが、これから3月から11月半ばまで実施されるわけでございます。年度当初なりましたら速やかに、もうある程度構想はできておりますので、取り組みますので、期間も長いのです。そのように活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、二地域居住のコーディネーターの法人ということについて少しだけ補足します。

どちらかというと、横瀬の情報を持っているというところでは、それは我々持っているもので、そうではなくて二地域居住に来る人の一定層を潜在顧客で持っているとか知っているとか、あるいはそういう人たちを地域に一定期間住んでもらうとか体験してもらうためのノウハウを持っている事業者。すみません。あまり具体的にまだ特定のところというのは、ここではちょっと申し上げられないですけれども、特定のノウハウや、あるいは顧客層を持っている事業者さんが想定されます。

今年度先行して先導的事業で、そこになるかどうかは分かりませんが、やはり事業者さんのノウハウは使わせていただいて、例えば保育園留学の形で、子供連れの方々が横瀬町に1週間とか2週間とか3週間とか滞在するというのを今年度やって形になるというのが分かりましたので、それをやっていくというイメージです。だから、うまく言えないですけれども、令和7年度に先導的にやったことを形にするための予算であります。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今回の関連ともう一つなのですが、前に東秩父村で二拠点の講習を受けたのですけれども、そこで来たのが、ある意味では社団法人だとか、業者のそういう団体ですよ。その人が説明をしていたのですけれども、何かどうもコンサル料というのが、ちょっと引っかけます。というのは、モバイルの関係も、社団法人かな、3人来ていますよね。だから、その業界の何かうまい商売相手にされてしまうような感覚も実は否めないのです。だから、その辺は気をつけてやっていただきたい。

二拠点というのですけれども、二拠点居住やりたいという人は自分で来て探してやっている人もいますよね。横瀬町の保育所というのは、別に広めたからではなくて、横瀬の知名度で、横瀬に来たいなどと来ているわけですから、むしろそういう誘発型を考えたほうが僕はいいと思うので、どうもそういう全国の二拠点何とか社団法人みたいなをつくって、それが行政に働きかけながらやっていくというのは、ちょっと何かニッチですよ。今どきだから。商売になるのかなみたいな感じが、どうしても否めないで、ぜひその辺は気をつけてもらいたいと思っております。これは要望でいいです。その辺は皆さんが配慮すると思うので。

もう一つは、教育振興費で、ページ数は118と123ページで、これは中学校修学旅行費扶助費ですから、貧困層へ扶助しているということだと思っておりますけれども、昨今、所沢市とか、近隣では長瀬町ですけれども、修学旅行費の無償化ですよ。補助出して無償にするということをやっています。所沢市では、これは両方とも、所沢市も長瀬町も選挙公約ということで、所沢市のほうは恒久的な支出になって、所沢市の場合は3億円以上かかるから、恒久的な支出になるので、ちょっと今回はということで否決されました。

けれども、長瀬町は多分通ったのかな。

僕も試算したのですけれども、小学生は3万5,000円ぐらいかな、横瀬町は50人ですから、大体170万円から150万円。200万円以下です。150万円から200万円の間です。中学生が7万5,000円かな、そうすると大体370万円ぐらい。足すと大体500万円強です。500万円から600万円の間なのです。額としたらそんなに多くないかなと思うのです。そうなると、これできる政策ではないかなと思うので、ぜひ検討していただきたいなと思います。ただ、遠足だとか細かいのがありますよね。だから、そういうのもということになるとあれですけれども、取りあえず小学生で1回、中学で1回という記念的なあれですから、もともと、前、関議員が教育費の隠れ教育費でやったけれども、僕も前から学校教育のカリキュラムの中に修学旅行というのが入っているとすれば、学校教育の一環だから、これも教育費として見るべきで、そういうものについてはなるべく負担、経費がかかるものについては無料化していくというのが基礎的自治体の使命なのではないかなと思っております。ぜひこれを機会に近隣で長瀬町で公約とはいえ実施したということになりますから、早晚、所沢市もそういう検討していると。これから継続でしょうから。そういう自治体も増えてくると思うので、横瀬町も即というわけではないけれども、今後の検討課題としていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど議員もおっしゃられたように、隠れ教育費という形で一般質問もいただいております。その中で、補助できる部分については、現在も多少なりともさせていただいている部分はございます。子供たちのためという考え、私も子育てをしましたので、よく分かっておりますが、その辺がどこまでカバーしていけるのかというのが、また今後検討させていただいて対応したいとは思っております。

私からは以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私から、今2点いただきましたので、それぞれコメントさせていただきます。

まず、相手を気をつけること、あと抜かれないように気をつけるというのはそのとおりだなというふうに思っておりますので、肝に銘じていきたいなというふうに思います。

二地域居住について少しお話をさせていただきますと、これは一昨年ぐらいから国交省が非常に肝煎りでやっています。それで、それまでは都市部と地方部で人を取り合うというようなところがあって、都市に流れる人を地方への人の流れをつくるということが主眼だったのですけれども、二地域居住の発想はそうではなくて、人材とかをシェアするものである。都市部にいながらも、少しずつ田舎に入ってもらえる、あるいは部分的にも田舎に入ってもらえる人をつくっていくというのが大きな流れになっていて、したがって有利な特別交付税の措置もあるということで、今回、横瀬町も先導的に手がけるということで、手を上げさせていただいてやっていきます。

これにおいて、今回、さっきの委託の話でいくと、そこで想定しているのはコンサルの人ではありません。コンサルというのは我々から、コンサルティングをやるということではなくて、二地域居住に必要な幾つか要件があって、二地域居住の3要件というのがありまして、住まい、なりわい、コミュニティー

です。住まいがあって、あとなりわいがあって、属したいコミュニティがあれば、人は来てくれるであろうということなのですけれども、その中で私たちにはないノウハウや、私たちにはない情報や、あるいは私たちの知らない潜在お客さんの層を持っている人たちというのがいまして、そこに協力してもらおうというようなイメージです。

したがって、中間でコンサルティングをして何かつくってもらおうとかではなくて、実際に二地域居住に必要なそういった資源を提供してくれるような人ということ想定しています。なので、私たちも官民連携はここまでずっと積み上げてきましたので、それなりに相手を見極める目とか制度はできてきているかなというふうには自負をしています。

そういう中で、我々が信頼できるパートナー。それでいうと、今年度はコンソーシアムを形成させていただいて、地域商社ENg aWAも入りましたし、それから西武鉄道にも入ってもらってやりました。そういう座組みで、うまく民間の皆さんと連携をして進めていきたい。ここは非常に可能性のあるところだと思います。実際、子連れで横瀬町に数週間滞在していただいた方には非常に高い評価をいただいております。そこを伸ばしていきたいなというふうに思っています。

すみません。もう一つ、修学旅行のところの話は、またこちらのほうで様々検討させていただきたいなというふうに思います。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 そこは総務省ですね。

〔「国交省」と言う人あり〕

○10番 関根 修議員 国交省。いろいろ地域活性化しようということで、関係人口だとか、学者さんが、二拠点でいいのではないかと言うのだけれども、本当に地域の人がそういう、来てもらうのはいいのだけれども、実際、今生活に困っているのですよね。だから、僕の資力で二拠点なんて持てないです。そういうことです。だから、都会の富裕層の人で、秩父、横瀬町にちょっと来て、週末はここでというそういう二拠点になるということなのですかね。あるいは仕事の関係もありますよね。

だから、二拠点、二拠点と言うのだけれども、本当に住んでいる人、あるいは一般の人でどれぐらいの人がそういう可能性があるのか。だから、いろいろ教育に困って横瀬町みたいなところでという人もどれぐらいの人がいるのかということです。

現にさっき新井議員が言ったけれども、500万円も委託費が出ているわけですから、500万円って結構大きいですね。だから、その中身とかそういうことではない。それを利用しようではなくて、そういうことなので、進めているからやってもいいと思いますけれども、次の反省材料というか、評価をちゃんと自分らで検証すべきだと。だから、この間の一般質問で、実はよこらぼのことも言ったのですけれども、前、大畑課長に可視化してくださいと言ったことがありますよね。その評価、今までやったものが幾つありますではなくて、その後、追跡があるのかどうか。追跡までしたら費用がかかります。でも、せっかくやった成果として、横瀬町のシステムを使って、どういう企業が関わって、どういうふうに町民の利益になったかということをやっぱり可視化してもらいたいのです。

だから、今回のことも、実は二拠点の政策を国がやっていて、それについて国も補助を出しますよとい

うことだから、それはそれでいいかもしれないけれども、それを少し懐疑的に見て、これに不備がないかとか、これをもうちょっとこういうふうに進めたほうがいいのではないかということ。情報は情報で入手して、主体はあくまでも町の実際に執行する側が担ってもらいたいなという気がします。それをそういうふうに感じるのですけれども、ぜひ町長にもその辺を注意してやっていただけたらと思います。

○向井芳文議長 答弁のほうは大丈夫ですか。

町長。

○富田能成町長 しっかり今のお話は受け止めて対応していきたいというふうに思います。

○向井芳文議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、議案第18号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第2、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、歳入全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、議案第19号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、議案第20号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、収益的収支、資本的収支全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、議案第22号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の令和8年度予算5議案に対する質疑を全て終結いたします。  
討論を行います。

まず、反対討論からお受けいたします。

反対討論はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。自席から失礼いたします。

ただいま上程中の令和8年度予算5議案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

職員の給与に関しまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定をうのみにするのではなくて、国家公務員の給与改定を踏まえつつ、横瀬町や秩父地域全体を広い視野で見て職員の給与を改定しなければならないと思います。今議会での給与改定が組み込まれました議案第18号から議案第22号の令和8年度予算に反対をいたします。

以上。

○向井芳文議長 次に、賛成討論をお受けいたします。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程されました令和8年度一般会計予算及び3つの特別会計予算及び下水道事業会計予算、5議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

令和8年度は第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画に基づき、カラフルタウン実現に向けた取組において継続して進められる計画については適切なフィードバックを基に、また新しく始める計画については、日本一チャレンジする町を創造する横瀬町らしさがうかがえる予算編成になっていると思います。

町長の掲げる施政方針の中で、緊張した世界情勢、物価上昇と不安と混乱が渦巻く中でも、町民一人一人の安心安全であり、幸福を感じられるよう迅速かつきめ細かな支援を講じていくことと、基本方針の最初におっしゃられていました。また、子育て支援や移住促進施策をはじめとする施策の継続により、若い世代の提言が増えており、昨年では住み続けたいまち埼玉県内ランキング第1位という評価もいただいております。予算、人員が限られている中ではありますが、令和8年度もカラフルタウン実現に向け、町にも住民にも最適な行政サービスを行ってほしいと願います。

令和8年度の一般会計において歳入歳出予算総額が47億4,800万円、対前年比0.15%分の700万円の減額となり、3つの特別会計予算においては増額となっております。下水道事業会計につきましても、適切な予算編成になっていると思います。安心安全で住みよく、長年お住まいの方も、転入された方も住み続けていきたいと思えるような行政運営を期待しております。

7つの柱を基に今年度も様々な事業が財政的バランスの取れた事業になっていると思ひ、賛成をいたします。

最後に、5議案の上程に当たり、町長はじめ執行部の皆さんのご苦勞とご努力に対し厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算5議案に対してご賛同いただけますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○向井芳文議長 他に討論はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 議長よりお許しをいただきましたので、一括上程された令和8年度一般会計ほか4会計について、賛成の立場で討論をいたします。

今、国際情勢の悪化や国内でも混沌とした政局が続いております。横瀬町においては、少子高齢化と進む中、物価高騰で生活をやりくりされている町民の方々に寄り添う町政を行っていくことを願います。

町の財政は厳しい状況下にあるとは思いますが、町長の目指す誰一人取り残さないウェルビーイングを感じられるカラフルタウンが実現され、チャレンジによる新たな横瀬町が創造されることを期待いたします。

最後に、5議案の上程に当たり、町長をはじめ執行部の方々のご苦勞とご努力に対し厚く感謝申し上げ、賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 他に討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決を行います。

日程第1、議案第18号 令和8年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第19号 令和8年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第20号 令和8年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第21号 令和8年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第22号 令和8年度横瀬町下水道事業会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○向井芳文議長 ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました令和8年度横瀬町一般会計予算をはじめとする新年度予算5議案につきまして、議員各位には熱心なご審議を賜り、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げていきたいと考えております。

今後とも議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算可決に当たってのあいさつとさせていただきます。

○向井芳文議長 町長の発言を終了いたします。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第23号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第23号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

ちちぶ定住自立圏形成協定につきましては、本町は平成21年9月に秩父市と締結し、秩父圏域1市4町連携しながら、3政策分野、計20項目にわたり取り組んでまいりました。

今回の協定変更により、(1)、生活機能の強化に係る政策分野のうち、ウの教育の中に、(エ)として、不登校児童生徒に対する支援体制の充実の項目を新たに追加したいので、横瀬町議会の議決すべき事件に

関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議ほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第23号の細部説明をさせていただきます。

お手元の別紙の変更協定書案の6ページを御覧いただきたいと思います。赤字で表示されている部分が今回追加したい項目でございます。今回、変更協定を締結する背景といたしまして、近年の不登校児童生徒数の増加がございます。

文部科学省では、目指すのは社会的自立であるという基本的な考え方にに基づき、個人の状況に応じ、一律に学校復帰だけを目標とするのではなく、きめ細かく柔軟な対応や多様な学びの場を確保する支援が必要であるという方針を示しております。

実際に教育支援を行う場として、横瀬町では教育支援センター、これはカワセミ教室とっておりますが、1市3町では、それぞれの名称で不登校児童生徒への支援を行っております。

このほか、秩父地域内においては、不登校児童生徒の支援を行う施設を民間団体が立ち上げ、学びの場を提供しております。これらの施設では、所在自治体の児童生徒のみならず近隣自治体からの利用者がいるため、民間が行う不登校児童生徒の学習支援や居場所づくりの支援を秩父地域1市4町の定住自立圏事業としたいものでございます。そのため、民間施設の運営費に対する補助について、秩父市において令和8年度当初予算に計上してございます。

最後に、資料といたしまして添付いたしました、ちちぶ定住自立圏形成協定項目一覧は、項目ごとに各市町がいつ協定を締結したかを丸や三角を示した表となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上説明とさせていただきます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 この契約書を見ると、甲の役割と乙の役割があるのですが、乙は企画立案に協力するとありますが、企画立案をしてはいけないのかということと、bの関連事業の実施に協力するという、これもありますけれども、関連事業を実施してもよろしいのかということでお聞きいたします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは答弁させていただきます。

この企画立案については秩父市がということだと思いますけれども、ここら辺については共同してやっていくというふうに認識をしております。

それと、関連事業につきましても、これもできないということではなくて、できると思いますが、連携してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 この内容の詳細について、ちょっとお伺いしたいと思います。

各市町の教育委員会、大変努力されていて、この問題、おのおのが解決されていて大変素晴らしいことだと思っています。利用者側からすると、総務文教の委員会でも出ましたが、そこに行く足、通学手段というか、それが若干不備というか、満足にはないということもあって、よそのところに行きたいのだけれども、手段がないというようなケースが出てきているということなのです。踏み込んでいただいて、この定住自立で中心になってやっていただくのであれば、送迎車について検討があったかどうか。これ読む限りないのだけれども、そこまで踏み込んでいただけたかどうか、お伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 今回のこの件の検討に当たりましては、実際に今対象となる施設が2施設ございます。ですので、そこに通われている方が前提でありますので、送迎の具体的な検討というのは、私が出席した限りではなかったように感じます。ですが、この後、そういった課題等もあると思いますので、その辺については順次検討を進めていければというふうに思います。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第23号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第7、発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 ただいま上程されました発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、横瀬町議会議員の定数を次回の一般選挙から、現在の12名を1名削減し、11名にするものです。

これは、3期連続無投票の結果を踏まえ、将来の議会運営の在り方や幅広い人材の確保ができるよう、令和5年第7回定例会において設置された議会改革特別委員会において、議員定数についても、全国の類似自治体や近隣自治体の状況などを参考に協議を重ね、また、その間実施した議会の議会報告会にて参加いただいた皆様からのご意見等を考慮し、令和7年12月26日に開催した全員協議会において協議した結果、この案を提出するものであります。

何とぞ本案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○向井芳文議長 提出者の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号、反対の立場で討論させていただきます。

まずもって、私の考えでは、議員の定数は11名ではなく10名だと考えております。理由については、幾つかございますが、主な理由としまして、まず1つ目になります。現在、議会改革特別委員会は、議員報酬の見直しについても議論が交わされており、本定例会でも議会改革特別委員会から答申が出ております。

内容については、行財政改革を行った際に減らした報酬分を元に戻すという内容になっておりますが、当時のことを知らない町民は多く、現在の議員報酬から増えると考えれば、議員報酬に戻すではなく、議員報酬を増額しますになるかと思われまます。今までと同じ議員報酬であれば、議員の定数は1名の削減でも、純粋に1名分の報酬が削減となり、歳出は増えることはありませんが、今後、議員報酬を増額する予定ですので、議員定数の削減が1名では、横瀬町の歳出が増えてしまう可能性があります。

今回の予算を見ても、横瀬町の財政は潤沢にある状況とは思えません。横瀬町の財源は限りあるものです。歳出を少しでも抑え、横瀬町、そして町民の皆様のためにと考えるのであれば、歳出を増やすではなく、議員報酬の増額はありますが、定数を2名減らすことで横瀬町の歳出は増やしませんという形が必要と考え、その内容であれば町民の皆様にも説明が付き、納得していただけるかと思ひます。

次に、2つ目になります。現在、横瀬町の議員数は欠員が発生し、現状10名となっております。私は

2名欠員の10名でも、議会運営は特に問題がなく、正常に執り行われていると感じております。少なくとも今この議場にいる議員の皆さんも、10名でも問題なく議会運営ができるものと考えているのではないのでしょうか。さらに言えば、過去にも欠員が生じて議員が10名という時期がありましたが、議会運営は正常に行われていたはずで、このように10名という議員数で問題なく議会運営ができていると考えれば、この人数で十分だと思われま。あえて10名できている議会運営に対して、1名増やした議員定数にする必要はないと私は考えます。

次に、3つ目になります。横瀬町の人口に対し議員が多く感じられます。地域の声を拾う活動、また地域の問題を議員に解決してもらうなどを考えますと、一定数の議員は絶対必要だと思います。しかし、横瀬町の人口で考えますと、最初の無投票選挙だった2015年横瀬町の人口は約8,500人、当時議員12名ですので、割合で考えますと約700人に対して1人になります。現在の横瀬町の人口は約7,480人です。この約10年で1,000名減少しており、人口減少については予測より緩やかではあるものの、今後も横瀬町の人口は減少していく予測であります。現在の人口ベース、そして予測される人口減少数を見れば、議員10名でも地域の声を拾える人数だと思われま。

理由は3つありましたが、ほかにも議論の中では、議員定数を減らすと新人が出づらい、出にくい環境になるという意見もほかの議員からありました。ですが、少なくとも私が議員をやろうと思った理由の中に、定数が多いから議員をやろうとか、定数が少ないから議員はやらないという気持ちで立候補はしておりません。少しでも横瀬町のために、そして町民のためにと考えるのであれば、定数に関係なく新人は立候補すると思われま。

また、無投票が3期続いており、定数削減については多くの町民が関心を持っております。令和元年に町民から定数削減に関する陳情が出ておりました。しかし、議会は議長預かりでとめてしまい、議会として検討を行っていなかったのも事実です。もし段階的に定数削減と考えていたのであれば、陳情いただいたタイミングで議会として議論をスタートしていなくてはならなかったのだと思われま。私の考えでは、議員とは、町民の声を拾い、町民の代表となり、その声をこの議会に反映していくものだと考えます。

昨年の12月26日に行われた全員協議会では、議員定数を減らしたくないという議員も2名おりました。その中で決まったこの定数11名案は、町民の声が本当に反映されている定数なのか、疑問があります。本当は減らしたくないけれども、無投票が3期続いているから、取りあえず1名減らして様子見ようかというように、取りあえずで進んでいるようにしか感じられま。もちろん、町民の声を全て聞き入れることは難しいと思われまが、過去の前例や、今現在10名という議員数で議会運営ができているのに、なぜその人数にしないのかは疑問しかありま。議員10名で議会運営はできるけれども、定数は11名にします。議員報酬は増額します。増額した議員報酬で横瀬町の歳出が増えます。議会は自分の身を守るためにチャレンジはしま。これでは町民の声を拾っているとは思えま。このような内容で町民の皆様が納得できるのでしょか。

議員の中には、議員報酬を増額する予定がある以上、議員自らも身を切る覚悟で町民に対して見せていなくてはならないという意見がありました。まさにそのとおりだと思います。定数11名案が本当に正しい人数なのか。そして、町民の皆様説明ができ、納得してもらえる定数なのか。今ここにいる議員は再度検討していただきたいと私は思っております。

この後、町民に納得していただける説明と、なぜ定数が11名必要なのかの賛成討論があるかと思います。ただ、先ほど述べさせていただきました理由の議員報酬の増額により歳出、現在議会運営ができています議員数10名、今後の横瀬町の人口減少、そして多くの町民の声を踏まえ、町民の皆様に説明ができ、納得していただける議員定数は私は10名だと考えております。

よって、議員定数11名案に私は反対とさせていただきます、討論を終わりにいたします。

○向井芳文議長 他に討論ございますか。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長のご指名をいただきましたので、発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今年度、議会改革特別委員会において、定数及び議員報酬等について議論を行いました。各委員より意見を述べていただきました。議会報告会の際のアンケート等住民の意見をまとめ、削減の方向で結論づけましたが、全員協議会を開いて最終案を決めることが望ましいとの結論により、全員協議会を開き、各議員から意見を聞きました。定数11名と10名の2案となり、全会一致はできませんでした。最終的に多数決で決めた案で発議案として決めるという合意を得て採決を行い、定数11名と決定した次第であります。もしこの発議案が可決されなかったら、今までの特別委員会の議論や全員協議会の議論は何だったのか、議会の意思決定のシステムの崩壊につながりはしないかと懸念しています。この経緯を踏まえ、定数問題の所感を述べ、賛成討論とさせていただきます。

初めに、町村議会の現状と課題について、全国町村議会議長の会長が議員定数について次のように述べています。町村議会では、市町村合併や行財政改革の影響等により議員定数を大きく削減されましたが、このことは委員会審査の充実や政策提言、町に対しての監視機能を低下させる原因ともなっています。議員定数を考えるに当たって、住民代表として各地域から選出された議員で構成されているか、委員会運営、議事機関として十分な人数となっているか等、各議会において十分に議論して決定すべきであります。このまま定数削減をすれば、議会そのものが成り立たなくなるおそれがあることに注意が必要であろうと述べています。

町議会議員の定数削減は、人口減少や財政難を背景に推進されていますが、成り手不足や議会の監視機能の低下が懸念されます。メリットは経費削減や議論の効率化ですが、デメリットとして少数意見の反映が難しくなることや、住民の声、多様な声が届かなくなるという点が挙げられています。

ここでもう一度整理して、定数削減の主な背景と論点を挙げると、財政難（行政改革、議会費の削減による財政負担の軽減）、人口減少、高齢化など住民数に対応した適正規模の見直し、無投票の増加、成り手不足により無投票または定員割れするケースの増加を削減でその状況を打開し、実態に合わせる目的が入っていたり、削減のメリットとしては、経費の削減、効率的な議会運営、デメリットとしては、成り手不足の深刻化、削減により当選ラインが上がり、立候補の敬遠や若年、女性層などの多様な人材が参加しにくくなる。監視機能の低下、議員が減ると執行部の提案をチェックする機能の弱体化を招く。民意の反映の縮小、住民の声が聞きにくくなり少数意見が議会に反映されなくなる。住民と議会の関係性がますます希薄化する。委員会の活動の停止、停滞。定数が少な過ぎると、専門的な審議をするための常任委員会

などが十分に機能しなくなる。

また、近年の傾向と留意点として、かつてのような削減ありきの姿勢から、地域の実情に応じた適正規模を模索する方向へ転換しつつあります。単に人数を減らすだけでなく、議会改革、ペーパーレス化や夜間、休日開催などをセットで検討すべきという意見も強い。小規模自治体では、定数削減より報酬の増額や議員の成り手不足、成り手確保が優先されるケースも増えている。議会は住民の意思を反映する場所であるため、財源は財政的な側面だけでなく、議会の機能を損なわないよう丁寧な議論が行われています。

ここで、財政面でのメリットについて、次のような見解があります。地方自治体の歳出、各目的別を確認すると、議会費は全体の1%程度であり、僅かな議会費の削減を検討しても、すぐに限界が来ます。また、議員定数を削減しても、議員定数は地方交付税の算定基礎となっているため、小規模自治体にとって劇的な効果はないという見解があります。むしろ議会の一つの役割である行政監視機能を発揮すれば、99%を占める執行機関の歳出に切り込むほうが、最少の経費で最大の効果を達成するために賢明であります。すぐ数%の経費の確保につながります。

議員定数について、理論的根拠はありません。民主主義の根幹をなす議会制民主主義の制度からすれば、住民の多様な意見を集約し反映させるためには、議員は多ければ多いほど、その目的を達成されます。しかしながら、財政面があり、議会の機能面からどの程度の議員が必要であるかを考えなければなりません。

以下、拓殖大学の河村和徳先生の令和7年6月の講演の概要から抜粋したものを述べさせていただきます。初めに、民主主義を研究している有識者で、議員定数を減らすべきと考える人はいない。行財政改革を理由に定数削減をしても、劇的な効果はない。先ほど述べた議員定数は、地方交付税の算定基礎となっているため、議会の機能と議員数については、地方議会の機能の一つは住民の意見を集約して議論すること。2つ目は、地方議会の意思決定を行うこと。委員会は議論する場であり、本会議は議決、意思決定をする場である。この2つを両立させ機能させるのが地方議会であります。

長くなるので省略しますが、議員定数は議会の機能が前提となります。議会の2つの機能を前提に置かず、議員定数を多過ぎるから減らしましょうというのは理念なき削減である。議員定数が少ないほうが効率的であるが、1人減らしても運営できるから1人減らしてもいいでは駄目。1人減らすことにどういう意味があるのかを説明できない。それをやっている、1人減らしてもまだ減らせるのではないかとと言われて、いつまでたっても議員を減らすという声がなくなる。

次に、議員定数は常任委員会、議論の場の数と連動しますと言われていています。議員定数と常任委員会の数と連動すべきであります。議員定数イコール常任委員会の数掛ける1常任委員会の定数プラス議長1となる。あるいは議長プラス1となります。議決するために議員定数は多いほうが、常任委員会は議論を行う会議体であり、効率的に議論を行うためには、経験則として1常任委員会6から10名程度が適当と述べられています。私は全国町村議長の会の理事として、町村議会の制度検討委員会の委員として関わりました。この上にも常任委員会の定数は少なくとも6は必要であるという当時の専門委員の発言があったと記憶しています。常任委員会数2、定数6、計12の現議員定数がミニマムと考えていますが、アンケート等配慮し、段階的に1減の定数11の本発議案に賛成いたします。

最後に、議員定数の削減を検討する前に、本来議員の能力の開発が重要であり、議員が努力せず、真っ先に議員定数に取り組むことは、議員の能力のなさの証明につながります。そして、議員一人一人の存在

意義を否定しているとも取れます。今後の議会活動を発展させるためにも、進展させるためにも、まず1減とし、その後に委ねるべきと考えます。議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

○向井芳文議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第7、発議第1号 横瀬町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○向井芳文議長 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○向井芳文議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。

---

#### ◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○向井芳文議長　ここで議長より申し上げます。

明日3月11日は東日本大震災の発生から15年となります。この震災で犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表し、1分間の黙祷をささげたいと思います。

なお、当議会におかれましても、先輩方が当時の被災地に赴き、大変いろいろな支援をされていたということをお聞きしております。心より敬意を表するものでございます。

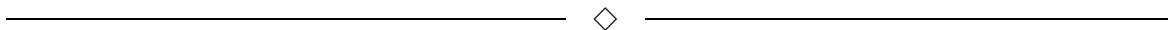
この震災、多くの犠牲になられた方々、このことをいつまでもしっかり忘れないように、この黙祷をささげるものでございます。

ご起立できる方はその場で起立し、黙祷をお願いいたします。

黙祷。

〔黙　　祷〕

○向井芳文議長　黙祷を終わります。ご着席ください。



◎閉会の宣告

○向井芳文議長　以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで議会を閉じます。

令和8年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会　午後　3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫